

東郷町地域防災計画

(令和 7 年度版)

東郷町防災会議

目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 東郷町地域防災計画の作成又は修正	3
第5節 計画の周知徹底	3
第6節 防災組織の整備	3
第2章 本町の特質と災害要因	5
第1節 本町の地形・地質等	5
第2節 過去の災害状況	5
第3節 社会的条件	10
第3章 被害の想定	11
第1節 地震被害の想定	11
第2節 風水害等の災害想定	16
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	18
第1節 実施責任	18
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	19
第2編 災害予防	33
第1章 防災協働社会の形成推進	33
第1節 防災協働社会の形成推進	33
第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	34
第3節 企業防災の促進	38
第2章 建築物等の安全化	40
第1節 地震災害に対する建築物の耐震推進	40
第2節 風水害等に対する公共建築物等の災害予防	42
第3節 道路・橋梁・河川・ライフライン関係施設等の整備	43
第4節 文化財の保護	51
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	52
第3章 都市の防災性の向上	56
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	56
第2節 防災上重要な都市施設の整備	56
第3節 建築物の不燃化の促進	57
第4節 市街地の面的な整備・改善	57
第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	58

第1節	土地利用の適正誘導	58
第2節	液状化対策の推進	58
第3節	宅地造成等の規制誘導.....	59
第4節	土砂災害の防止.....	59
第5節	被災宅地危険度判定の体制整備	62
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等.....	63
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	63
第6章	避難行動の促進対策.....	72
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備.....	72
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	73
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	74
第4節	避難誘導等に係る計画の策定.....	76
第5節	避難に関する意識啓発.....	78
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策.....	80
第1節	避難所の指定・整備等.....	80
第2節	要配慮者支援対策	83
第3節	帰宅困難者対策.....	88
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策.....	90
第1節	火災予防対策に関する指導	90
第2節	消防力の整備強化	91
第3節	危険物施設の防災対策.....	92
第4節	毒物劇物取扱施設の防災対策.....	92
第5節	放射性物質及び原子力災害予防対策.....	93
第9章	広域応援・受援体制の整備.....	94
第1節	広域応援・受援体制の整備	94
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	96
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	97
第4節	防災活動拠点の確保等.....	97
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	98
第1節	防災訓練の実施.....	98
第2節	防災のための意識啓発・広報.....	101
第3節	防災のための教育	104
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	105
第11章	防災に関する調査研究の推進	106
	防災に関する調査研究の推進	106
第3編	災害応急.....	108
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	108

第1節	災害対策本部の設置・運営	108
第2節	職員の派遣要請	121
第3節	災害救助法の適用	121
第2章	避難行動	124
第1節	地震情報及び気象情報等の伝達	124
第2節	避難情報	130
第3節	住民等の避難誘導等	135
第4節	広域避難	136
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	138
第1節	被害状況等の収集・伝達	138
第2節	通信手段の確保	144
第3節	被害状況等の調査収集及び伝達の個別計画	146
第4節	広報	153
第4章	応援協力・派遣要請	155
第1節	応援協力	155
第2節	応援部隊等による広域応援等	158
第3節	自衛隊の災害派遣	158
第4節	ボランティアの受入れ	162
第5節	防災活動拠点の確保等	164
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	165
第5章	救出・救助対策	167
第1節	救出・救助活動	167
第2節	航空機の活用	168
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	171
第1節	医療助産救護	171
第2節	防疫・保健衛生	176
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	181
第1節	道路交通規制等	181
第2節	道路施設対策	186
第8章	水害防除対策	191
第1節	水防	191
第2節	防災営農	194
第9章	浸水対策	197
第1節	浸水想定区域における対策	197
第2節	浸水対策	198
第10章	避難者・帰宅困難者対策	199
第1節	避難所の開設	199

第2節	避難所の運営	202
第3節	要配慮者支援対策	208
第4節	帰宅困難者対策	209
第11章	水・食料・生活必需品等の供給	211
第1節	給水	211
第2節	食料の供給	212
第3節	生活必需品の供給	215
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	217
第1節	環境汚染防止対策	217
第2節	地域安全対策	217
第13章	遺体の取扱い	219
第1節	遺体の捜索	219
第2節	遺体の処理	220
第3節	遺体の埋火葬	221
第14章	ライフライン施設等の応急対策	223
第1節	電力施設対策	223
第2節	ガス施設対策	225
第3節	上水道施設対策	227
第4節	下水道施設対策	227
第5節	通信施設の応急措置	228
第6節	郵便業務の応急措置	231
第7節	ライフライン施設の応急復旧	231
第15章	航空災害対策	232
第16章	道路災害対策	234
第17章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	236
第1節	危険物等施設対策	236
第2節	危険物等積載車両対策	238
第18章	放射性物質及び原子力災害応急対策	239
第1節	放射性物質災害発生時の応急対策	239
第2節	特定事象発生時の応急対策	240
第3節	緊急事態応急対策	242
第4節	県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策	244
第19章	大規模な火事災害及び林野火災対策	245
第1節	大規模な火事災害対策	245
第2節	林野火災対策	248
第20章	住宅対策	252
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	252

第2節	被災住宅等の調査	253
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	253
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	254
第5節	住宅の応急修理	256
第6節	障害物の撤去	258
第21章	応急教育・応急保育	260
第1節	対策の伝達及び臨時休業等の措置	260
第2節	教育施設及び教職員の確保	261
第3節	応急な教育活動についての広報	263
第4節	教科書・学用品等の給与	263
第5節	学校給食対策	264
第6節	児童生徒の健康保持	264
第7節	応急保育対策	264
第8節	文化財の応急対策	265
第22章	災害救助法の適用	266
	災害救助法の適用	266
第4編	災害復旧・復興	269
第1章	復興体制	269
第1節	復興本部の設置等	269
第2節	復興計画等の策定	269
第3節	職員の派遣要請	270
第2章	公共施設等災害復旧対策	271
第1節	公共施設災害復旧事業	271
第2節	激甚災害の指定	272
第3節	暴力団等への対策	274
第3章	災害廃棄物等処理対策	275
	災害廃棄物等処理対策	275
第4章	震災復興都市計画の手続き	277
第1節	第一次建築制限	277
第2節	第二次建築制限	278
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	278
第5章	被災者等の生活再建等の支援	279
第1節	り災証明書の交付	279
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	280
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免等	280
第4節	金融対策	283
第5節	住宅等対策	285

第6節 労働者対策	286
第6章 商工業・農林水産業の再建支援	288
第1節 商工業の再建支援	288
第2節 農林水産業の再建支援	288
第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	290
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	290
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	290
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	294
別紙 東海地震に関する事前対策	298
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	298
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	298
第2節 東海地震に関する情報	300
第2章 地震災害警戒本部の設置等	302
第1節 地震災害警戒本部の設置	302
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	310
第3節 警戒宣言発令時等の広報	313
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	315
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	316
第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保	316
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	317
第4章 発災に備えた直前対策	320
第1節 避難	320
第2節 消防、浸水等対策	323
第3節 社会秩序の維持対策	323
第4節 道路交通対策	324
第5節 鉄道	326
第6節 バス	327
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	328
第8節 生活必需品の確保	330
第9節 金融対策	331
第10節 郵政事業対策	333
第11節 病院、診療所	333
第12節 緊急輸送	333
第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	335
第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策	336
第1節 道路	336
第2節 河川及び農業用ため池	336

第3節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	336
第4節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	338
第5節	工事中の建築物等に対する措置	339
第6章	他機関に対する応援要請	340
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	340
第2節	自衛隊の地震防災派遣	340
第7章	住民のとりべき措置	342
第1節	家庭においてとりべき措置	342
第2節	職場においてとりべき措置	343

第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震及び風水害等の災害に対処するため、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを最大の目的とする。

第2節 計画の性格

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東郷町防災会議が本町の地域に係る防災計画として、大規模な地震及び風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定める。
- (2) この計画を効果的に推進するため、町及び県は、防災に関する政策、方針決定過程を始めとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、防災体制を確立するよう努める。
- (3) 住民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共の団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。
- (4) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

ア 県民の生命を最大限守る

イ 地域及び社会の重要な機能を維持する

ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

エ 迅速な復旧復興を可能とする。

(5) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図る。

(6) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されており、地域防災計画において、以下の事項を定めることとなっている。これらの事項について定めた部分を同法では、「南海トラフ地震防災対策推進計画」と呼び、本計画においては、津波に関連した内容であるイを除く事項を「第2編 災害予防」、「第3編 災害応急」及び「第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

ア 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

イ 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

ウ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

エ 関係指定行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体、その他の関係者との連携協力の確保に関する事項

オ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容を次のとおりとする。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害及び被害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策等
第3編	災害応急	災害が発生した場合の応急対策等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等

第4節 東郷町地域防災計画の作成又は修正

東郷町防災会議は、東郷町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

東郷町地域防災計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、特に愛知県地域防災計画において、計画事項に示すものについては、本町の地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第5節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図る。

また、この計画のうち特に必要と認める事項は、地域住民に周知徹底を図るとともに、第2編災害予防に掲げる訓練を十分に実施する。

第6節 防災組織の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、この計画に従い、東郷町災害対策本部、或いは東郷町地震災害警戒本部を設置して応急対策を実施する。

1 東郷町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町区域内の公共的機関その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び東郷町防災会議条例（昭和38年東郷町条例第5号）の規定に基づき、町長を会長に、同条例第3条に規定する委員により構成される町長の附属機関として設置する。

その所掌事務は、町地域防災計画を作成し実施を推進すること、防災に関する重要事項を審議すること、その重要事項に関し町長に意見を述べること及びその権限に属する事務の実施を任務とする。

2 東郷町災害対策本部

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定により東郷町災害対策本部を設置し、本町における防災活動を強力に推進する。

なお、組織及び活動計画については、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」で定める。

3 東郷町地震災害警戒本部

町の地域に東海地震予知情報又は警戒宣言が発令された場合は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、東郷町地震災害警戒本部を設置し、東海地震発生に対処するため、広報、避難等万全の警戒体制をとり、住民の安全を確保する。なお、

組織及び活動計画については、第5編第2章「地震災害警戒本部の設置等」で定める。

4 防災組織の育成

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害される場合が予想される。このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため本町においては、行政区を単位とし地域住民による自主防災組織及び現在組織されている消防団等の強化、育成を図る。

第2章 本町の特質と災害要因

第1節 本町の地形・地質等

本町は、名古屋市東部に隣接し、平野部と丘陵部の接合部にあたり起伏に富んだ地形で、東西 6.34 km、南北 6.36 km、総面積 18.03 km²を有している。

標高は、最高 112m、最低 17m で 100m 近い標高差がある。地質、地盤は粘土、シルト、砂、砂礫を主体とする新生代第三紀鮮新世瀬戸層群に属する矢田川累層からなり、ところによってその上部に第四紀更新世に属する沖積層の八事層又は第四紀完新世に属する沖積層が覆っている。

水系は、みよし市との境に境川が流れ、それぞれの丘陵地の合間を前川、春木川が流れ、境川に合流している。また、ため池が点在しそれを起点とする小河川が多くみられる。

年間の平均気温は、15℃程度で、年間降水量は 1,500 mm程度とそれほど多くなく、降雪はまれである。

第2節 過去の災害状況

1 過去の地震とその被害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。

過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

(1) 海溝型大地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707年	8.6	宝永地震	—	県では渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。
1854年	8.4	安政東海地震	—	県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。

1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1,223人	県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋臨港部等では著しい液状化現象による被害があった。
-------	-----	-------	--------------------	---

(2) 内陸型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1586年	7.8	天正地震	死者 5,500人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波高2～4m。
1891年	8.0	濃尾地震	死者 7,885人	県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。
1945年	6.8	三河地震	死者 2,306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、県域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

2 過去の風水害等とその被害

- (1) 昭和34年9月に発生した伊勢湾台風による被害が甚大であり、本町においても死者の発生、家屋の倒壊等があった。

ア 人的被害

- (ア) 死者 3人
(イ) 負傷者 58人

イ 物的被害

- (ア) 家屋の倒壊 124戸
(イ) 家屋の半壊 543戸
(ウ) 床下浸水 124戸

- (2) 平成12年9月11日の東海豪雨では、愛知県内（特に、名古屋市や西枇杷島町等）で甚大な被害が発生した。名古屋地方気象台では、9月11日の1日で428mmの雨量を

観測し、愛知県全域で家屋被害は 65,649 棟（全・半壊・一部破損 319 棟、床上浸水 22,078 棟、床下浸水 39,728 棟）に上り、被災人口は 180,149 人に達し、本町においても次表の被害がみられた。

ア 被害状況

区 分		内 容	摘 要
住宅 浸水等	床上浸水	5 戸 5 世帯 16 人	春木字伊勢木ほか
	床下浸水	33 戸 34 世帯 131 人	町内全域
	非住家	床上浸水 3 戸 床下浸水 3 戸	
道路	損壊	25 箇所	
	冠水	5 箇所	神ノ木交差点付近 枿池～伊勢木付近 春木字伊勢木地内（農協裏開発地域） 四ツ塚～追分付近 春木石塔地内
	通行不能 （崩壊、冠 水等）	6 箇所	名古屋岡崎線三ツ池交差点 冠水 諸輪字百々地内 法面崩壊 諸輪字東脇地内（新切川）道路陥没 和合ヶ丘 2 丁目 法面崩壊 御嶽公園 法面崩壊 春木字伊勢木地内（農協前） 冠水
橋梁	損壊、基礎 露出	6 箇所	通学橋 諸輪字小泉地内 春木川（春木字伊勢木(15-6-1 橋)） 春木川（伊勢木橋） 春木川（申下橋） 春木川（瀬戸大府バイパス高架下前田橋西）
河川	越水	1 箇所	新切川（諸輪字米ヶ廻間 新切下池付近）
	法面崩壊	4 箇所	春木川（現タチヤ南から渡辺木材西） 春木川（春木字伊勢木(15-6-1 橋付近)） 前川（篠木橋上流） 濁池川

イ 災害関係データ

区 分		内 容	備 考
降雨量		最大 63mm (21 時から 1 時間)	17:00－18:00－19:00－20:00－21:00 3mm 37mm 42mm 36mm
			21:00－22:00－23:00－24:00 63mm 53mm 31mm
災害対 策本部 等	災害対策 本部	設置時刻 9 月 11 日 20 時 30 分 廃止時刻 9 月 16 日 20 時 45 分	
	職員 配備数	88 名	延べ出動人員 223 人
避難 勧告	傍示本 地区	対象 15 世帯 72 人 実質 4 世帯 12 人	避難所 傍示本公民館 開設 11 日 22:30 解除 12 日 2:30
	和合ヶ丘 地区	対象 16 世帯 48 人 実質 1 世帯 4 人	避難所 和合ヶ丘集会所 開設 12 日 6:30 解除 13 日 8:30
自主避 難の呼 び掛け	四ツ塚 地区	対象 26 世帯 87 人 実質 10 世帯 29 人	避難所 部田コミュニティセンター 開設 11 日 22:30 解除 12 日 10:30
避難所 の開設 等	和合地区	避難者なし	避難所 和合公民館 開設 11 日 22:30 解除 12 日 2:30
	諸輪地区	避難者なし	避難所 諸輪公民館 開設 11 日 22:30 解除 12 日 2:30
	祐福寺 地区	避難者なし	避難所 祐福寺公民館 開設 11 日 22:30 解除 12 日 2:30
り災証明書 発行件数		16 件	家屋 15 件、自動車 1 件
消防団員 出動人員数		延べ 100 人参集 (1 日あたり 50 人)	全分団要請 11 日午後 8 時 25 分から 12 日午前 8 時 30 分まで
尾三消防署 出動人員数		6 名	

(3) 平成24年8月11日の局地的な豪雨により、本町において次表の被害がみられた。

ア 被害状況

区 分		内 容	摘 要
住宅 浸水等	床上浸水	19棟 19世帯 44人	春木字伊勢木ほか
	床下浸水	46棟 39世帯 127人	春木字伊勢木ほか
	非住家	床上浸水2棟	東郷町役場、尾三消防本部東郷消防署
道 路	損壊	59箇所	町内全域
	冠水	14箇所	春木字伊勢木地内 春木字石塔、申下地内 春木字四ツ塚～追分地内 諸輪字仁登、観音地内 和合ヶ丘地内、春木台地内ほか
	通行不能 (崩壊、冠 水等)	6箇所	白鳥1丁目地内 道路陥没 白鳥1丁目、3丁目(愛知池線) 冠水 諸輪字百々地内 崩壊 和合字前田地内 冠水 春木字伊勢木、榊池地内 冠水 春木字勘右エ門新田地内 崩壊
橋 梁	損壊、基礎 露出	1箇所	諸輪字前田地内(前川)
河 川	越水	1箇所	春木川(春木字羽根穴付近)

イ 災害関係データ

区 分		内 容	備 考
降雨量		最大 72mm (15時から1時間)	13:00-14:00-15:00-16:00-17:00 25mm 63mm 72mm 47mm
			17:00-18:00-19:00 3.5mm 1mm
災害 対策 本部 等	災害対策本部	設置時刻 8月11日 15時00分 廃止時刻 8月11日 22時10分	
	職員配備数	56名	延べ出動人員 103人(8/11~13)

避難勧告	—	
自主避難	10人	東郷町役場3人、和合公民館4人、 北山台コミュニティセンター3人
避難所の開設等	—	
り災証明書発行件数	11件	浸水8件、落雷3件
消防団員出動人員数	述べ45人参集	全分団要請 11日15時55分から20時21分まで
尾三消防本部非常配備体制	14:22 第2非常配備 15:41 第3非常配備 (20:30 解除)	

第3節 社会的条件

災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件のほか人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

本町における社会的な災害要因としては主に次のような点が挙げられる。

- 1 昭和40年代半ばから土地区画整理事業や大規模住宅団地等の建設により都市化が進み、人口が増加したため大災害の時にはそれに比例して被災人口も増加する心配がある。
- 2 都市化の進展により住宅地が増え、里山が減ったことにより、降雨時に浸透する水量が減り、出水量が増加することにより河川等の氾濫を引き起こす危険性がある。
- 3 電力、ガス、水道、下水道、電話等は現代社会を支える基礎的なインフラであり、これらのライフライン施設が被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、2次災害の危険もある。また、これらのインフラに対する依存度は、災害対応を行う役場など公共機関においても高いため、十分な事前の対応がされていないと災害応急対策に大きな影響を与えてしまう。
- 4 町内には名古屋市と豊田市を結ぶ国道153号バイパスなど社会経済的な面で重要な路線が通っており、災害等により、これらの通行が阻害された場合には、被害の拡大が心配される。
- 5 人々の価値観の多様化等により地域社会が変容し、コミュニティ意識の低下を招いている。そしてこのことは、消防団員確保が困難になるなど地域防災力の低下につながっている。

これらの災害要因をできる限り克服し、災害による被害を最小限に食い止めるには、まず第1に住民が自分の身は自分で守るという自助、向こう3軒両隣での互助、身近な自治会等による共助、そして行政による公助がうまく機能するような防災協働社会の形成を進める必要がある。

第3章 被害の想定

第1節 地震被害の想定

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

1 想定地震

(1) 海溝型地震

東海地震、東南海地震及び東海・東南海地震連動を想定する。

(2) 内陸型地震

猿投一境川断層又は猿投山北断層の活動による直下型地震を想定する。

ア 猿投一境川断層

愛知県が実施した各種調査・探査の結果、猿投一境川断層は、その南西方の高根山撓曲と地形・地質や断層の連続性から判断して、連続する断層の可能性が高い。その場合の長さは両者を合わせて約34kmと推定され、活動度はB級最下位（0.1m/千年程度）であることが確認された。

藤岡町深見地区で実施した詳細調査の結果、猿投一境川断層の最新活動時期は約11,800年前である可能性が高い。この断層の活動間隔は約1.4～3.4万年程度と推定される。活動間隔が相当長い、活動間隔値には誤差もあるため安全とは言い切れず、注意を怠ることはできない。

イ 猿投山北断層

平成7～8年度に愛知県建築部が猿投山北断層の詳細な調査を実施し、この結果や既存資料等から断層の位置及び長さ（21km）が判明している。

この調査によれば、1回の変位量と活動間隔の関係から、右横ずれを主体とした平均変位速度は0.5m/千年程度と推定され、活動度はB級中位である。また、最新活動時期は約1,900年前～3,300年前、活動間隔は約5,000年とされている。このことから、今後数百年以内という近い将来に活動する可能性は、完全に否定できないものの高くはないと考えられている。

ウ 高根山撓曲

地形・地質や断層の連続性から判断して、猿投一境川断層の一部と考えられる。

2 南海トラフで発生する恐れのある地震の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測調査対象とした地震

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地

震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本町に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本町としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため次の地震モデルを本町における被害想定の対象地震とする。

ア 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

本町の地震対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

イ 「理論上最大想定モデル」

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」）

本町の地震対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

3 被害想定結果

本町における被害想定は、「過去地震最大モデル」、「理論上最大想定モデル」とも最大震度「6強」となり、これらによる被害は次のとおりである。

なお、次に掲載したデータは、冬早朝5時、夏昼12時、冬夕方18時の設定のうち、被害が最大になる冬夕方18時のものである。

	全壊・焼失棟数（冬夕方18時発災）					
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地	火災	合計
過去地震最大モデル	約90	*	*	*	約10	約100
理論上最大想定モデル	約700	*	*	*	約200	約900

*：被害わずか（5未満）

①5未満→「*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」

次に掲載したデータは、被害が最大になる冬早朝5時のものである。

	死者数（冬早朝 5 時発災、早期避難率低の場合）							合計
	建物倒壊 （うち屋内 収容物移動・ 転倒、屋内落 下物）	浸水・津波 （うち自力 脱出困難） （うち逃 げ遅れ）			急傾斜地 崩壊等	火災		
過去地震 最大モデル	*	*	*	*	*	*	*	*
理論上最 大想定モ デル	約 40	*	*	*	*	*	*	約 40

次のライフライン機能支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等の量については、「過去地震最大モデル」に基づく予測値である。

ライフライン機能支障（発災1日後；冬夕方18時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LPGガス
断水人口 （人）	機能支障 人口（人）	停電軒 数（軒）	不通回線 数 （回線）	停波基地局 率（％）	復旧対象戸 数（戸）	機能支障世 帯数（世帯）
約 24,000	約 24,000	約 16,000	約 3,900	80	*	約 200

避難者数（人）（冬夕方18時発災）			帰宅困難者数（人） （夏昼12時発災）	災害廃棄物等（千 トン）（冬夕方18 時発災）
1日後	1週間後	1か月後		
約 600	約 4,300	約 1,600	約 1,900～2,000	約 16

4 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化（耐震化率100%）や家具等の転倒・落下防止対策実施（実施率100%）等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定されている。

5 活断層に関する調査研究

活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び最優先順位付けを行うため、

平成7年度に直下型大地震対策調査を実施した。これにより、県は平成8年度から活断層調査を行っているが、その結果は、次のとおりである。

(1) 知多北部・衣浦東部地域の活断層調査の結果

ア 大高―大府断層及び高浜撓曲崖

大高―大府断層と高浜撓曲崖は、音波探査や地質構造の結果から同一の断層であることが判明し、大高―高浜断層と称されることになった。この断層の活動間隔は1万年から1万7千年程度、最新活動時期は2千年から3千年程度前と推定される可能性が高いことが判明した。

イ 加木屋断層及び阿久比撓曲

加木屋断層と阿久比撓曲は、地質構造や物理探査の結果から半田市南部の成岩地区まで延びている同一の断層であることが判明し、加木屋―成岩断層と称されることになった。この断層の活動間隔は2万年程度と推定されるが、最新の活動時期の把握は困難であった。

ウ その他の断層

これまで加木屋断層の一部と考えられていた阿久比町から半田市亀崎地区付近に至る断層は、物理探査等の結果から加木屋断層とは連続せず、別の構造であることが判明し、この断層を阿久比東部撓曲と称することになった。この阿久比東部撓曲では、ここ数十万年に活動している証拠は得られなかった。

(2) 尾張西部地域の活断層調査の結果

ア 岐阜―一宮線

大深度反射法探査結果から深さ2,000m程度までの地下地質には、上下変位を示す累積的な構造は認められなかったため、岐阜―一宮線が大きな地震を繰り返してこしてきた主要起震断層と想定することは困難である。しかし、地層の小規模な不連続は認められることなどから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあるため、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

イ 大藪―津島線及び大垣―今尾線

ボーリング資料解析結果からこれまで断層が存在すると指摘されている付近には、地層の不連続は認められなかった。また、通商産業省地質調査所が平成9年度に実施した大深度反射法探査によって、大藪―津島線及び大垣―今尾線に相当する構造はないことが判明した。

ウ 弥富線及び木曽岬線

長良川河口堰付近で行われた既往の大深度反射法探査結果では、弥富線は存在しない可能性が極めて高いものと考えられる。なお、木曽岬線については、新しい知見は得られなかった。

(3) 尾張北東部・西三河北西部地域の活断層調査の結果

ア 猿投一境川断層

各種調査・探査の結果、猿投一境川断層は、その南西方の高根山撓曲と地形・地質や断層の連続性から判断して、連続する断層の可能性が高い。その場合の長さは両者を合わせて約 34km と推定され、活動度は B 級最下位（0.1m/千年程度）であることが確認された。

藤岡町深見地区で実施した詳細調査の結果、猿投一境川断層の最新活動時期は約 11,800 年前である可能性が高い。この断層の活動間隔は約 1.4～3.4 万年程度と推定される。活動間隔が相当長い、活動間隔値には誤差もあるため安全とは言い切れず、注意を怠ることはできない。

イ 高根山撓曲

地形・地質や断層の連続性から判断して、猿投一境川断層の一部と考えられる。

ウ 猿投山北断層

平成 7～8 年度に愛知県建築部が猿投山北断層の詳細な調査を実施し、この結果や既存資料等から断層の位置及び長さ（21 km）が判明している。

この調査によれば、1 回の変位量と活動間隔の関係から、右横ずれを主体とした平均変位速度は 0.5m/千年程度と推定され、活動度は B 級中位である。また、最新活動時期は約 1,900 年前～3,300 年前、活動間隔は約 5,000 年とされている。このことから、今後数百年以内という近い将来に活動する可能性は、完全に否定できないものの高くはないと考えられている。

エ 笠原断層

空中写真判読の結果、低断層崖の可能性のある地形が見いだされ、活断層の存在が推定された。

(4) 活断層文献調査研究

愛知県とその周辺の活断層に関する各種文献・資料の調査を平成 11 年度から平成 13 年度までの 3 年間かけて実施し、歴史地震一概要と活断層一、現在の地震活動、中部日本南部の主要活断層の長期評価、愛知県とその周辺の活断層についてまとめた。

養老一桑名一四日市断層帯の記述のなかで、地震発生の可能性が指摘された養老断層に近い。

濃尾平野の西方は軟弱地盤かつ海拔 0 メートル地帯であるため、有効な地震防災対策を総合的に検討することが急務であると指摘されている。

(参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価

[主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和 4 年（2022 年）1 月 1 日）]

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4)		地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
愛知県	屏風山・恵那山ー猿投山断層帯 (屏風山断層帯) ^(注5)	びょうぶやま・ えなさんーさな げやまだんそう たい	6.8程度	Aランク		0.2%～0.7%	0.4%～1%	0.8%～2%	不明	4,000～12,000年程度 不明
	屏風山・恵那山ー猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク		不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 不明
	屏風山・恵那山ー猿投山断層帯 (恵那山ー猿投山北断層帯)		7.7程度	A＊ランク		ほぼ0%～2%	ほぼ0%～3%	0.001%～6%	0.4～1.1	約7,200～14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前
	屏風山・恵那山ー猿投山断層帯 (猿投ー高浜断層帯)		7.7程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃
	屏風山・恵那山ー猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注5)		7.4程度	Aランク		0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	いせわんだん そうたい	7.2程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03～0.1	10,000年～15,000年程度 概ね1000年前以後～500年前以前
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク		ほぼ0%～ 0.002%	ほぼ0%～ 0.004%	ほぼ0%～ 0.01%	0.2～0.4	5,000年～10,000年程度 概ね2,000年前以後～1,500年前以前
	伊勢湾断層帯 (白子ー野間断層)		7.0程度	A＊ランク		0.2%～0.8%	0.3%～1%	0.7%～3%	0.6～0.8	8,000年程度 概ね6,500年前以後～5,000年前以前
	岐阜ー一宮断層帯	ぎふーいちの みややだんそうた い	活断層ではないと判断される。							

注)・活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

- ・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。
- ・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。
- ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
- ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。
- ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

第2節 風水害等の災害想定

本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、具体的な計画の策定を行う。

1 台風による災害

- (1) 台風に伴う大雨による河川の氾濫、家屋の浸水、ため池の破堤等
- (2) 台風に伴う強風による家屋の倒壊等

2 集中豪雨等異常降雨による災害

- (1) 河川、ため池の氾濫による水害等
- (2) 低湿地域の排水不良による浸水等
- (3) 宅地造成地におけるがけ崩れ等

- 3 大規模火災
 - (1) 市街地等の住宅密集地における大規模火災
 - (2) 林野における大規模火災
- 4 異常干ばつによる災害
 - 干ばつに伴う上水道災害
- 5 危険物の爆発等による災害
 - ガス貯蔵等の爆発による火災等
- 6 その他
 - 上記以外の災害

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について要請又は指示を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 水防、消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物に対する応急措置を行う。
- (13) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県関係機関

〔県〕

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 境川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- (4) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (5) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

- (6) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (7) 避難の指示を代行することができる。
- (8) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (9) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助を行う。
- (10) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (11) 市町村の実施する水防、消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- (12) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
- (13) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (14) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (15) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (16) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (17) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (18) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- (19) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (20) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (21) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (22) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (23) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (24) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (25) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (26) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
- (27) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (28) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (29) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。
- (30) 県が管理する河川等について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

〔県警察〕

- (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。

- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (8) 災害時等における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (11) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

〔愛知県瀬戸保健所〕

災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

〔愛知県尾張建設事務所〕

- (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- (2) 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。

〔愛知県愛知警察署〕

- (1) 情報の収集、伝達及び災害原因調査を行う。
- (2) 警察広報を行う。
- (3) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (4) 被災者の救出、救護を行う。
- (5) 危険物の取締りを行う。
- (6) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (7) 交通規制を行う。
- (8) 犯罪の予防その他災害地における社会秩序の維持を行う。

3 指定地方行政機関

〔中部管区警察局〕

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整を行う。
- (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携を行う。
- (3) 管区内各県警察の相互援助の調整を行う。
- (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制を行う。
- (5) 情報の収集及び連絡を行う。

〔中部管区行政評価局〕

- (1) 被災者への生活支援情報の提供
- (2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設
- (3) 特別行政相談所の開設

〔東海財務局〕

- (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。
- (5) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
- (6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

〔東海北陸厚生局〕

- (1) 災害状況の情報収集、連絡調整
- (2) 関係職員の派遣
- (3) 関係機関との連絡調整

〔東海農政局〕

- (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等を行う。
- (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
- (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

〔中部経済産業局〕

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。

- (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
- (5) 必要に応じて県災害対策本部等への職員の派遣を行う。

〔中部運輸局〕

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- (6) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

〔名古屋地方気象台〕

- (1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。
- (2) 愛知県及び町が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。
- (3) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。
- (4) 都道府県や町、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。
- (5) 町が行う避難情報等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。
- (6) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (7) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (8) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (9) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (10) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

〔東海総合通信局〕

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通

信の監理を行う。

- (3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。
- (4) 非常通信訓練の計画及び実施についての指導を行う。
- (5) 非常通信協議会の運営を行う。
- (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

〔愛知労働局〕

- (1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講じるよう要請する。
- (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当(賃金日額の4.5割～8割に相当する額)の支給を行う。

〔中部地方整備局〕

- (1) 災害予防
 - ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
 - イ 降雨、河川水位等について観測する。
 - ウ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - エ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - オ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - カ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

キ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

(2) 地震防災応急対策

ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。

イ 道路利用者に対して、地震予知情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。

(3) 初動対応

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。

(4) 応急復旧

ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合及び災害が発生した場合又はおそれのある場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。

イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。

エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

〔中部地方環境事務所〕

(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。

(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

〔近畿中部防衛局東海防衛支局〕

(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。

(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

〔国土地理院中部地方測量部〕

(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- (4) 被災した地域の災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施に当たっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 自衛隊

- (1) 自衛隊は、災害派遣要請者（県知事）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- ア 被害状況の把握を行う。
- イ 避難の援助を行う。
- ウ 遭難者等の搜索救助を行う。
- エ 水防活動を行う。
- オ 消防活動を行う。
- カ 道路又は水路の啓開を行う。
- キ 応急医療、救護及び防疫を行う。
- ク 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ケ 給食及び給水を行う。
- コ 入浴支援を行う。
- サ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- シ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- ス その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

- (2) 地震災害における措置

ア 災害派遣の準備

- (ア) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- (イ) 災害派遣計画を作成する。
- (ウ) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

イ 発災後の対処

- (ア) 即時救援活動
人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- (イ) 応急救援活動
方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- (ウ) 方面隊による本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、

総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5 指定公共機関

〔独立行政法人水資源機構〕

- (1) 水資源機構施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

〔独立行政法人地域医療機能推進機構〕

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

〔日本銀行〕

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

- (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - ウ 通貨および金融の調節
- (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ア 決済システムの安定的な運行に係る措置
 - イ 資金の貸付け
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (5) 各種措置に関する広報
- (6) 海外中央銀行等との連絡・調整

〔日本赤十字社〕

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保及び医療救護班の派遣準備を行うほか、必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- (2) 避難所の設置に係る支援を行う。
- (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- (4) 血液製剤の確保と供給を行う。
- (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分に当たっては、地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- (6) 義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速かつ公正な配分に努める。

〔日本放送協会〕

- (1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策

本部を設置し、万全の体制を整える。

- (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
- (3) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- (4) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- (5) 津波警報・注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
- (6) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

〔N T T 西日本株式会社〕

- (1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (4) 気象等警報を市町村へ連絡する。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

〔日本郵便株式会社〕

災害の発生又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施する。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔東邦瓦斯株式会社〕（※）

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

〔日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社〕

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸

送を行う。

〔中部電力株式会社（※1）、株式会社J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）〕

（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）

（※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。）

（※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

- （1）電力設備の災害予防措置を講じるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- （2）発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- （3）他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

〔N T T ドコモビジネス株式会社〕

- （1）災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- （2）災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- （3）発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- （4）災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- （5）電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

〔K D D I 株式会社〕

- （1）災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
- （2）災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- （3）災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

〔株式会社N T T ドコモ〕

- （1）発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- （2）災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- （3）携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

〔ソフトバンク株式会社〕

- （1）災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- （2）災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- （3）災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔楽天モバイル株式会社〕

- （1）災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- （2）災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。

(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔一般社団法人日本建設業連合会〕

「災害時における東郷町建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

〔「株式会社イトーヨーカ堂」、「イオン株式会社」、「ユニー株式会社」、「株式会社セブンーイレブン・ジャパン」、「株式会社ローソン」、「株式会社ファミリーマート」、「株式会社セブン&アイ・ホールディングス」〕

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

〔独立行政法人都市再生機構〕

- (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

6 指定地方公共機関

〔愛知用水土地改良区〕

かんがい排水施設の整備、点検及び災害復旧対策への指導及び助言を行う。

〔愛知県尾張水害予防組合〕

- (1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。

〔各ガス事業会社（東邦瓦斯株式会社を除く。）〕

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

〔一般社団法人愛知県トラック協会〕

- (1) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
- (2) 災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

〔各民間放送及び新聞社〕

日本放送協会に準ずる。

〔公益社団法人愛知県医師会〕

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県歯科医師会〕

- (1) 歯科保健医療活動に協力する。
- (2) 身元確認活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県薬剤師会〕

- (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔公益社団法人愛知県看護協会〕

看護活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県病院協会〕

医療及び助産活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県LPガス協会〕

- (1) LPガス設備の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

〔一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会〕

「災害時における東郷町建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

〔尾三消防組合〕

消防、救急及び救助を行う。

〔愛知中部水道企業団〕

上水道施設の災害応急復旧の実施及び緊急給水体制の整備を行う。

〔日進美化センター〕

災害時に被災地から搬入されたし尿等の処理を行う。

〔尾三衛生組合〕

災害時に被災地から搬入されたごみ等の処理を行う。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔あいち尾東農業協同組合〕

- (1) 関係の被害調査の実施、対策指導を行う。
- (2) 必要資機材及び融資のあっせんへの協力をする。

〔東郷町商工会〕

- (1) 関係の被害調査の実施、対策指導を行う。
- (2) 必要資機材及び融資のあっせんへの協力をする。

〔ため池管理者〕

ため池の防災管理及び防災活動への協力をする。

〔区、自治会、自主防災組織〕

各種情報の連絡、避難者の世話その他応急処置の補助を行う。

〔東郷町消防団〕

災害応急処置、災害復旧処置、社会秩序維持等に努める。

〔社会福祉法人東郷町社会福祉協議会〕

町の実施する避難及び応急対策への協力をする。

〔東郷町施設サービス株式会社〕

町の実施する避難及び応急対策への協力をする。

〔公益社団法人東郷町シルバー人材センター〕

業務委託による庁内管理業務内の通報等を行う。

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

〔その他重要な施設の管理者〕

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■基本方針

- 1 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、家族及び友人や近所の方の互助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。
- 2 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 3 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するため、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

第1節 防災協働社会の形成推進

- 1 地域における防災活動の継続的な推進
町及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組みづくりに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。
- 2 災害被害の軽減に向けた取り組み
町及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。
- 3 住民の基本的責務
 - (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
 - (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをよ

り一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、町、国、県、公共機関等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 町内の一定の地区内の住民及び公共的団体又は民間の団体は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うものとする。

イ 町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携

1 消防団の充実強化

町及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

2 自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織の設置・育成

自主防災組織は、区・自治会単位の組織とし区長、自治会長及び地区役員、住民等のもとに情報班、初期消火班、炊事班、給水班、避難誘導班等を置く。

- (2) 大規模災害時における自主防災組織の必要性の認識及び防災意識の高揚を図るため広報活動を充実する。

- (3) 自主防災組織に必要な資機材の整備を支援する。

- (4) 自主防災組織の実施する防災訓練に対し、指導、助言するとともに、訓練用資機材の提供に努める。

- (5) 自主防災組織への女性の参画の促進に努める。

(6) 自主防災組織等の環境整備

町及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(7) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

ア 防災リーダーの養成

町及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、町及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

3 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

(1) 防災ボランティア活動の普及・啓発

町及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアに関する普及啓発イベントの実施等の広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

(2) ボランティアによる防災活動への参加促進

町及び県は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への町民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

県は、防災ボランティア活動基金を設置し、防災ボランティアの災害時の活動を支援するものとする。

(3) 避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保

町及び県は、NPO・ボランティア等と連携して、避難生活リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(4) ボランティアコーディネーターの確保

町及び県は、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

このため、町及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーデ

ィネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るための資質向上研修（レベルアップ研修）等を実施する。

なお、町は、養成したコーディネーターに県が実施する当該研修等を受講させるものとする。

4 自主防災組織における措置

防災知識の普及、防災訓練、災害時要支援者カードの整備、防災資機材の整備及び備蓄、危険箇所の点検把握等を行う。また、地域の警戒、被害状況の把握、伝達、出火防止及び初期消火、救出救助及び救護、避難命令の伝達並びに高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を含む地域住民の避難誘導、給食給水等を行う。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難情報の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

5 防災リーダーの育成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの育成

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催する等自主防災組織のリーダーの育成に努める。

(2) 県における措置

ア 自主防災組織の育成支援

県は自主防災組織の育成を推進するため避難・救護用資機材の整備等、市町村が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに、組織の運営等について指導するものとする。

イ 防災関係団体のネットワーク化の支援

県は、市町村等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。

ウ 災害中間支援組織の育成等受援体制の構築・強化

県は、災害発生時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、県域において活動を行う災害中間支援組織であるあいち広域ボランティア・NPO支援本部の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、あいち広域ボランティア・NPO支援本部の設置場所や資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。

さらに町及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

エ 連携体制の確保

県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、県域における災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）であるあいち広域ボランティア・NPO支援本部を含めた連携体制の構築を図るものとする。

また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

オ 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

(3) 町における措置

ア 防災関係団体ネットワーク化

町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

イ 災害ボランティアセンター

町は、災害発生時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターの設置場所や資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。

また、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

(2) 生命の安全確保

企業は、顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社等の役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の

拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 町、県及び商工団体等における措置

町、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

町、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発するものとする。

また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

町、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。

また、町及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第2章 建築物等の安全化

■基本方針

- 1 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講じる。
- 2 建築物の構造上の安全性は、建築基準法（昭和25年法律第201号）を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める。
- 3 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒、落下防止対策を推進する。
- 4 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、日頃から十分な予防措置を講じる。

第1節 地震災害に対する建築物の耐震推進

- 1 総合的な建築物の耐震性向上の推進
町は、地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、東郷町耐震改修促進計画2020（平成27年2月策定）に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図る。
特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、ブロック塀等の附属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の適正な施行
「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律123号）」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適合建築物の耐震性の向上を推進していく。
- 3 公共建築物の耐震性の確保、向上
 - (1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保
町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定する等、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回

避に努める。

特に、災害時の拠点となる町の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

ア 防災上重要な建築物

- (ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中枢を担う役場庁舎等の町施設
- (イ) 被災者の救護所となる東郷診療所、被災者の一時収容施設となる町民交流拠点
いこまい館、学校等

イ 防災上重要な建築物に対する対応

- (ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
 - (イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定
 - (ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進
- (2) その他の町有建築物の耐震性の確保
- その他の町有建築物のうち耐震性の不足するものについては、耐震改修を推進する。
- (3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、老人ホーム及び大型小売店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、県に対して町その他の民間施設関係団体等の指導・助言を仰ぐ。

4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進

(1) 木造住宅の耐震化の促進

昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、町は、旧基準木造住宅を対象に耐震診断員による無料診断を実施する。

また、耐震改修について、町は、耐震補強設計や耐震改修、除却の補助事業を実施し、旧基準木造住宅の減災化の促進を図る。

(2) 木造以外の建築物の耐震化の促進

鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に極めて耐震性に富んだものとされてきたが、最近の地震災害に見られるように必ずしも安全とは言い切れないものが少なくないことが知られるに至っている。昭和56年に構造基準を強化する建築基準法施行令の一部改正が行われたが、既設建築物の中には耐震性に問題のある建築物もあるため、町は、耐震化の普及・啓発に努める。

(3) 住宅等地震対策普及啓発の推進

町は、住宅等の地震対策に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を住民に配布する等地震対策知識の普及に努める。

(4) その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは十分とはいえず、過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊等により大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

5 高層建築物の防災対策

1 1階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め消防法（昭和23年法律第186号）に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施について、指導の強化に努める。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く町民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第2節 風水害等に対する公共建築物等の災害予防

1 公共施設の不燃化

公共施設の中でも、特に避難場所となる学校施設や防災拠点となる町庁舎の不燃化を図る。

2 避難場所の整備

町内小中学校の運動場、公園の整備計画等の推進と合わせ、収容能力の増強、危険箇所の解消等必要な整備に努める。

3 防災建造物の整備対策

(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害が発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能を確保する。

4 文教施設の予防措置

(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また学校用地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講じる。

(2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第3節 道路・橋梁・河川・ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

(ア) 緊急輸送路（国道153号豊田西バイパス）に接続する道路の整備の促進

(イ) 幹線道路の整備

緊急輸送路と連携をもった道路網として、県道については整備促進を要請する。

また、町道については、中長期プログラムを策定し、計画的整備を促進する。

(ウ) 生活道路の整備

住民の安全や、地域内緊急輸送向上のため、蓋付側溝の敷設や舗装等の整備を促進する。

イ 道路橋等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

既設橋梁については、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止装置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結等大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路をあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

また、第一次緊急輸送道路として指定される国道153号豊田西バイパスには、主要徒歩帰宅経路の役割もあるが、災害時の拠点となる施設、支援車両の集合場所や支援部隊の宿泊所及び支援物資の集積場所がないため、今後、緊急車両等の中継基地として利用可能な場所や帰宅困難者等の支援・受け入れのための施設等を整備する。

さらに、ここを拠点として指定避難場所への物資等の搬送手段等を検討する。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路 国道153号豊田西バイパス
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路 県道54号（豊田知立線） 県道56号（名古屋岡崎線） 県道57号（瀬戸大府東海線）
第3次緊急輸送道路	その他の道路（※）

（※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

(3) 道路情報ネットワークの整備

郵便局外務職員等による道路破損情報の通報とともに、災害を未然に防ぐために、浸水被害等の通報について、町と日本郵便株式会社日進郵便局は相互に情報提供する。

(4) 道路管理者及び町における措置

ア 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

イ 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携した、より実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(5) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(6) 救急救助用資機材の整備

町、愛知警察署及び尾三消防本部は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(7) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

町、県及び愛知警察署は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山(崖)くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

(8) 応急復旧作業のための事前措置

発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

3 河川

町の管理する河川は、準用河川を始めとし末端水路までいたるが、増水に伴う越水や堤防の破損に起因する浸水を未然に防止するため河川堤防の老朽化等を調査するとともに、河川の維持水位を低下させるための河川改修を検討する。

(1) 二級河川の整備促進

二級河川の早期改修を県に働きかけ、安全なまちづくり・地域づくりのための整備の促進を要請する。

(2) 準用・普通河川の整備

時間当たり降雨強度50mmに対応できる護岸の整備に努める。

(3) 排水路の整備

排水路については、排水計画の見直しを含め計画的な整備に努める。

(4) 予想される水災の危険の周知等

町長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(5) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、町・国・県、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(6) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当省会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

(7) 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。

また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

4 ライフライン関係施設等の整備

(1) 施設管理者等における措置

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進し、電気事業者及び通信事業者が電気供給網及び通信網の予防保全や災害時復旧作業の迅速化のために実施する事前伐採等の実施に当たって、相互の連携の拡大に努めるものとする。

(2) 電力施設

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性・耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設

備の被害防止対策を講じる。

イ 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

ウ 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨等による対策として、建設ルートを選定に当たっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をする。

また、地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

エ 体制面の対策

(ア) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(イ) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

i 応急復旧用資機材及び車両

ii 食料その他の物資

(ウ) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるため、他電力との電力融通体制を確立する。

(3) ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法（昭和29年法律第51号）等に基づき所要の対策を講じるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩等のガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

ウ 災害対策用資機材等の確保及び整備

(ア) 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

(イ) 車両の確保

非常事態における迅速な出勤及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

(ウ) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(4) 上水道

町及び愛知中部水道企業団は、震災による断水を最小限にとどめるとともに、被災時の応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、次の措置をとる。

ア 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する。特に、避難路においては、円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努める。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁の設置を推進する。被災時の給水基地となる配水池等の増設及び耐震性を強化するとともに、老朽管の更新を進め、指定避難所や医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。

イ 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、町が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池等の給水拠点において、水道水を原則供給する。また、町及び愛知中部水道企業団は応急給水活動に必要なポリ容器、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図る。

ウ 防災非常時の協力体制

水道事業者（愛知中部水道企業団の管理者）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

県は、町の実施する飲料水の供給又は施設の復旧につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するように指示する。

(5) 下水道

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

ア 施設対策

今後、新設する施設については、地質、構造等の状況を考慮して国が策定する新耐震設計基準に適合させる等必要な措置を講じる。

イ 復旧活動に備えた体制整備

下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧資機材の確保及び復旧体制の確立を図る。

5 通信施設

(1) 電気通信

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

ア NTT西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社

NTT西日本株式会社及び、NTTドコモビジネス株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

イ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

ウ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急

対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図る。

エ ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

オ 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し、提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

(2) 専用通信

非常時における通信機能確保のため、県内の市町村等を結ぶ「高度情報通信ネットワーク」を管理・運用する。

(3) 各種通信対策

迅速かつ円滑な応急対策活動を行うため、アマチュア無線の活用及び携帯電話の拡充を推進する。

6 農地及び農業用施設

(1) 排水路等の整備

新たに整備する施設については、耐震設計に合った構造とするとともに、老朽化施設の整備に努める。

(2) 老朽ため池の整備

ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

7 浸水想定区域のある町における措置

(1) 町地域防災計画に定める事項

町防災会議は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(7) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(4) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもので、所有者または管理者から申出があり、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 町長の指示等

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4節 文化財の保護

1 町及び県における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

- (3) 連絡・協力体制の確立
災害が発生した場合に備え、管理者等は、町及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適切な修理の実施
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備、貯水槽等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財及び周辺の環境整備
文化財及び周辺の環境整備を常に実施する。
- 2 平常時からの対策
自動火災報知設備、消火栓、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- 3 重要文化財の耐震対策
平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。
 - (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
 - (2) 対処方針の作成・提出
 - (3) 耐震対策推進の周知徹底
 - (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
 - (5) 耐震予備診断実施の徹底
 - (6) 県の指導・助言
- 4 応急的な対策
被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸等の二次災害防止に努める。
- 5 災害時の対応
災害時には、次の対策を実施する。
 - (1) 被害状況の把握と報告
 - (2) 事後措置の指示・伝達
- 6 応急協力体制
県は、町の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 1 地震防災体制の措置
県が作成する、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政

上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備し、災害から町内の土地並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災体制の充実を図る。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は、軽減すること。
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保すること。
各施設等の整備に当たっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進する。

(4) 町及び県における措置

ア 防災対策事業

町及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

イ 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市町村に対して県費補助金を交付し、町は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

2 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、県及び尾三消防組合と連携し、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用する等多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

(2) 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために高度情報通信ネットワークを適正に管理運用する。

また、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための自主防災組織や避難場所の情報提供機器の整備を図る。

3 地域の防災構造化

(1) 避難場所の整備

既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難の阻害要因を解消し、避難者の収容能力を増強する等耐震補強された避難場所の整備を図る。

(2) 避難路の整備

主な避難路について、安全性の向上等避難の円滑化を図る。

(3) 老朽住宅密集市街地地震防災対策

土地区画整理等での市街地の面的な整備、一般建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

4 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

輸送路として、避難場所等応急活動拠点を相互に連絡する町道を選定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備する。また、ルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワーク（橋梁等社会基盤施設含む。）を構築する。また、第1次、第2次緊急輸送ルートに関しては県と協議し、整備を要望していく。

(2) ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

5 防災上重要な建物の整備

(1) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(2) 学校等施設の整備

児童生徒の生命の安全確保を図るとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(3) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(4) 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

6 災害防止事業

地震により災害の発生を防止するため、急傾斜地崩壊危険区域等について、防災施設の整備を図る。

7 災害応急対策用施設の整備

(1) 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を愛知中部水道企業団へ要請するとともに、応急対策、避難対策等の拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、町備蓄倉庫の整備・充実を図る。

また、各自主防災地区等の防災倉庫の整備を図る。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、町有車両の整備を検討する。

第3章 都市の防災性の向上

■基本方針

- 1 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。
- 2 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- 3 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

東郷町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（以下「マスタープラン等」という。）の策定の際は、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等において、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化方針を定めるものとする。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 都市における道路の整備

都市内の道路は、延焼遮断帯等の都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

2 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

町は、愛知県広域緑地計画及び町の緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進める。

都市公園は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能に結びつくことから、

公園整備を積極的に推進する。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難場所等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地を積極的に保全するよう努める。

3 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 防火、準防火地域の指定

町は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

2 建築物の火災耐久力等増強策の促進

町は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとる。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなる建築物は、防火上、避難上の各種措置の徹底を図る。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000 m²を超える建築物は、避難階段等の避難施設を設ける等、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

東郷町都市計画マスタープランに基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進するとともに、自然環境の機能を活用すること等により「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取り組みの推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成に努めるものとする。

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

■基本方針

- 1 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化する。
- 2 地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行うとともに警戒避難体制を整備する。
- 3 町の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させる等、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施する。

第1節 土地利用の適正誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）を始めとする各種個別法令等、さらに東郷町総合計画に基づき、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

このほか地盤災害の発生の危険性について、防災マップ等により正しい知識の普及に努める。

第2節 液状化対策の推進

(1) 液状化危険度の周知

町は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、住民等に周知する。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、町は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成等の規制誘導

1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域

県は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。

県は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

2 造成宅地防災区域

町は、県の実施する大規模盛土造成地の変動予測調査をもとに、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として県に指定を依頼し、災害防止のための必要な規制を行う。

3 宅地危険箇所の防災パトロール

町は、県と共同して実施する災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について県の指導監督を求め、宅地の安全確保に努める。

4 宅地危険箇所の耐震化

県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

5 既存盛土等調査

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。

第4節 土砂災害の防止

1 土砂災害警戒区域等に関する措置

適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行う。

2 県における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、町及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

(2) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を町へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表に当たっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係町へ提供する。

(3) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

- (ア) 特定の開発行為の制限
- (イ) 建築物の構造規制による安全確保
- (ウ) 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- (ア) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制

- (イ) 標識等による住民への周知
- (ウ) 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- (エ) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- (オ) 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

- (ア) 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- (イ) 標識等による住民への周知
- (ウ) 地すべり防止工事の実施

(4) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する。

(5) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう町が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど町を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

3 町における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

東郷町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、東郷町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

また、土砂災害警戒区域等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図られるよう考慮する。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

なお、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む町長は、東郷町地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるように努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するにあたっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

4 住民との連携による災害の未然防止

自主防災組織等と協力し、町の防災パトロールによる巡回時以外のときの危険状況を連絡収集できる体制を整備する。

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 被災宅地危険度判定士の養成等

町は、県が土木建築技術者等を対象に実施する被災宅地危険度判定士養成講習会の周知を図るとともに町職員を積極的に参加させる。

2 相互支援体制の整備

町は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■基本方針

災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 町及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努める。

(2) 町業務継続計画等の策定促進

県は、町の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

(3) 防災用拠点施設の整備促進

町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

また、町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(4) 公的機関の業務継続性の確保

ア 県、町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制

- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - (ロ) 電気・水・食料等の確保
 - (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - (オ) 重要な行政データのバックアップ
 - (カ) 非常時優先業務の整理
- (5) 応急活動のためのマニュアルの作成等

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

なお、町及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(6) 人材の育成等

ア 町及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 町及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(7) 防災中枢機能の充実

ア 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、

災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

ウ 町、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 町、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

町及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 地震計等観測機器の維持・管理

町は、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(11) 緊急地震速報の伝達体制整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

(12) 防災用拠点施設の屋上番号標示

町は、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るため、庁舎等の屋上への番号標示に努める。

2 町及び消防機関における措置

大規模地震など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3 水防機関（町）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な土のう袋、くい、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する防災倉庫を整備、改善及び点検する。

4 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制

町及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信施設・設備等

ア 通信施設の防災構造化等

町は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用

県、町及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

オ 防災情報システムの整備

県、町及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。なお、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ本システムと新総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。

また、町は、避難情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

さらに、町の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指した運用を行う。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

5 防災担当者の教育訓練の実施

災害に対処する防災担当者は、災害に関する深い知識と災害を防御するための資機材を自由に駆使し得る知識・技術を習得する必要があるため、防災担当者の教育訓練を実施するとともに、防災機関の主催する講習会への参加を推進する。

6 災害時における非常用水源の確保

災害時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定に当たっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車等
4日～10日	20	概ね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	概ね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約250)	概ね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定し、平素からの維持管理をしておくものとする。

ア 最寄りの利用可能水源の利用

最寄りの水道水源あるいは最寄りの水道施設から路上配管等により応急給水を行う。

イ 水道用貯留施設の利用

配水池、調整池等を利用して応急給水を行う。

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ プール、ため池、沈殿池、河川の利用

- (7) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。
- (4) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ 井戸等の代替水源の確保

- (7) 町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、非常用水源の確保に努める。
- (4) 浅井戸あるいは深井戸等は、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるため、使用に当たっては水質に十分注意してから使用する。

7 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 物資の備蓄

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 調達・輸送体制

災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続等を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(3) 新物資システム（B-PLo）の活用

町及び県は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の

状況を把握するものとする。

(4) 家庭における備蓄の啓発

町及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(5) 訓練の実施等

町及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

9 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、町災害廃棄物処理計画（令和2年3月）を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。また、必要に応じて、町災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性向上に努める。

(2) 県災害廃棄物処理計画の策定

県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、必要に応じて、県災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めながら、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、定期的に人材育成・訓練を実施する。

(3) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理

を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

なお、県は、次の協定を締結している。

ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

- ・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援
- ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成26年1月1日）

イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

- ・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分
- ・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成17年4月1日付け）
一般社団法人愛知県産業資源循環協会（平成17年4月1日付け）
一般社団法人愛知県解体工事業連合会（平成21年3月25日付け）
一般社団法人愛知県建設業協会（平成29年2月17日付け）
一般社団法人愛知県土木研究会（平成29年2月17日付け）
一般社団法人日本建設業連合会中部支部（平成29年2月17日付け）

ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定

- ・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収
- ・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成17年4月1日付け）
また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

10 事前復興まちづくり

町及び県（都市・交通局）は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。

11 り災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

12 被災者支援業務の迅速化・効率化

町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第6章 避難行動の促進対策

■基本方針

- 1 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 2 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 3 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 4 町は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

- 1 町、県及びライフライン事業者における措置
町、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- 2 町における措置
町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。
なお、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- 3 放送事業者における措置
地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中

断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

町における措置

1 緊急避難場所の指定

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

町長は、住民の生命、身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人当たりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した町は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難道路は概ね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 町における措置

- (1) 町は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

(ウ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険地区等）

オ 情報の提供に当たっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（「警戒レベル5」）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所に直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

(ア) 避難の情報等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定に当たっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。

ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害が発見された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行う。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 町の避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 避難所収容中の秩序保持

- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 区、自治会、自主防災組織を通じた広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、社会教育施設、保育園、社会福祉施設、医療施設、工場、事業所その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関は、緊急避難場所及び避難所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法を定める。

ウ 医療施設では、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 3 避難行動要支援者名簿の作成 参照

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(1) 計画の策定等

東郷町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

ア 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成

イ 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び町長への報告

ウ 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防団組織の設置及び町への報告

(2) 実施状況の確認等

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第5節 避難に関する意識啓発

町は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知するものとする。また、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、広報紙・PR紙等を活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図る。

1 緊急避難場所等の広報

避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき住民に対し周知徹底に努める。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分
- (6) その他必要な事項

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

2 避難のための知識の普及

町、県及び名古屋地方気象台は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙等を活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図る。

- (1) 平常時における避難のための知識

- (2) 避難時における知識

ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とし、あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）。

ウ 洪水等については、浸水想定が明らかになってきていることなどから、居住者等がハザードマップ等で浸水深等を確認し、災害リスクのある区域等に在する自宅・施設

等においても上階への避難など、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。

また、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

エ 町長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

(3) 避難場所、避難所滞在中の心得

3 その他

- (1) 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- (2) 町は、指定避難所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (3) 町は、指定避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置に当たっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 1 町は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における住民の生活環境の確保に努める。
- 2 町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 3 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 4 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る。
- 5 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 6 町及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することで、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

1 避難所等の整備

地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて行政界を越えての避難を考慮して整備する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

2 指定避難所の指定

- (1) 避難所が被災した住民の一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定する。
- (2) 上記(1)の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。
- (3) 内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。
- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することができる。

- (6) 町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。
- (7) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

3 指定福祉避難所の指定

- (1) 町は、指定一般避難所内では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (2) 町は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (3) 町は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際

に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

- (4) 町は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 避難所が備えるべき設備

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

(1) 情報受発信手段の整備

防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等、ホワイトボード等

(2) 運営事務機能の整備

コピー機、パソコン等

(3) バックアップ設備の整備

投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

5 避難経路の表示

避難所及びその場所を住民に周知徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に標示・標札を設置する。

6 避難所の運営体制の整備

- (1) 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、東郷町避難所運営マニュアルや愛知県作成の「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、地域ごとの実情を踏まえた避難運営体制を整える。

- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

- (3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

- (4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。
- (5) 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (7) 感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

7 避難者等の情報把握

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

8 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- (1) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (2) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

町、県及び社会福祉施設等管理者における措置

1 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(6) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備・拡充

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 避難支援体制の構築

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会は、要配慮者への平常時の見守り、災害時の安否確認・避難誘導等を担う地域サポーターを育成するとともに、町、地域の自主防災組織等と共同して避難支援体制を構築する。

(3) 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 要配慮者に配慮した避難施設

要配慮者の特性を配慮した避難施設等の整備（東郷町人にやさしい街づくり推進計画に基づくバリアフリー化）、避難所での措置等の支援体制を確保する。

(6) 資機材の備蓄

要配慮者に必要な資機材、食料等の備蓄を行う。

3 避難行動要支援者名簿等の作成

町は要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

また、町は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を

実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿には、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載し、「当該避難行動要支援者の同意を得られた場合に限り」、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

さらに、個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

あわせて、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、東郷町避難行動要支援者登録制度実施要綱第2条第1号に規定する避難行動要支援者とする。

ただし、同号ただし書のとおり、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者は除く。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町内部等での情報の集約

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局等で把握している要介護認定者や障がい者、外国人等の情報を集約する。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 都道府県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して情報提供を求める等、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にするものとする。

(3) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者名簿を更新する仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保って避難行動要支援者の把握に

努めるものとする。

(4) 避難支援等関係者となる者

ア 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、東郷町社会福祉協議会、自主防災組織その他町長が必要と認めた避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとする。ただし、町の条例に特別定めがある場合を除いて、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない者の情報は、提供しないものとする。（災害対策基本法第49条の11第2項）

イ 町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。（災害対策基本法第49条の11第3項）

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

ア 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないように扱うものとする。

ウ 町は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。また、施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行い、受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

エ なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

4 外国人等に対する対策

町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人町民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれ

るよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難所、避難路の標識等について簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

5 災害ケースマネジメント

町は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

6 浸水想定区域内の施設等の公表

町は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について町地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

7 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

- (1) 町は、町地域防災計画において、浸水び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア 計画の作成等

町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

町は、町地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 施設管理者等に対する支援

町及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

エ 町長の指示等

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

オ 町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 帰宅困難者対策

1 町及び県における措置

公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

町及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行う。

(4) 徒歩帰宅者支援の環境整備

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水や

トイレ、災害情報の提供を行う。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図る。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

■基本方針

消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、災害対策と防災教育の推進を図る。

第1節 火災予防対策に関する指導

1 町及び尾三消防組合における措置

(1) 一般家庭に対する指導

町及び尾三消防組合は、消防団、区・自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の確保等を普及徹底するとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ災害時における初期消火活動の徹底を図る。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

尾三消防組合は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について同法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(3) 立入検査の強化

尾三消防組合は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行う。

(4) 建築同意制度の活用

尾三消防組合は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

(5) 危険物取扱者に対する保安教育の徹底

尾三消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県が行う取扱作業の保安に関する講習を広報し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

2 危険物等の保安確保の指導

(1) 危険物等保安確保の指導

尾三消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安

教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、同法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、尾三消防組合火災予防条例（平成47年尾三消防組合条例第17号）に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講じるよう指導に努める。

(2) 震災時の出火防止対策の推進

町及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

1 町及び尾三消防組合における措置

(1) 尾三消防本部東郷消防署の消防力強化

町は、尾三消防組合に対し、尾三消防本部東郷消防署の消防力強化を要請する。

(2) 尾三消防本部東郷消防署と消防団の連携体制の強化

町は、火災予防広報や防災思想の普及啓発活動等、尾三消防本部東郷消防署と町消防団との連携を促進する。

(3) 消防用設備の整備促進

町は、消火栓については、愛知中部水道企業団と調整し、計画的に設置に努めるとともに、防火水槽の新設及び有蓋化を促進する。また、耐震性貯水槽の設置を図る。

(4) 防火思想の普及

町及び尾三消防組合は、事業所、学校、自主防災組織等に対し、災害発生時の安全かつ円滑な避難誘導や消防活動の妨げとなる路上駐車等を防止するため、防災マップや防火講演会等により防火思想の普及を図る。

(5) 消防団員の教育と消防力強化

町は、消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、尾三消防本部東郷消防署と連携し、教育訓練について指導する。

また、消防技術とともに救急対応等についても重視されるため、普通救命講習の受講者の増加を図る。

(6) 消防団の活性化

災害の複雑多様化、被害の大規模化に適切に対処するためには、消防団の活性化を一層推進する必要があるため、町は消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、住民の理解と協力を得るための事業を推進する。

第3節 危険物施設の防災対策

1 保安確保の指導

尾三消防組合は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 自主防災体制の確立

事業所の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第4節 毒物劇物取扱施設の防災対策

尾三消防組合における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- 1 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- 2 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- 3 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- 4 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。

- 5 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策

1 事業者における措置

事業者は、関係法令を遵守するとともに、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛消防体制の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (7) 防災訓練等の実施

2 予防対策実施機関（事業者、町、県警察、県（防災安全局）、愛知労働局、中部運輸局第四管区海上保安本部及び名古屋地方気象台）における措置

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

3 愛知労働局、県及び町における措置

- (1) 愛知労働局、県及び町は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるものとする。
- (2) 県は、放射性物質取扱事業者、研究機関及び自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平常時及び緊急時における連携の強化を図るものとする。

4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

5 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

第9章 広域応援・受援体制の整備

■基本方針

町及び県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 町及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

町及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

町及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、県は、次の協定を締結している。

(ア) 災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）

(イ) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

イ 技術職員の確保

町及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努める。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連

絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

加えて、県は、町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

(3) 受援体制の整備

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。

ア 受援計画の作成等

町及び県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

県は、町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

イ 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

ウ 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

エ 訓練等の実施

町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めている。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定める。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

1 緊急消防援助隊

町及び尾三消防組合は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。

2 広域航空消防応援

町及び尾三消防組合は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

3 県内の広域消防相互応援協定

町及び尾三消防組合は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

4 医療救護活動の広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」等に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう以下の対策を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

- (1) 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練
- (2) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成及び資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練
- (3) ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等
- (4) 日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等

5 自衛隊

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておく。

6 被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）

県教育委員会は、大規模災害時における児童生徒の学びの継続のため、あらかじめ、被

災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）に係る体制の整備を図るものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 町及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(2) 訓練・検証等

町及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、町、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 防災活動拠点の確保等

町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保に当たっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

■基本方針

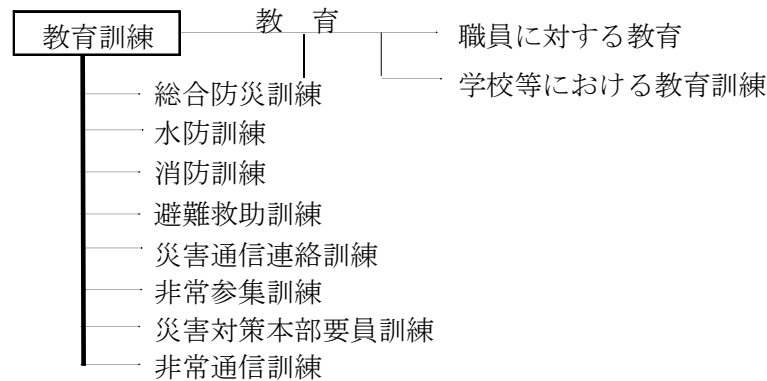
- 1 町、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- 2 国、県及び町は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 3 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、住民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 4 防災訓練、教育等の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 5 様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努めることとする。

第1節 防災訓練の実施

1 町及び防災関係機関における措置

町及び防災関係機関は、できる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明確にする等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。



(1) 総合防災訓練

町は、町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体、自主防災組織及び要配慮者を含めた住民等の協力又は連携のもとに大規模な災害に備えて総合防災訓練を実施する。

地震災害に備えた総合防災訓練では、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れる等、より実践的なものとし、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現場指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練等を実施する。

(2) 水防訓練

町及び消防団は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、水防体制の万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、地域の河川状況を勘察し、各種水防工法その他の訓練を実施する。

ア 実施時期

水防訓練の実施は、毎年1回以上主要河川において出水期前に実施する。

イ 実施内容

水防工法等訓練の内容は、愛知県水防計画の定めるところにより実施する。

(3) 消防訓練

尾三消防組合は、消防水利の活用、機材の操法等を訓練するとともに、特殊火災に対する消防知識を併せて修得するものとし、各種、各地域にわたる防災対象物の状況想定に基づく訓練を実施する。

また、消防団との共同訓練の実施により相互の連絡及び協力体制の強化を図る。

(4) 避難救助訓練

避難救助訓練は、定められた避難所を住民に周知させるとともに、避難の指示、伝達、

誘導、避難所の防疫、給水、給食等を関係機関と緊密な連携のもとに実施する。

(5) 災害通信連絡訓練

防災関係機関は、平常時通信から災害時通信への迅速円滑な切り換え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達及び受信を実施する。

また、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

(6) 非常参集訓練

町は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員の非常参集訓練を適宜実施する。

(7) 災害対策本部要員訓練

町は、応急対策活動に従事する災害対策本部要員に対し、伝達を重点とした実際に即した訓練を実施する。

また、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施する。

(8) 非常通信訓練

町は、災害時において、災害地から災害対策本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行えるよう、無線による通信訓練を実施する。

(9) 職員に対する教育

町職員は、災害の発生や応急対策について、各講習会への参加、研究会の開催等により防災知識の習得を図る。

(10) 学校等における教育訓練

学校長及び社会教育施設管理者は、災害予防に関する教育を行う一方、あらゆる災害に対して冷静に対処できるよう定期的に避難訓練を実施する。

(11) 広域応援訓練

町及び県は、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(12) 防災訓練の指導協力

町は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、町は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(13) 訓練の検証

町は、訓練実施後にそれを評価し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 町及び私立各学校等（幼稚園を含む。）管理者における措置

教育訓練等

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動を取り得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

町、県、県警察及び名古屋気象台における措置

1 防災意識の啓発

町は、災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

名古屋地方気象台は、町民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、町、県及び防災関係機関と協力して、次の事項の内(1)～(4)、(8)、(15)～(17)について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

また、災害に関するビデオ等を活用して、防災教育の推進を図る。

さらに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するよう努める。

- (1) 地震及び風水害に関する基礎知識
- (2) 町内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- (3) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (4) 警報等や避難情報の意味と内容
- (5) 正確な情報の入手
- (6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (7) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (8) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (9) 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (12) 応急手当方法の紹介、県民自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (14) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (15) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (16) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (17) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (18) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 防災に関する知識の普及

町は、過去に災害発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

なお、町は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、住民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動でき

るよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- (1) 平常時の心得に関する事項
- (2) 地震発生時の心得に関する事項
- (3) 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

また、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 自動車運転者に対する広報

町、県及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行う。

4 家庭内備蓄等の推進

町及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

5 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市町村等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び町民の地震保険・共済への加入の促進に努める。

6 過去の災害教訓の伝承

町及び県は、過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集、整理し、適切に保存するとともに、閲覧できるよう公開に努める。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 町及び私立各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、日頃から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では日頃から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備する。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。

また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及びP T Aを始めとする地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定等する。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認する。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認

する。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとにアからエに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認する。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について防災教育の実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

町は、住民の災害についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施する。

1 防災意識調査の実施

町は、住民の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

2 耐震相談及び耐震診断の実施

町は、「地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫か」という住民の不安を解消するため、無料で耐震相談を実施する。

また、民間木造住宅耐震診断事業による住宅の耐震診断を実施する。

3 地震に関する相談

地震についての不安を持っている住民のために、町及び防災関係機関は、相談に応じる。

第11章 防災に関する調査研究の推進

■基本方針

- 1 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するため、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。
- 2 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結びつけていく。

防災に関する調査研究の推進

1 調査研究

本町における災害発生の様態から自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を検討する。

- (1) 本町の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たっては、どのような反応を示すか調査研究する。
- (2) 過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査研究する。
- (3) 災害史の調査研究により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から調査研究する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前に把握する。

2 調査事務

- (1) 河川の河床、護岸、堤防の調査
- (2) 道路・橋梁の通行危険箇所の調査
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域の調査
- (4) 冠水常襲農地の調査

3 研究事項

- (1) 要防災地域、箇所、物件等の指定について
- (2) 要防災の程度の区分について
- (3) 風水害、地震に関する資料の収集について

4 土地条件調査上における主要問題点

- (1) 大雨による常襲冠水地帯の問題

- (2) 倒木の危険の問題
- (3) 市街地における火災の問題

5 災害発生状況調査

- (1) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理し、今後の防災対策の資料とする。

- (2) 火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

6 防災調査

- (1) 防災パトロール

町都市整備課、産業振興課、都市計画課は、県その他関係機関と協力し、災害時に危険が予想される箇所を調査し、対策を検討する。

- (2) 被害要因の調査

風水害等の被害要因を調査し、被害を想定してこれらに対する予防、応急及び復旧の諸対策を検討する。

- (3) 調査結果

(1)及び(2)の調査結果を整理して関係機関に周知徹底を図るとともに、相互に協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

- (4) 事前処置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等の実施により、事前処置の対象となると予想されるものについては、その占有者、所有者又は管理者に対しその旨を通知する等により、事前に指導を行う。

7 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

町は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難経路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴等である。

第3編 災害応急

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■基本方針

- 1 町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 2 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 3 各防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 4 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 5 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 6 災害発生に際し、県及び救助実施市が災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものとする。
- 7 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 東郷町災害対策本部の設置

町長は、本町の区域の災害応急対策を迅速かつ的確に実行するため、東郷町災害対策本部条例（昭和38年東郷町条例第6号）の定めるところにより、災害対策本部を速やかに設置し職員を動員配備する。その大綱は概ね次のとおりとする。

(1) 組織動員の参集基準

	区分	体制	配備・参集基準	配備内容
災害対策本部	第1 非常配備	事務局 会議	1) 大雨、暴風、暴風雪、洪水、大雪警報の1つ以上が発表され危険な状態が予想されるとき。 2) 震度4の地震を覚知したとき。 3) ごく小規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 4) その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	1 総務部 2 企画部 3 まち整備部 ((2)参照)

	第2非常配備 (準備体制)	1 箇班	1) 大雨、暴風、暴風雪、洪水、大雪警報の2つ以上が発表され相当規模の災害の発生が予想されるとき。 2) 局地的かつ小規模な災害が発生したとき。 3) 住民の自主避難が確認されたとき。 4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 5) 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき 6) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 7) その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	1 総務部 2 企画部 3 暮らし健康部 4 福祉こども部 5 まち整備部 6 教育部 ((3)参照)
	第2非常配備 (警戒体制)	2 箇班 以上	1) 大雨特別警報、暴風特別警報が発表されたとき。 2) 相当規模の災害が、町内の数箇所にわたって発生したとき。 3) 大規模な火災、爆発等が発生したとき。 4) 多数の死傷者を伴う車両、航空機等の事故が発生したとき。 5) 震度5弱又は5強の地震を覚知したとき。 6) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 7) その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	1 総務部 2 企画部 3 暮らし健康部 4 福祉こども部 5 まち整備部 6 教育部 ((3)参照)
	第3非常配備 (非常体制)	全職員	1) 町内の全域にわたって災害が発生する等大規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。 2) 震度6弱以上の地震を覚知したとき。 3) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 4) その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	全職員 ((4)参照)

※ 平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わない。

(2) 災害対策本部(第1非常配備)の活動体制

ア 事務局会議の設置(第1非常配備)

事務局会議は、次のいずれかに該当する場合に設置する。

(ア) 本町に次の気象警報のいずれかが発表されたとき又は発表されるおそれがある

とき。

大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報

- (イ) 震度4の地震を覚知したとき。
- (ウ) ごく小規模の災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
- (エ) その他、本部長が必要と認めたとき。

イ 事務局会議の組織

事務局会議は、総務部長を始め、次の委員により構成する。

令和7年4月1日現在

総務部長 企画部長 政策推進監 まち整備部長	防災安全課長	防災担当 課長補佐(又は係長)	防災安全係
	公共交通対策室長	巡回バス担当 課長補佐(又は係長)	
	産業振興課長	農政担当 課長補佐(又は係長)	
	下水道課長	工務担当 課長補佐(又は係長)	
	都市整備課長 道路管理・用地 担当課長	道路維持担当 課長補佐(又は係長)	道路建設担当 課長補佐(又は係長)

※ 課長級が係長級を兼務する場合は、担当を課員から選出し対応すること。

ウ 事務局会議の処理事項

事務局会議は、次の事項を処理する。

部	所 掌 事 務
総務部	1 本部の配備体制に関すること。 2 職員の動員と配備指令に関すること。 3 県及び関係機関との連絡に関すること。 4 気象情報の収集及び被害状況等に関すること。 5 その他防災上必要と認める事項
企画部	1 巡回バス路線の被害状況の調査に関すること。 2 その他巡回バスの運行上必要と認める事項
まち整備部	1 町内の農地、下水道、道路、河川等の巡視及び危険区域の警戒に関すること。 2 農地、下水道、道路、河川等の被害状況の調査に関すること。

エ 職員の自主参集

事務局会議の委員は、第1非常配備の参集基準に該当する災害が予測される場合は自主参集するものとする。

(3) 災害対策本部（第2非常配備）の活動体制

ア 災害対策本部（第2非常配備）の設置

災害対策本部（第2非常配備）は、次のいずれかに該当する場合に設置する。

(ア) 準備体制（1箇班）

- a 本町に次の気象警報が2つ以上発表されたとき。

大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報

- b 局地的かつ小規模な災害が発生したとき。
- c 住民の自主避難が確認されたとき。
- d 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
- e 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。
- f 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- g その他、本部長が必要と認めたとき。

(イ) 警戒体制（2 箇班以上）

- a 大雨特別警報、暴風特別警報が発表されたとき。
- b 相当規模の災害が、町内の数箇所にわたって発生したとき。
- c 大規模な火災、爆発等が発生したとき。
- d 多数の死傷者を伴う車両、航空機等の事故が発生したとき。
- e 震度5弱又は5強の地震を覚知したとき。
- f 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- g その他、本部長が必要と認めたとき。

イ 災害対策本部（第2非常配備）の組織

災害対策本部（第2非常配備）は、総務部長を始め次の委員により構成する。

総務部長 企画部長 政策推進監 暮らし健康部長 福祉こども部長 まち整備部長 教育部長 議会事務局長	防災安全課長	防災担当 課長補佐(又は係長)	防災安全係
	公共交通対策室長	巡回バス担当 課長補佐(又は係長)	
	産業振興課長	農政担当 課長補佐(又は係長)	
	下水道課長	工務担当課長補佐 (又は係長)	
	都市整備課長 道路管理・用地担 当課長	道路維持担当 課長補佐(又は係長)	道路建設担当 課長補佐(又は係長)
	人事秘書課長		
	企画政策課長		
	情報広報課長		
	総務財政課長		
	税務課長		
	債権管理課長		
	住民課長		
	保険医療課長		
	保険医療課		

	成人保健推進室長		
	地域協働課長		
	福祉課長		
	高齢者支援課長		
	こども課長		
	こども課 こども保健推進室長		
	都市計画課長		
	環境課長		
	学校教育課長		
	生涯学習課長		
	給食センター所長		
	会計課長		
	監査委員事務局長		

ウ 災害対策本部（第2非常配備）の処理事項

災害対策本部（第2非常配備）は、次の事項を処理する。ただし、緊急性等災害の状況に応じ各部において調整ができることとする。

部	所 掌 事 務
企画部	1 県本部等関係機関、団体との連絡調整に関する事。 2 他の地方公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関する事。 3 広報車による住民への情報等の広報、伝達に関する事。 4 避難情報、避難先の指示に関する事。 5 災害情報の収集に関する事。 6 各種情報の整理、分析に関する事。 7 来庁者等による情報の受付に関する事。 8 巡回バス路線の被害調査、報告に関する事。
総務部 (議会事務局) (監査委員 事務局) (会計課)	1 本部会議に関する事。 2 本部の設置及び廃止に関する事。 3 職員の動員と配備調整に関する事。 4 消防団の配備に関する事。 5 各部の連絡調整に関する事。 6 その他防災上必要と認める事項
くらし健康部	1 人的被害調査、報告に関する事。 2 り災者の救出、安否問い合わせに関する事。 3 避難場所、避難所、福祉避難所の開設、運営に関する事。 4 避難所駐在員の派遣等避難所の運営に関する事。 5 所轄施設の管理に関する事。 6 身元不明の遺体の収容、埋火葬に関する事。
福祉こども部	1 保育園児、幼稚園児及び児童館利用者の安全確保に関する事。 2 応急救援物資(主食、食品類を含む)の調達、配分計画に関する事。

	3 民間団体、ボランティア団体等への要請及び受入に関する事。 4 避難場所、避難所、福祉避難所の開設、運営に関する事。 5 避難所駐在員の派遣等避難所の運営に関する事。 6 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関する事。 7 医療関係機関との連絡調整に関する事。 8 所轄施設の管理に関する事。
まち整備部	1 町内の巡視及び危険区域の警戒に関する事。 2 防疫活動に関する事。 3 廃棄物処理に関する事。 4 農地、下水道、道路、橋梁、河川水路等の保全に関する事。 5 飲料水の確保に関する事。 6 交通規制等応急交通対策に関する事。 7 崖崩れ等の予防に関する事。 8 水防活動に関する事。
教育部	1 児童生徒、所管施設利用者の安全確保に関する事。 2 避難場所、避難所の開設への協力に関する事。 3 社会教育施設等を避難場所、避難所として開設する事。

(4) 災害対策本部（第3非常配備）の活動体制

ア 災害対策本部（第3非常配備）の設置

災害対策本部（第3非常配備）は、次のいずれかに該当する場合に設置する。

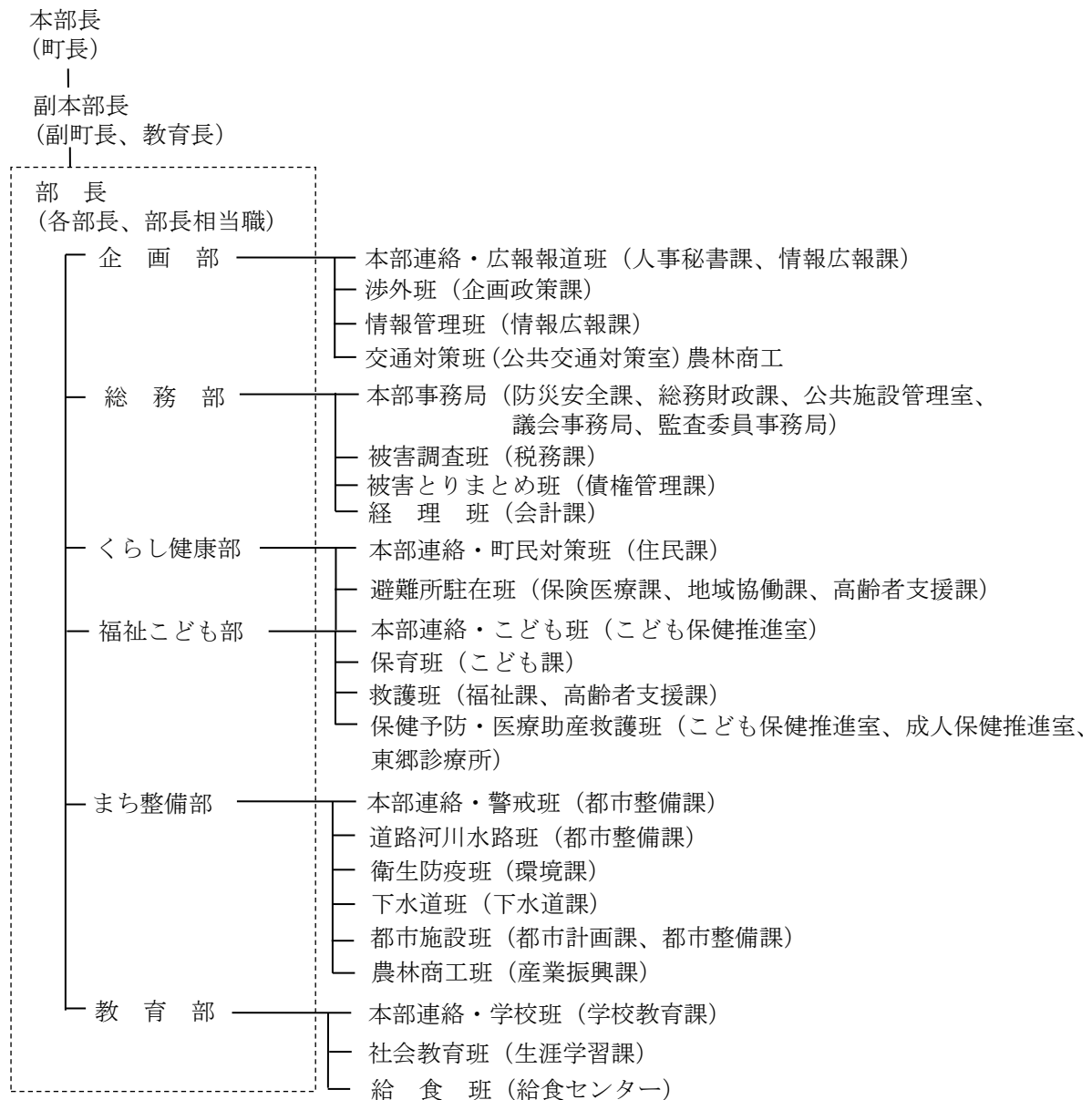
- (ア) 町内の全域にわたって大規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。
- (イ) 震度6弱以上の地震を覚知したとき。
- (ウ) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- (エ) その他、本部長が必要と認めたとき。

イ 災害対策本部（第3非常配備）の組織及び所掌事務等

(ア) 組織

災害対策本部（第3非常配備）の組織は、本部長を町長、副本部長を副町長及び教育長、部長を各部長及び部長相当職をもってあて、次により構成する。

令和7年4月1日現在



(イ) 所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、次によることとする。ただし、緊急性等災害の状況に応じ各部、班間において調整ができることとする。

部	班	所 掌 事 務
企 画 部	本部連絡・ 広報報道班 (人事秘書課) (情報広報課)	1 本部との連絡、調整に関すること。 2 広報車による住民への情報等の広報、伝達に関すること。 3 報道機関に対する情報の提供に関すること。 4 被害状況等の県本部への伝達に関すること。 5 災害の記録に関すること。 6 避難情報、避難先の指示に関すること。
	渉 外 班 (企画政策課)	1 県本部等関係機関、団体との連絡調整に関すること。 2 他の地方公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関すること。 3 本部長の災害地等視察に関すること。 4 災害見舞の受付、接遇に関すること。
	情報管理班 (情報広報課)	1 災害情報の収集に関すること。 2 各種情報の整理、分析に関すること。 3 来庁者等による情報の受付に関すること。
	交通対策班 (公共交通対策室)	1 巡回バス利用者の安全確保に関すること。 2 公共交通の運行状況に関すること。
総 務 部	本部事務局 (防災安全課) (総務財政課) (公共施設管理室) (議会事務局) (監査委員事務局)	1 本部会議に関すること。 2 本部の設置及び廃止に関すること。 3 職員の非常招集、解除及び配備調整に関すること。 4 消防団の配備に関すること。 5 各部の連絡調整に関すること。 6 町議会との連絡調整に関すること。 7 所管施設利用者の安全確保に関すること。 8 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。 9 他の部に属さない町施設の災害対策に関すること。
	被害調査班 (税務課)	1 り災者の調査及び報告に関すること。 2 他の部、班に属さない一般住宅等の被害調査及び報告に関すること。 3 り災台帳に関すること。 4 り災証明に関すること。

	被害とりまとめ班 (債権管理課)	各部、班の被害状況のとりまとめに関する事。
	経 理 班 (会計課)	本部の庶務に関する事。
くらし健康部	本部連絡・ 町民対策班 (住民課)	- 本部との連絡、調整に関する事。 - 人的被害調査及び報告に関する事。 - り災者の救出に関する事。 - り災による身元不明の遺体の収容及び埋火葬に関する事。 - り災者の安否問い合わせに関する事。 - 遺体収容所の開設に関する事。 - 災害、り災に関する住民の相談、照会に関する事。
	避難所駐在班 (保険医療課) (地域協働課) (高齢者支援課 (福祉こども部))	- 避難場所、避難所、福祉避難所の開設に関する事。 - 避難所駐在員の派遣等避難所の運営に関する事。 - 伝染病患者の移送、収容に関する事。
福祉こども部	本部連絡・こども班 (こども保健推進室)	- 本部との連絡、調整に関する事。 - その他、災害時の児童福祉に関する事。
	保育班 (こども課)	- 保育園児及び幼稚園児の安全確保、応急保育に関する事。 - 所管施設利用者の安全確保に関する事。 - 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。
	救護班 (福祉課) (高齢者支援課)	- 応急救援物資(主食、食品類を含む)の調達、配分計画に関する事。 - 救助及び見舞物資に関する事。 - 民間団体、ボランティア団体等への要請及び受入に関する事。 - 所管施設利用者の安全確保に関する事。 - 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。
	保健予防・ 医療助産救護班 (こども保健推進室) (東郷診療所(くらし健康部))	- 医療救護及び助産救護に関する事。 - 救護班の編成及び救護所の設置、運営に関する事。 - 委託医療に関する事。 - 医療関係機関との連絡調整に関する事。 - 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関する事。 - 保健活動に関する事。 - 被災住民、避難住民の衛生指導に関する事。 - 所管施設利用者の安全確保に関する事。 - 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。

まち整備部	本部連絡・警戒班 (都市整備課)	1 本部との連絡、調整に関する事。 2 町内の巡視及び危険区域の警戒に関する事。 3 小規模災害の応急復旧に関する事。
	道路河川水路班 (都市整備課)	1 道路、橋梁等の保全及び応急復旧に関する事。 2 仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策に関する事。 3 崖崩れ等の予防、応急対策に関する事。 4 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。 5 河川水路の保全及び応急対策に関する事。 6 水防活動及び工法指導に関する事。
	衛生防疫班 (環境課)	1 防疫活動に関する事。 2 廃棄物処理に関する事。 3 防疫薬剤の調達に関する事。 4 防疫及び衛生施設の被害調査に関する事。
	下水道班 (下水道課)	1 市街地下水路施設の排水対策に関する事。 2 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。 3 飲料水の確保に関する事。
	都市施設班 (都市計画課) (都市整備課)	1 電気、電話、水道等ライフラインの被害調査及び報告に関する事。 2 応急仮設住宅の建設、入居、維持管理に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保に関する事。 4 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。 5 被災宅地危険度判定及び応急危険度判定に関する事。
	農林商工班 (産業振興課)	1 農業施設、農産物、商工業施設等の災害対策、被害調査及び報告に関する事。 2 り災農業者、商工業者に対する融資に関する事。 3 災害時における病虫害の防除に関する事。 4 農地、農道の災害対策、被害調査及び報告に関する事。 5 農地の排水対策に関する事。 6 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。
教育部	本部連絡・ 学校班 (学校教育課)	1 本部との連絡、調整に関する事。 2 児童生徒、所管施設利用者の安全確保に関する事。 3 り災児童生徒の応急教育に関する事。 4 り災児童生徒の保護管理に関する事。 5 避難場所、避難所の開設への協力に関する事。 6 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。

	社会教育班 (生涯学習課)	1 社会教育施設等を避難場所、避難所として開設すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 文化財の保護及び応急対策に関すること。 4 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。
	給食班 (給食センター)	1 応急炊き出しに関すること。 2 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。

(ウ) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、町役場内に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要があるときは、本部長は被災現地その他適当な場所に設置することができる。

(エ) 本部会議

a 本部会議の組織、開催

本部会議は、本部長、副本部長及び部長をもって構成し、必要に応じ本部長が招集する。

b 本部員会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- ・ 配備体制の決定に関すること。
- ・ 自衛隊派遣の要請に関すること。
- ・ 災害救助法の適用に関すること。
- ・ 災害対策に関する重要な事項
- ・ その他災害に関する重要な事項

ウ 職員の自主参集

職員は、第3非常配備の参集基準に該当する災害が予測される場合は自主参集するものとする。

(5) 対策の実施

各部の部長は、本部長の命を受けて部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮又は監督する。

班長は、部長の命を受け、班の事務又は業務を掌握する。

(6) 災害対策本部の廃止基準

本部長は、次の場合に本部を廃止する。

ア 町の地域について災害発生のおそれが消滅したとき。

イ 災害応急対策が概ね完了したとき。

ウ その他本部長が適当と認めたとき。

(7) 災害対策本部の設置又は廃止等の関係機関への通知

本部長は、災害対策本部を設置したときはその旨を次の表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各部、班	庁内放送、電話	企画部本部連絡・広報報道班（人事秘書課）
消防等関係機関	有線電話等	総務部本部事務局（防災安全課）
一般住民	広報車等	企画部本部連絡・広報報道班（情報広報課）
県本部	県防災行政無線	総務部本部事務局（防災安全課）
報道機関	口頭又は文書	企画部本部連絡・広報報道班（情報広報課）

(8) 現地災害対策本部の設置及び廃止

ア 現地災害対策本部の設置基準

町内の災害発生現場の規模等を考慮し、災害対策本部の前線本部として本部長が必要と認めたとき。

イ 現地災害対策本部への派遣職員

災害対策本部の本部長及び部長が派遣する職員を決定する。

ウ 現地災害対策本部の廃止基準

現地における災害応急対策が概ね完了したとき。

2 動員計画

(1) 災害時における職員の服務

職員は、この計画に定めるところにより上司の指揮に従って防災活動に従事する。

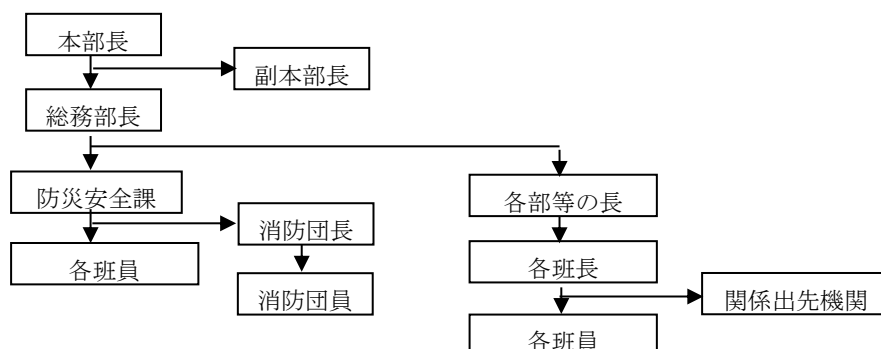
勤務時間外においても、職員は各種警報・被害等を自己確認若しくは配備指令が出されたときは、あらかじめ定められた配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集する。

(2) 配備指令の決定

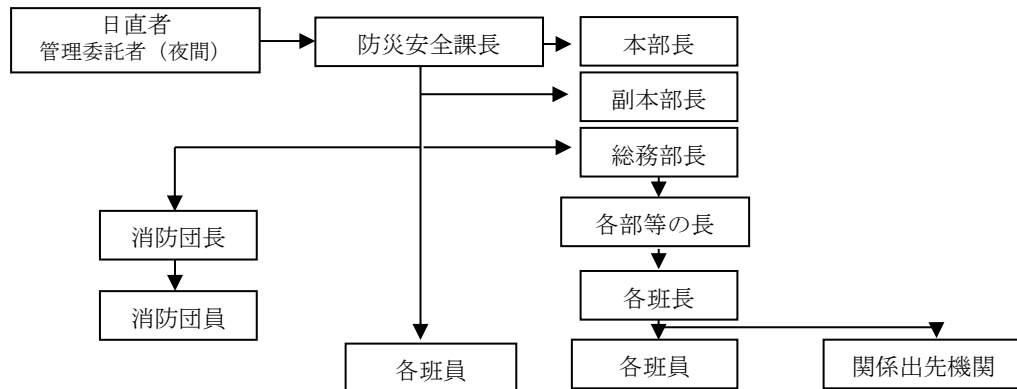
職員の配備指令は、前項の区分に従い町長（本部長）が決定し、指令を発する。なお、第1非常配備から第3非常配備のほか、町長（本部長）は必要に応じ各課の職員に配備指令を発することがある。

(3) 指令の伝達系統及び方法

ア 勤務時間内の伝達系統



イ 勤務時間外の伝達系統



当直者（夜間は管理委託者）は、次に掲げる情報を覚知したときは、防災安全課長へ連絡し、防災安全課長は町長及び総務部長と協議し、防災担当者へ必要な指示をする。

- (ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急処理を実施する必要があると認められるとき。
- (イ) 災害が発生し緊急に応急処置を実施する必要があると認めたとき。
- (ウ) 災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）の通報があったとき。

ウ 通信途絶時の動員

職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに登庁し、上司の命を受けるものとする。

(4) 各課の動員計画

ア 各課長等は、配備指令に直ちに应じられるよう所属の職員にあらかじめ非常配備の際の動員職員を定め、各職員に徹底しておく。

イ 各課長等は、所属職員の動員を円滑に行うため連絡責任者、連絡順序等を定めておく。

なお、非常配備員の編成は、毎年4月1日現在の人員を原則として4月30日までに防災安全課長へ提出するものとする。

(5) 非常参集

職員は、勤務時間外において配備指令を受けた場合は、速やかに所定の場所に参集しなければならない。

(6) 記録等

総務部本部事務局は、動員台帳（様式第1号）を整備し、動員、出動状況を把握する。

(7) 職員の健康管理

町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

3 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第2節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり町職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

町長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

4 被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

第3節 災害救助法の適用

1 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して

応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施する。

また、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	町（県が委任）	
要配慮者の輸送	町（県が委任）	

(3) 町への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、町に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の給与	町（県が委任）	
要配慮者の輸送	町（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	町（県が委任）	
飲料水の供給	町（県が委任）	
被服、寝具の給与	町（県が委任）	
医療、助産	町（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	町（県が委任）	
福祉サービスの提供		
	災害派遣福祉チーム （DWAT）の派遣等	
	上記以外	
住宅の応急修理	町（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
	町立学校児童生徒分	
	県立学校、私立学校 等児童生徒分	

埋葬	町（県が委任）
死体の捜索及び処理	町（県が委任）
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	町（県が委任）

(4) 救助の委任の留意点

町へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って町に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努める。

2 町における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

町長は、町の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

■基本方針

- 1 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 2 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 3 町長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。
- 4 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

第1節 地震情報及び気象情報等の伝達

- 1 実施担当
本部事務局、本部連絡・広報報道班
- 2 町における措置
 - (1) 町長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備する。
 - (2) 町長は、情報等の伝達を受けたとき又は町に設置した計測震度計等により地震発生を知ったとき、又は自ら火災警報を発したときは、東郷町地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある団体に周知徹底する。
 - (3) 町は、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努める。伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。
- 3 洪水予報（県及び名古屋地方気象台等における措置）
 - (1) 気象庁又は名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、町に通知（緊急地震速報を除く。）する。
 - (2) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪

水])、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

- (3) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

- (4) 中部地方整備局は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び名古屋地方気象台に提供するものとする。

4 水防警報（県における措置）

県は、新川、矢作古川、天白川、日光川、八田川、境川、逢妻川、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置）

名古屋地方気象台及び県は、市町村ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に連絡する。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する。

6 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県における措置）

中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認めるときは、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知するとともに、県民に周知する。

7 地震情報及び気象情報等の伝達

- (1) 地震情報及び気象情報等について、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

- (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、県防災安全局防災部災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達する。

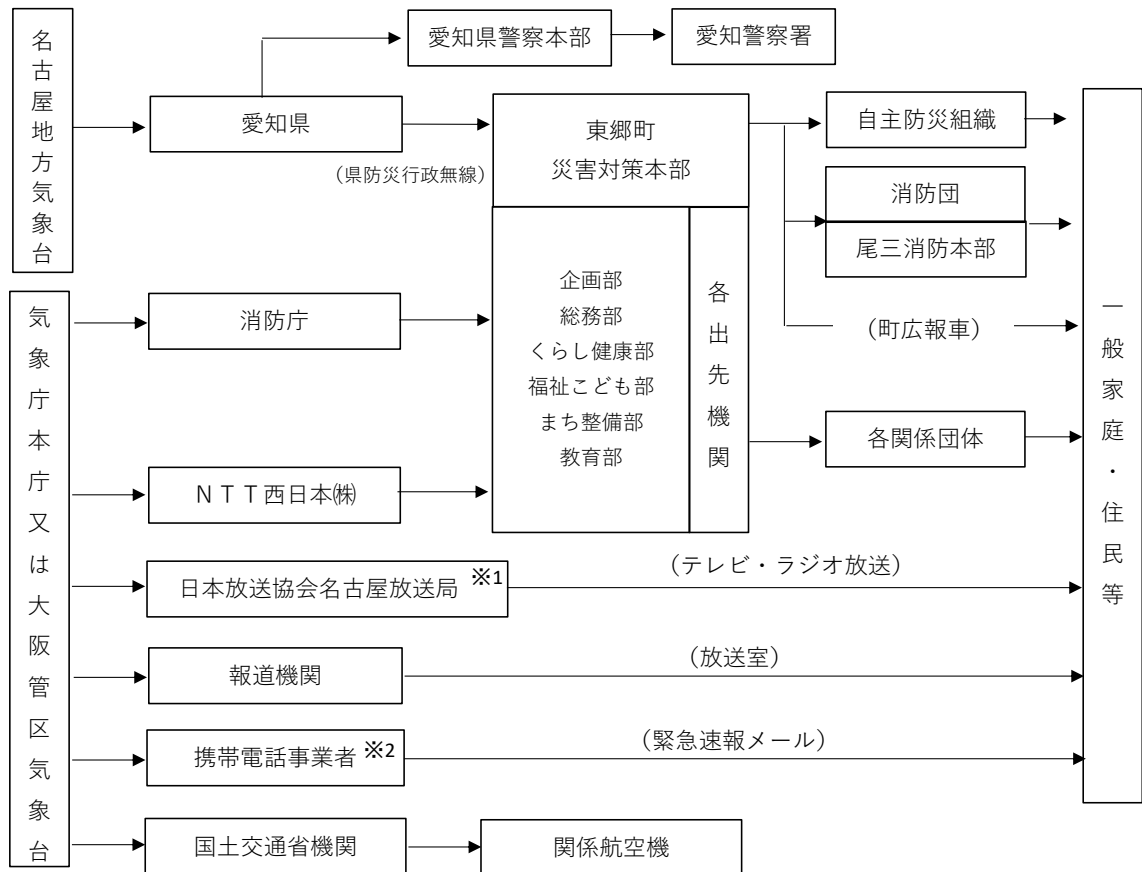
- (3) 気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周

期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

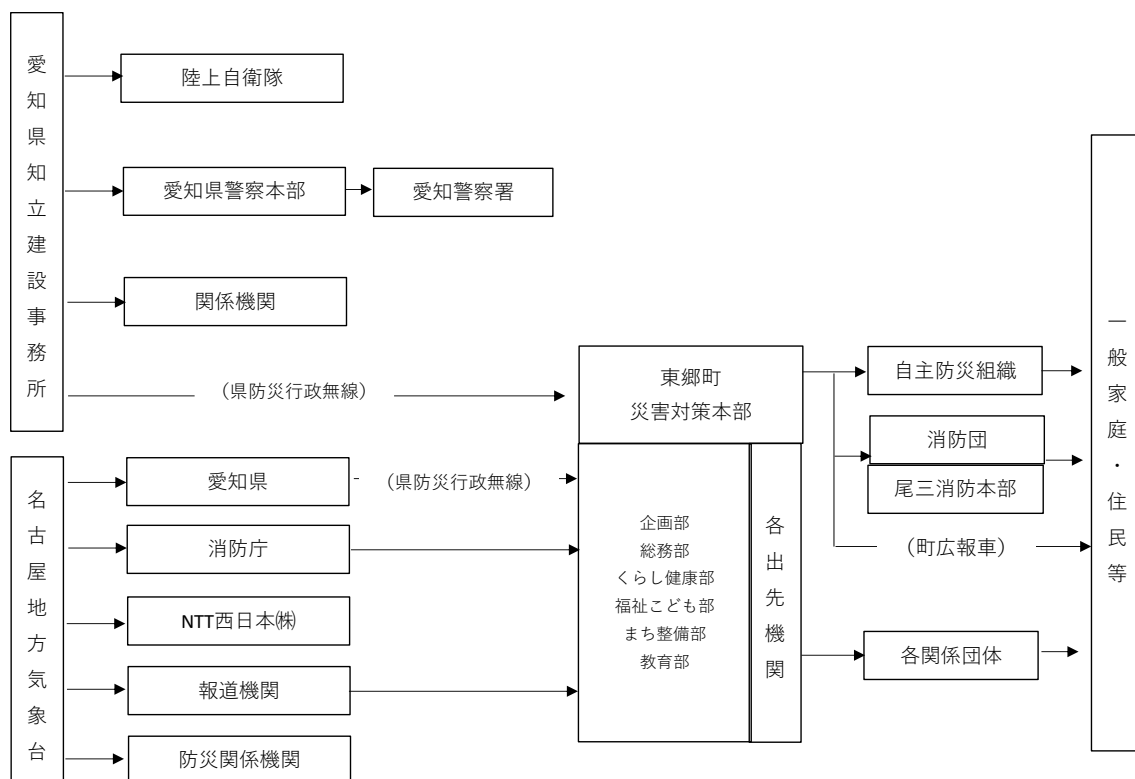
ア 気象警報等の伝達系統図



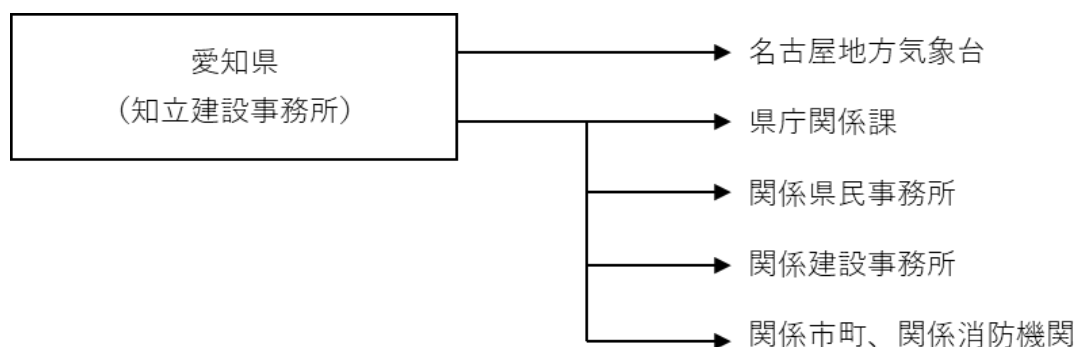
※1 気象庁からNTT西日本(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注) 電話等有線関係施設による伝達が不可能である場合は、町広報車などを使用し、各関係機関へ情報伝達を行う。

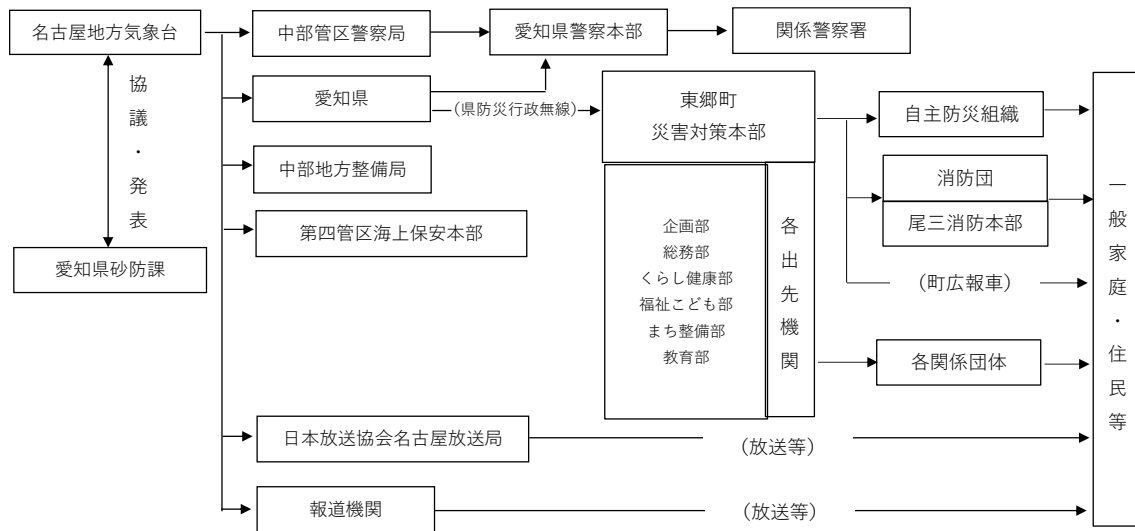
8 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報
境川洪水予報



9 知事の発表する水防警報
境川水防警報

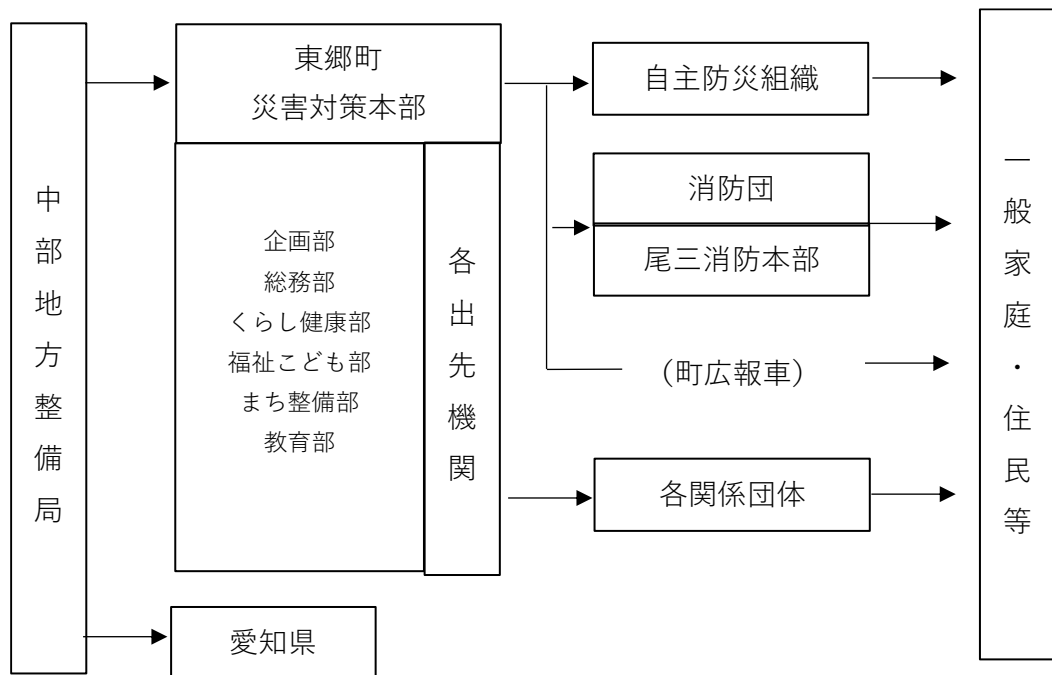


10 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）

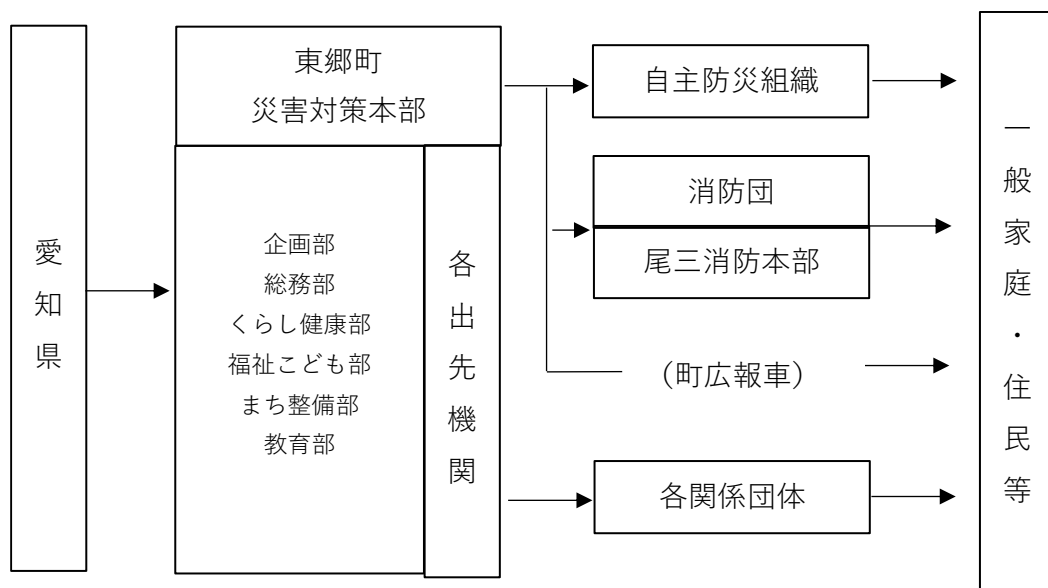


11 土砂災害緊急情報

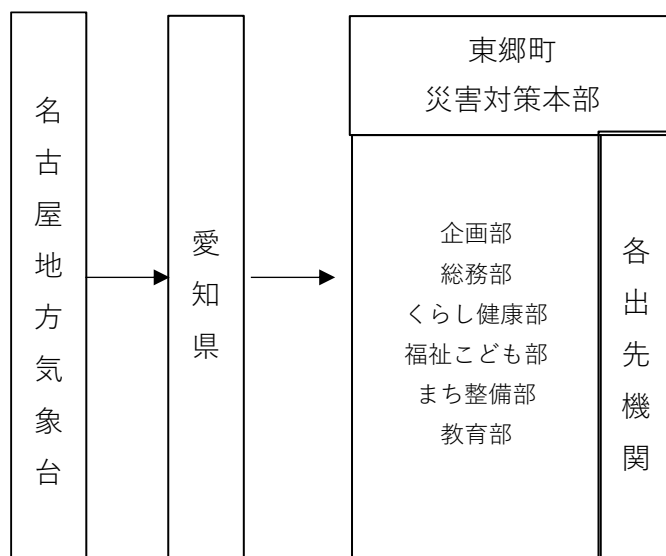
(1) 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）



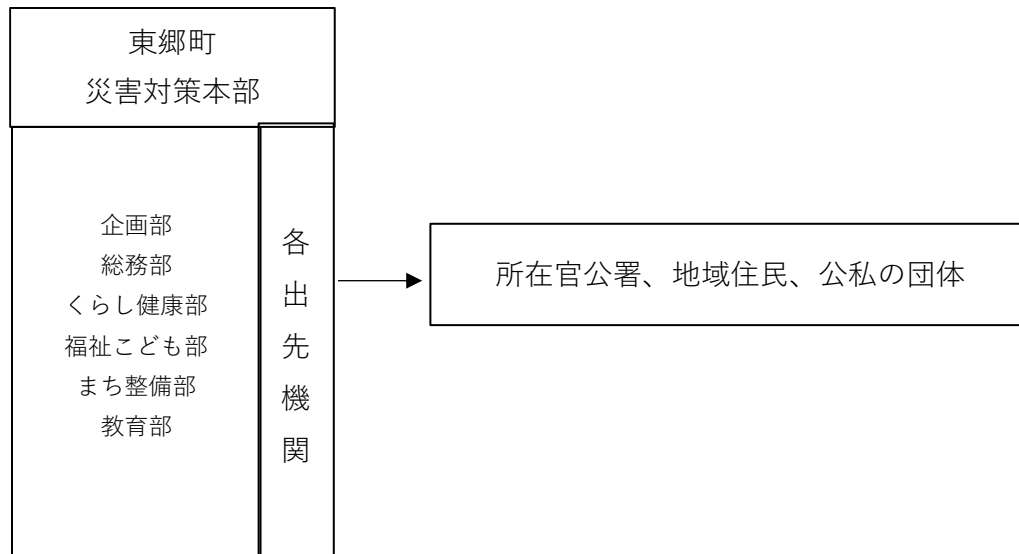
(2) 大規模な土砂災害（地すべり）



12 火災気象通報



13 火災警報



14 異常現象の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報する。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに町長に通報する。

また、異常現象を承知した町長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班、渉外班

2 町における措置

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、「警戒レベル4」避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることを呼びかける。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることを呼びかける。

ア 「警戒レベル5」緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況

で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令する。

その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

また、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難指示を発令するに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するに当たっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

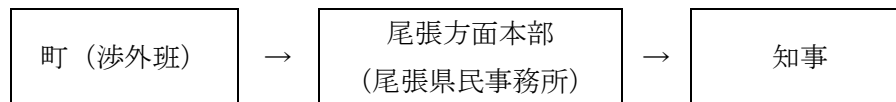
カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 知事等への助言の要求

町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台(気象防災アドバイザー等)又は知事に対し助言を求めることができる。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第3項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

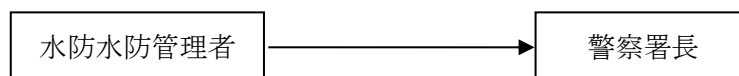
町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を求める。

3 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法（昭和24年法律第193号）第29条）



4 県における措置

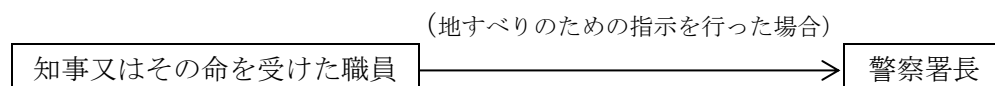
(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための立退きの指示

知事等は、地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 通知（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）



(4) 町長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 町長への助言

知事は、町長から避難情報の対象区域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から町長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

(5) 町長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により、町長が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に代わって立退き等の指示を行う。

(6) 他市町村に対する応援指示

県は、町の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 県警察における措置

(1) 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条による措置

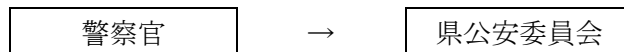
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

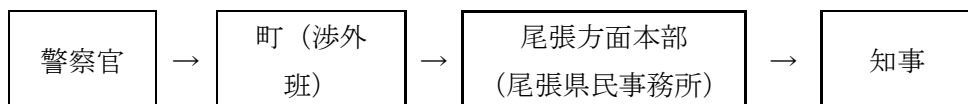
町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示ができないと認めるとき、又は町長から求めがあったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び4項）

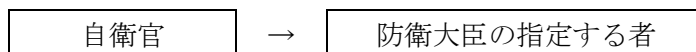


6 自衛隊における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記5(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



7 避難指示等の時期

(1) 避難指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

- (2) 避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。
- (3) 避難指示等を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

8 避難の措置と周知

町長は、避難のため立退きを指示したとき又はその指示を承知したときは、その内容を実情に即した方法で住民に周知徹底する。また、措置の内容について町長は、県、県警察、自衛隊等の関係機関と相互に通報連絡する。

なお、町その他の関係機関は、避難のための立退きに万全を図るため避難場所、避難経路をあらかじめ住民に周知徹底する。

(1) 避難指示等の伝達

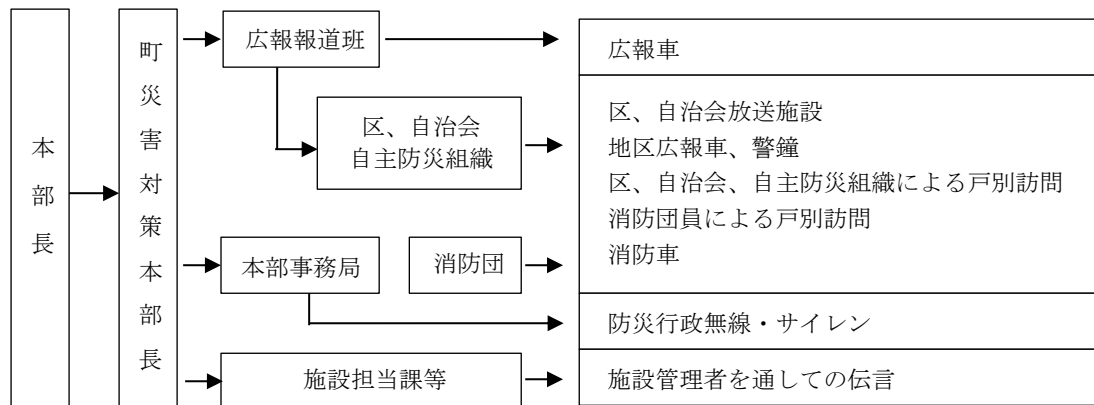
ア 伝達事項

- (ア) 避難指示等の発令者
- (イ) 避難指示等の理由
- (ウ) 避難指示等の対象地域
- (エ) 避難の時期、誘導者
- (オ) 避難場所
- (カ) 避難経路
- (キ) 注意事項（戸締り、火の始末、携行品、服装等）

イ 伝達方法

- (ア) 防災行政無線、サイレン（災害対策本部より吹鳴）
- (イ) 広報車、消防車
- (ウ) 電話、携帯電話（緊急速報メール機能、SNSを含む。）町ホームページ等
- (エ) 消防団員等による戸別訪問
- (オ) 施設管理者を通しての伝言（学校、保育園、町民会館等）
- (カ) 区、自治会放送施設

ウ 伝達系統



第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導

- (1) 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・区・自治会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。
- (4) 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域サポーター等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた

者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。

3 避難指示文等

				(1) 避難指示文	年	月	日
月	日	時	分	発	東郷町災害対策本部指示		
				のため	地区は被害のおそれがありますので、直ちに		
					へ避難してください。		
避難に際しては、避難誘導に従うとともに、慌てず、落ち着いて避難して下さい。							

(2) 高齢者等避難開始文

				年	月	日
月	日	時	分	発	東郷町災害対策本部指示	
				のため	地区は被害のおそれがありますので、避難に	
					時間を要する人は安全な場所に避難してください。	

4 信号

(1) 東海地震警戒宣言

○ー サイレ 45 秒ー ○15 秒休○ー サイレ 45 秒ー ○15 秒休○ー サイレ 45 秒ー ○

(2) 避難指示

○ー サイレ 3 秒ー ○2 秒休○ー サイレ 3 秒ー ○2 秒休○ー サイレ 3 秒ー ○ (適宜継続)

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 町における措置

町は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を町指定緊急避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため、当該居住者等を一定期間、他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府

県の市町村への受入れについては、避難先 都道府県との協議を県に要求を行う。

なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし、緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■基本方針

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 2 町及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 3 町、県及び関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 4 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 5 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・警戒班、本部連絡・広報報道班、情報管理班

2 町における措置

(1) 被害情報の収集

町長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

町は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、町長は、県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用する。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 町は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）（以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、規定の様式により、その第1報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

（第1報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第1報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

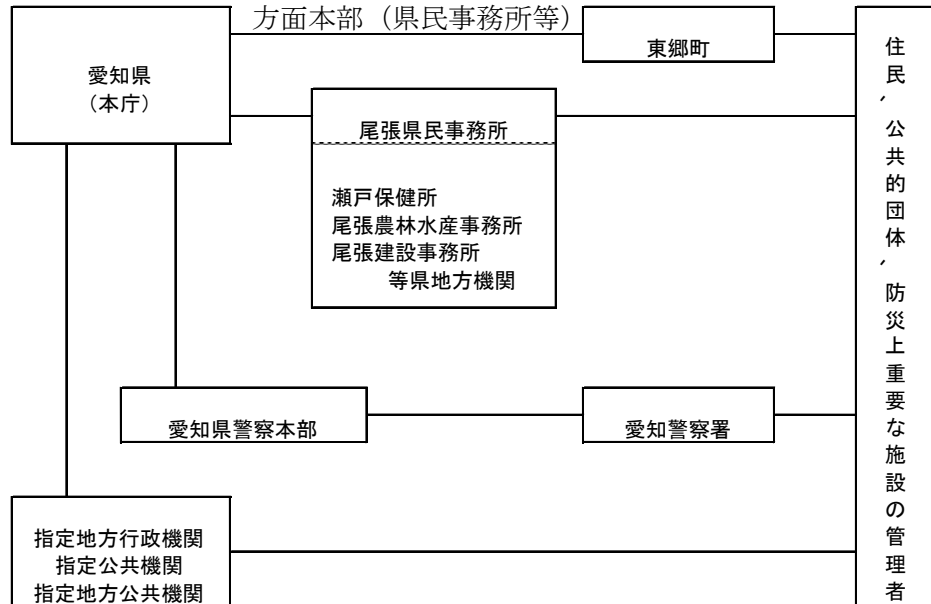
イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

3 被害状況等の一般的収集、伝達系統

- (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- (3) 情報の収集伝達については、第3章第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話に登録した上での非常通話や緊急通話の取扱いあるいは携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害等が発生した場合には、電話がふくそうするため直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

4 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝

達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

町長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供に当たっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、町に連絡するものとする。また、県、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

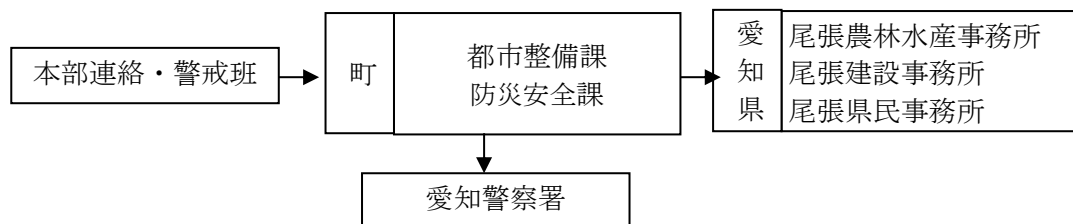
5 被害状況等の通報

(1) 道路・河川の状況の通報

ア 本部連絡・警戒班は、地震の発生及び降雨等の状況により道路の損壊、冠水、河川等の破堤、越水、法面崩壊等のおそれがあると認める場合は、直ちに町長へ通報する。

イ 町長は、前項の通報を受けたときは、直ちに愛知県その他関係機関に通報するとともに道路通行規制等の措置をとる。

ウ 通報系統図

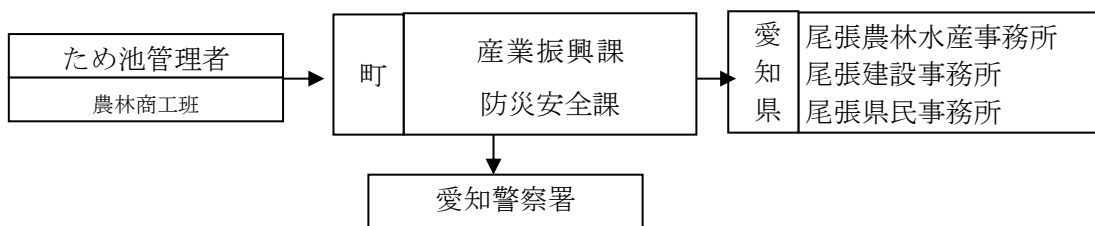


(2) ため池の状況の通報

ア ため池の管理者及び農林商工班は、災害の発生によりその管理するため池の堤防の崩壊又は水位の上昇又は降雨等の状況により出水等のおそれがあると認める場合は、直ちに町長へ通報する。

イ 町長は、前項の通報を受けたときは、直ちに愛知県その他関係機関に通報する。

ウ 通報系統図

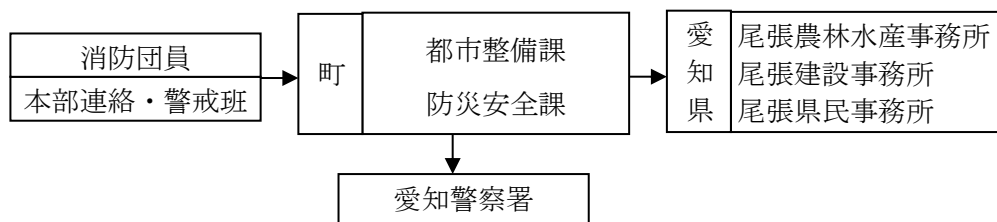


(3) 急傾斜地の状況の通報

ア 消防団員及び本部連絡・警戒班は、地震の発生又は降雨等の状況により急傾斜地が崩壊のおそれがあると認める場合は、直ちに町長へ通報する。

イ 町長は、前項の通報を受けたときは、直ちに愛知県その他関係機関に通報する。

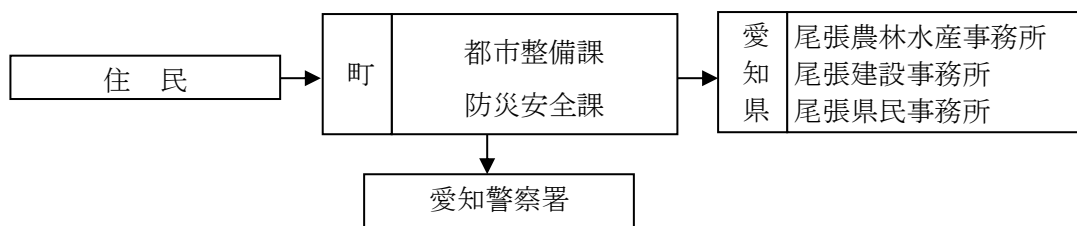
ウ 通報系統図



(4) 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちに町長又は愛知警察署に通報しなければならない。

町長は、通報を受けたときは直ちに、愛知県その他関係機関に通報する。



県への連絡先（愛知県災害対策本部尾張方面本部）

令和5年4月1日現在

区分		第 1 非常配備		第 2 非常配備 (準備体制)		第 2 非常配備 (準備強化体制)		第 2 非常配備 (警戒体制)		第 3 非常配備	
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)				災害対策センター (三の丸庁舎地下 2 階災害対策室)					
	N T T	庁舎代表		052-961-7211		庁舎代表		052-961-7211			
		防災	内線	2432、2436、2437		内線		2901 、 2428			
			直通	052-961-1474		直通		052-973-4595			
		消防	内線	2434 、 2438							
			直通	052-961-1464							
		保安	内線	2433、2435							
			直通	052-961-1519							
	NTTFAX	052-951-9106				直通		052-973-4596			
	防災行政無線	防災	無線発信番号-602-1101、 2432、2436、2437				総括班		無線発信番号-602-2901		
消防		無線発信番号-602-2434、 2438				総務班		無線発信番号-602-1101			
保安		無線発信番号-602-2433、 2435				情報班		無線発信番号-602- 1102、1106			
								無線発信番号-602- 1105、2428			
						緊急物資 チーム		無線発信番号-602- 2271、2313			
						支援班		無線発信番号-602- 1107、2211、2296			
防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152				無線発信番号-602-1150						
勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)				上記勤務時間内の欄に同じ					
	N T T	庁舎代表		052-961-7211							
		直通		052-961-1474							
	NTTFAX	052-951-9106									
	防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2432、 2436、2437									
	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152									
E-mail		owari@pref.aichi.lg.jp									

※ ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

※ 第2非常配備（準備強化体制）については、防災安全課内にて業務に当たる場合がある。

6 本部連絡・警戒班及び農林商工班の派遣、情報の収集

町長は、災害が発生するおそれがあると認める場合は、危険区域へ本部連絡・警戒班を派遣し、情報の収集を行う。

情報の内容は、危険区域における災害発生のおそれのある異常現象（湧水、亀裂、竹木の倒壊、人家の損壊状況等）、住民及び滞在者の数とする。

なお、情報は原則として災害対策本部へ通報する。

7 その他の情報

前記「6 被害状況等の通報」の(1)から(4)に定めるもののほか、町長は、尾張県民事務所、愛知警察署、尾張建設事務所等各関係機関と常に連絡を取り情報の収集に努める。

8 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとし、県防災情報システムを有効に活用するとともに、原則、県防災行政無線により報告する。なお、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用する。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用する。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

9 被害状況の照会・共有

(1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池・ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

1 実施担当

本部事務局、渉外班

2 町、県及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、町及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

町、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を行う。

(3) 衛星通信施設の使用

町、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの

部 班 所 掌 事 務

企画部 (略) (略)

総 務 部 本部事務局

(防災安全課)

(略) 1 本部員会議に関すること。

2～9 (略) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

(オ) 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、町及び県の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

もの

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報等の情報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

イ 専用電話の利用

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定められた手続きにより放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、知事を通じて依頼することができる。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請等を迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 被害状況等の調査収集及び伝達の個別計画

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班、情報管理班、被害とりまとめ班、被害調査班、本部連絡・町民対策班、衛生防疫班、救護班、保育班、保健予防・医療助産救護班、道路河

川水路班、都市施設班、農林商工班、下水道班、本部連絡・学校班、社会教育班、給食班

2 町における措置

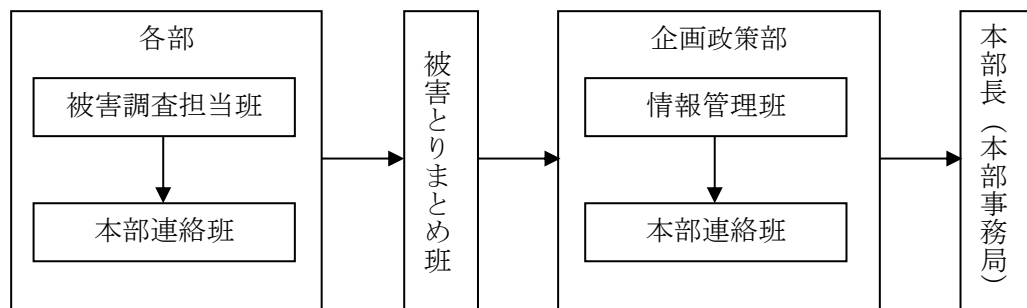
(1) 被害状況等の調査収集

災害に伴う被害状況の調査収集及び報告は、災害対策の基礎となるため、担当班別に迅速、確実に次の要領で実施する。

ア 被害状況の各調査担当班（下記ウ被害調査事務分担参照）は、災害の推移に応じて時間を区切って被害状況を調査し、その調査結果を被害とりまとめ班に報告する。

（様式第2-1号～様式2-13号）

被害とりまとめ班は、調査結果を集約し、情報管理班に提出する。情報管理班は、各種情報をチェックし、本部長に報告する。



イ 被害状況写真は、被害状況の確認資料として、また、記録保存のため重要なものであるため、被害状況が明確に分かるよう撮影する。

ウ 被害調査事務分担

担当班(課)	被害調査対象	伝達様式
本部連絡・広報報道班 (人事秘書課・情報広報課)	被害情報を県災害対策本部へ報告	
情報管理班 (情報広報課)	各種被害情報のチェック、本部長への報告	
被害とりまとめ班 (債権管理課)	被害状況の取りまとめ	
本部事務局 (防災安全課、総務財政課、公共施設管理室、議会事務局、監査委員事務局)	庁舎及び他の部、班所管以外町施設の被害調査	様式第2-1号
被害調査班 (税務課)	一般住宅等建物の被害調査	様式第2-2号
交通対策班 (公共交通対策室) 本部連絡・町民対策班 (住民課)	巡回バス及びり災者等人的被害調査	様式第2-3号

衛生防疫班 (環境課)	防疫及び衛生施設に関する被害調査	様式第2-4号
保育班 (こども課)	保育所及び児童館等の所管施設の被害調査	様式第2-5号
保健予防・医療助産救護班 (こども保健推進室、東郷診療所)	いこまい館、東郷診療所の被害調査	様式第2-6号
道路河川水路班 (都市整備課)	道路、橋梁等所管施設の被害調査 河川水路等の被害調査	様式第2-7号
都市施設班 (都市計画課、都市整備課)	電気、電話、水道等ライフライン及び都市施設等所管施設の被害調査	様式第2-8号
農林商工班 (産業振興課)	農地、農業施設等及び商工業関係の被害調査	様式第2-9号
下水道班 (下水道課)	下水道施設の被害調査	様式第2-10号
本部連絡・学校班 (学校教育課)	学校施設等所管施設の被害調査	様式第2-11号
社会教育班 (生涯学習課)	町民会館、町総合体育館及び文化財等所管施設の被害調査	様式第2-12号
給食班 (給食センター)	給食センターの被害調査	様式第2-13号

(2) 被害状況等の伝達

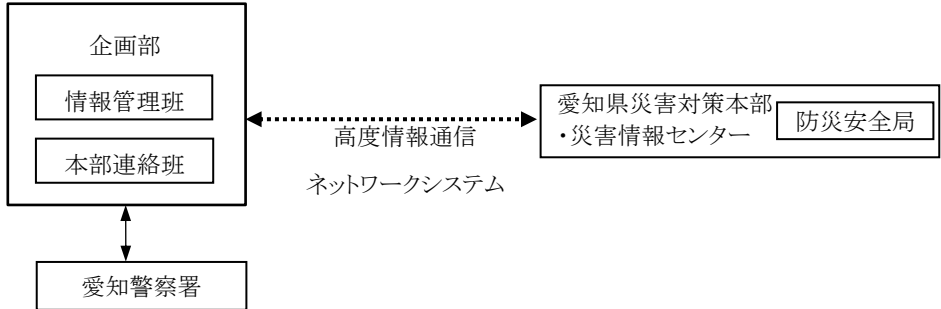
ア 伝達対象事項

本部連絡・広報報道班は、災害が発生したときから、当該災害対策が完了するまで逐次高度情報通信ネットワークシステム等により次の事項を県災害対策本部へ報告する。なお、災害対策完了後15日以内に文書により確定報告を行う。

伝達の対象となる事項		伝達様式
災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	様式第3号～第5号によること。
人、住家被害等	人的被害、住家被害	様式第6号によること。
	避難状況、救護所開設状況	様式第7号によること。
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等、砂防被害	様式第8号によること。 （確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。）
	道路被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	
	下水道施設被害	

イ 伝達要領

(ア) 人、住家被害等

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 a 町災害対策本部が設置されたとき b 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき c 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき
伝達系統	 (注) 県災害対策本部が設置されていない場合の報告先は、防災安全局とする。

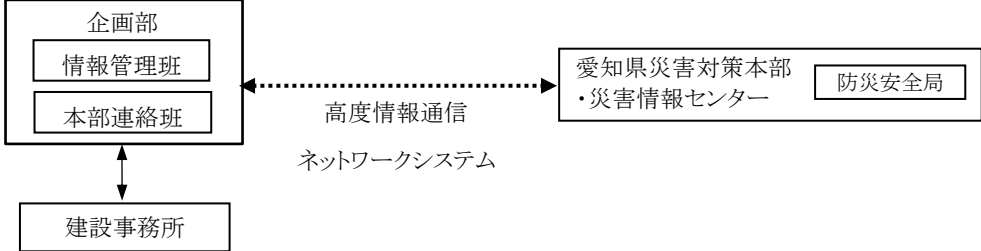
(イ) 河川被害（準用河川等（市町村管理、二級河川））

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 a 町災害対策本部が設置されたとき b 重大な被害（河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき c 応急復旧したとき
伝達系統	

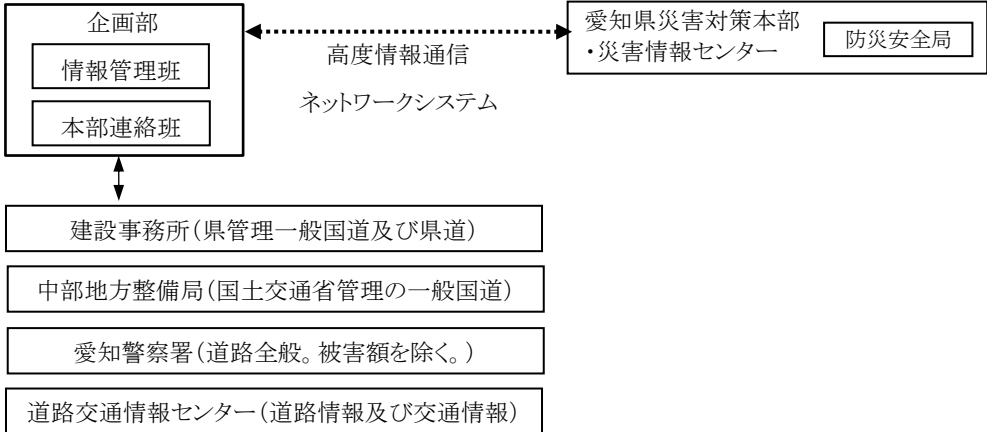
(ウ) 貯水池・ため池等被害

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 a 町災害対策本部が設置されたとき b 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に該当する程度の災害が発生したとき c 越水（溢水）又はえん提本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき、余水吐及びゲートが決壊し家屋に浸水したとき d 応急復旧したとき
伝達系統	

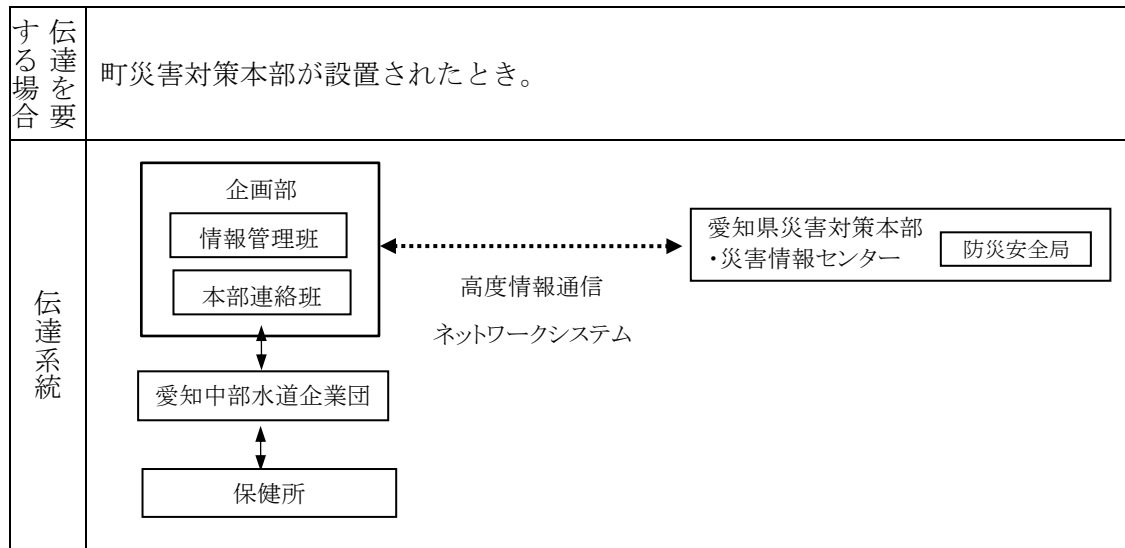
(エ) 砂防施設被害

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 a 重大な被害（えん提本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に浸水したとき又は、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき。）が発生したとき、及び、応急復旧したとき b 土石流危険渓流において、土石流等の土砂流出が発生したとき c 土石流危険渓流以外であっても、土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部損壊以上の被害を生じたとき及びこれらの被害のおそれが生じたとき d 急傾斜地崩壊危険箇所で斜面崩壊が生じたとき e 急傾斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき f 地すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき
伝達系統	

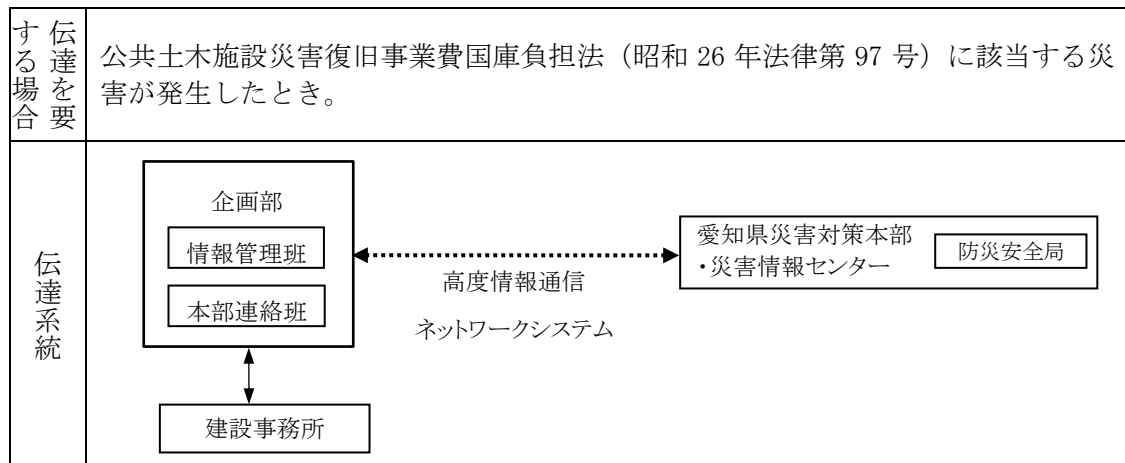
(オ) 道路施設被害

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 a 町災害対策本部が設置されたとき b 事前通行規制区間外の通行規制及び事後通行規制を生じたとき c 重大な災害等が発生したとき d 事前通行規制を生じたとき e 応急復旧したとき f 通行規制を解除したとき
伝達系統	

(カ) 水道施設被害



(キ) 公共土木施設被害



(3) り災者の記録

町長は、災害が発生したときは、その状況を調査し、り災台帳を作成する。

ア 担当班

被害調査班

イ 実施内容

(ア) り災台帳の作成

被害調査班は、災害が発生したときは、り災状況を調査し、り災状況調査票（り災台帳）（様式第9号）を整備する。

(イ) り災証明書の発行

被害調査班は、り災台帳に記載されている者から、り災証明願（様式第10号）の申出があった場合には、り災証明書（様式第11号）を発行する。

また、被害状況の調査確認前に被災者より、り災証明書発行の申し出があった場合には、(仮)り災証明書(様式第12号)を発行し、調査終了後り災台帳に記載されている者にあつては、本人の申し出により、り災証明書に切り替え発行する。

第4節 広報

1 実施担当

本部連絡・広報報道班

2 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行う。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、被災住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進にあたる。

3 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

4 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関(テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社)への情報提供
 - イ 防災行政無線の放送
 - ウ ケーブルテレビの放送
 - エ Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - オ 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)による情報提供
 - カ 広報車の巡回
 - キ 地域公共的施設へのチラシの掲示、配布
 - ク 掲示板への貼紙
 - ケ その他広報手段

5 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報

- ア 災害の発生状況
- イ 地域住民のとるべき措置
- ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
- エ 救護所の開設状況
- オ 道路情報
- カ その他必要事項

(3) 応急復旧時の広報

- ア 公共交通機関の状況
- イ ライフライン施設の状況
- ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

6 広報活動の実施方法

- (1) 町災害対策本部が取りまとめた資料等を報道機関に発表する。
- (2) 住民、り災者に対する広報のうち、緊急を要するものについては広報車で知らせる。
- (3) 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語等による情報提供等も合わせて行う。
- (4) 印刷物による広報
チラシ又は広報「とうごう」により行う。
- (5) 町ホームページによる広報
町はホームページへ広報事項を組み入れる。
- (6) 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWeb サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第4章 応援協力・派遣要請

■基本方針

- 1 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 2 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講じる。
- 3 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第1節 応援協力

- 1 実施担当
渉外班
- 2 町における措置
 - (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
 - (2) 知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（災害対策基本法第68条の2）

町長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

町は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。
 - (3) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求める。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を求める。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

3 県における措置

(1) 市町村に対する応援

ア 知事は、町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 町の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4 指定地方行政機関における措置

(1) 知事からの求めに基づく応援等（災害対策基本法第74条の4第1項）

知事から、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援を求められ、又は災

害応急対策の実施を要請された指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。

(2) 知事からの要求を待たない応援（災害対策基本法第74条の4第2項）

指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、知事からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

(3) 町からの通知に基づく応急措置の実施（災害対策基本法第68条の2）

2(2)の場合において、当該通知を受けた指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

(4) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木等の障害物除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

5 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援又は応急措置を求める。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

6 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村を始め防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

7 経費の負担

(1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。

（災害対策基本法施行令（昭和25年法律第169号）第18条）

(2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 尾三消防組合における措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 尾三消防組合は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法（昭和29年法律第162号）に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊の援助要請を行う。

3 県における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立する。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図る。

4 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び町長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 実施担当

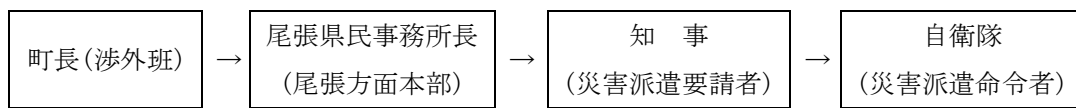
渉外班

2 町又は関係機関における措置

(1) 災害派遣要請基準

町長は、災害に際し、町及び関係機関の機能をもってしてもなお万全の応急処置を期しがたいと認めるときは、災害派遣要請者（知事）にその旨を申し出て、災害派遣要請者から自衛隊に要請する。

要請の手続の流れ



(2) 派遣要請依頼及び派遣要請

ア 町長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、速やかに災害派遣要請者（知事）に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに自衛隊災害派遣要請依頼書（様式第13号）を提出する。

（注）町長は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張県民事務所長（尾張方面本部）へも連絡すること。

イ 町長は、知事に対し派遣要請を求めることができない場合には、必要に応じその旨及び町内の災害の状況を自衛隊に通知する。町長は、通知したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 災害派遣要請者（知事）は、町長から前述の自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けた場合、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、震度状況、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに派遣要請の必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。

なお、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話その他迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。

3 撤収要請依頼

(1) 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。（自衛隊撤収要請依頼書（様式第14号））

(2) 災害派遣要請者は、町長から前述の自衛隊の災害派遣の撤収依頼を受けた場合は、速やかに撤収要請を行う。

4 自衛隊における措置

(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

(2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災

害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域 ※
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、 西三河南部、東三河南部)
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ ただし、県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

- (5) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

5 災害派遣部隊の受入

(1) 災害派遣要請者（知事）は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、町長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた町又は関係機関相互の連絡にあたりとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 受入側の町長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

a ヘリポート用地として、別に定める基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- (4) 受入時の準備
- a 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
 - b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 - d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。
- 6 災害派遣に伴う経費の負担区分
- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入れ

1 実施担当

本部連絡・救護班、社会福祉法人東郷町社会福祉協議会、本部連絡・広報報道班

2 町における措置

災害ボランティアセンターの開設

ア 町及び社会福祉法人東郷町社会福祉協議会は、東郷町社会福祉協議会内に必要な机、椅子及び電話等資機材を確保して、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。

イ 災害ボランティアセンターに配置された町職員及び社会福祉法人東郷町社会福祉協議会職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、町災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行う等の支援を行う。

3 県における措置

広域ボランティア支援本部の開設

ア 県は、市町村ボランティアセンターを支援するため、あいち広域ボランティア・NPO支援本部を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

イ あいち広域ボランティア・NPO支援本部に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行う等の支援を行う。

ウ あいち広域ボランティア・NPO支援本部においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。

4 コーディネーターの役割

(1) 町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整等）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

(2) 県のあいち広域ボランティア・NPO支援本部に派遣されたコーディネーターは、町の災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。

ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせん等の情報を提供する。

イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。

ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。

エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。

オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。

(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

5 NPO・ボランティア関係団体等との連携

町及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置す

るなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

6 協力が予想されるNPO・ボランティア団体等

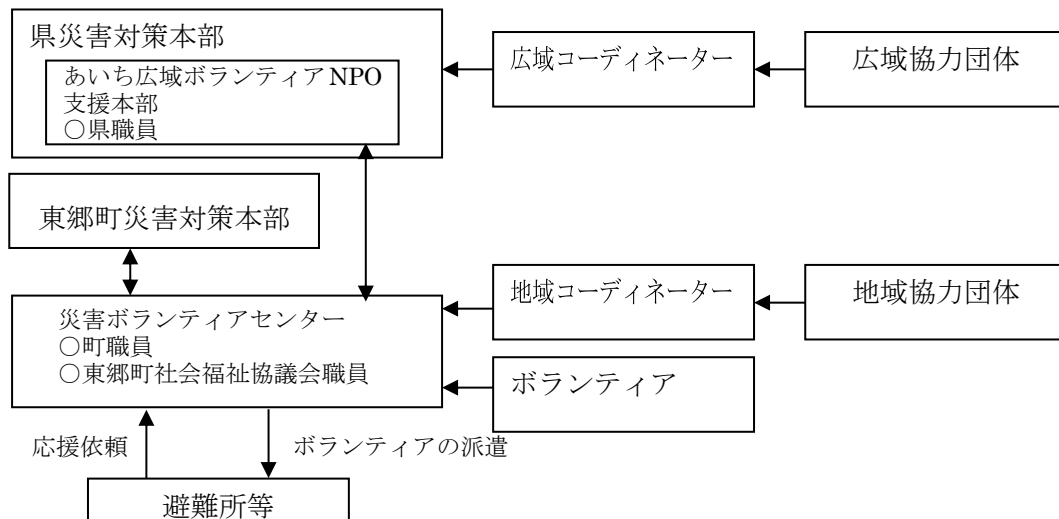
(1) 県と「あいち広域ボランティア・NPO支援本部に関する協定書」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

(2) その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア

(3) ボランティアの受入れの流れ



第5節 防災活動拠点の確保等

1 実施担当

本部事務局

2 町及び県における措置

- (1) 町及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保又は整備に努める。
- (2) 当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図る。
- (3) 物資拠点の効率的な運営を図るため、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

3 防災活動拠点の確保等

(1) 防災活動拠点の確保

町は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、東郷町民会館及び東郷町総合体育館を地区防災活動拠点に指定する。

なお、南海トラフ地震発生時の国の応急対策活動に係る拠点についても同様とする。

(2) 物資輸送拠点

物資拠点の効率的な運営を図るため、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

(3) 地区防災活動拠点の要件

ア 災害想定の規模

町区域内の林野火災、局地的な土砂災害等

イ 応援の規模

隣接市町村等

ウ 役割

被災町内の活動拠点

エ 拠点数

町で1箇所程度

オ 面積

1ヘクタール程度以上、できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能

カ 施設設備

倉庫等、できれば宿泊施設

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

1 実施担当

本部連絡・広報報道班、渉外班、救護班、保健予防・医療助産救護班、道路河川水路班

2 町、県及び防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

町、県、及び防災関係機関は、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」及び「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

■基本方針

- 1 町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに事務の一部を行うこととされた市町村長）、県警察等は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 2 救出に当たっては、負傷者及び要配慮者を優先する。
- 3 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、必要に応じ、防災ヘリコプターの応援を要請する。

第1節 救出・救助活動

1 実施担当

本部連絡・町民対策班、保健予防・医療助産救護班

2 町における措置

(1) 救出・救助活動

ア 町長等への通報

救出を要する者を発見した者又は死傷者を伴う災害を覚知した者は、直ちに町長又は愛知警察署若しくは尾三消防組合に通報する。

イ 活動体制

救出活動の実施に当たっては、町、尾三消防組合及び愛知警察署は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関（救護所を含む。）へ搬送する。

また、救出に当たっては、要配慮者を優先する。

ウ 情報収集

搬出を必要とする事象に関する情報や、負傷者を収容できる施設の情報等を的確に収集して迅速に収容施設へ搬送する。

エ 救出要員

救出要員は、本部連絡・町民対策班及び消防団員をもって充てる。

オ 負傷者の処置

負傷等のため緊急に手当を施す必要があるときは、保健予防・医療助産救護班により所要の処置を施した上、直ちに救護所又は医療機関に搬送する。

(2) 応援要請

ア 町長は、特に多数の死傷者がある場合は、医師会等を通じて、医師等の現場出動、病院等への収容その他の必要な処置について応援を要請する。

イ 救出に要する機材、船艇その他特殊機器を必要とするときは、愛知警察署又は尾三

消防組合に応援を要請する。

ウ 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を求める。

エ 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、尾三消防組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

オ 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、尾三消防本部消防長はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

3 県警察における措置

(1) 県警察は、町及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

(2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

4 中部地方整備局における措置

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

5 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 航空機の活用

1 実施担当

本部事務局

2 町における措置

町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に

電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書(様式第15)を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

3 県及び名古屋市(消防航空隊)における措置

消防航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 救急救助活動
- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動
- (8) 事務委託

(1)～(7)の措置は、地方自治法第252条の14(事務の委託)により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

4 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(航空運用チーム)を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する「航空情報(ノータム)の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航

空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

5 緊急時応援要請連絡先

名古屋市消防航空隊 電 話 0568-28-0119

F A X 0568-28-0721

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■基本方針

- 1 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 2 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 3 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

第1節 医療助産救護

- 1 実施担当
保健予防・医療助産救護班
(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社愛知県支部)
- 2 町における措置
 - (1) 医療助産救護活動
 - ア 対象者
医療又は助産を必要とするにもかかわらず、災害のために医療又は助産を受けることができない者
 - イ 医療救護活動
 - (ア) 保健予防・医療助産救護班の編成
 - a 東郷診療所の医師、看護師等において編成する。
 - b 災害の規模により町内の医師、薬剤師、東名古屋東郷町医師会、日本赤十字社等に協力を求める。
 - (イ) 救護所の設置
り災地において医療機関がないとき又は医療機関が被災して、医療活動が困難な場合は、東名古屋東郷町医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定書」により、東郷診療所を医療救護所として救護活動を実施する。
 - (ウ) 医療救護活動
原則として保健予防・医療助産救護班が救護所において実施するものとするが、

災害の状況に応じて巡回診療等を行う。

(エ) 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として尾三消防組合が行う。

ただし、尾三消防組合の救急車両が確保できない場合は、県、町、災害拠点病院及び保健予防・医療助産救護班が確保した車両により搬送を実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

(オ) 医療器具、医薬品等の調達

a 医療器具、医薬品等は、東郷診療所に保管してあるものを使用及び最寄りの医薬品等販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、町は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。県薬剤師会は、県又は町の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

b 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。

c 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

(カ) 記録等

a 医療救護班診療記録（様式第16号）

b 医薬品等使用簿（様式第17号）

ウ 助産救護活動

(ア) 保健予防・医療助産救護班の編成

産婦人科医、助産師、看護師、保健師等において編成する。

(イ) 記録等

助産台帳（様式第18号）

(ウ) 定めのない事項については、「イ 医療救護活動」の規定を準用する。

(2) 保健医療調整会議への参画

町は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

3 県における措置

(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。

イ 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

ウ 市町村、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

エ 他市町村への応援指示

県は、町の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の求め等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

オ 被災地における医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。

この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等

ア DMATの派遣要請

県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。

（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）

(3) 救護班の派遣要請等

ア 救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等

ア DPATの派遣

(ア) 県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。

(イ) 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。

イ DPATの派遣要請

(ア) 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。

(イ) 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入れに係る調整等を行うものとする。

(5) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等

県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。

(6) 災害支援ナースの派遣要請等

県は、必要があると認めるときは、災害支援ナースの派遣に関する協定締結施設等に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。

(7) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置

ア 広域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。

イ 地域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市町村や関係機関と協力して、SCUを設置する。

4 地元医師会、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

5 DMAT指定医療機関における措置

DMAT指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMAT）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

6 日本赤十字社愛知県支部における措置

- (1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県及び救助実施市からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

7 県医師会における措置

- (1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 県医師会は、県又は町の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。
- (3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会への参画を調整する。
- (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。

8 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

9 応援要請

- (1) 町は、東郷診療所だけでは必要な医療・助産救護が確保できないときは、町内の医療

機関に協力を求める。

また、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

- (2) 応援の求め等を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (3) 保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を町に提供する。

10 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

1 実施担当

衛生防疫班、保健予防・医療助産救護班

2 町における措置

(1) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 保健活動

ア 対象者

災害発生時における保健活動の対象者は、全ての地域住民であるが、特に要配慮者には特段の配慮を行う。

イ 保健活動

災害発生直後は被災住民の生命と安全の確保が課題となり、救命救急活動が最優先して進められる。保健活動はその後に起こってくる様々な健康問題に対応するため「災害時保健師活動マニュアル」に基づき、予防対策を含めた中長期的な活動を行う。

(3) 臨時予防接種の実施

町は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

3 県における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 県に保健医療調整本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡を取り、被害状況の早期把握に努める。

イ 被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに町に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

(ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 器具器材の整備

ア 町及び県の防疫用器具器材の保有状況を把握し、町からの借上要請に対応する。

イ 町からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内非り災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

県は、町、報道機関等の協力を得て、被災地の住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 臨時予防接種

県は、厚生労働大臣が疾病のまん延予防上必要があると認めるときは、臨時に予防接種を行う。

(6) 応援体制

ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足が

あると認めた場合は、保健医療調整本部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

ウ 県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

(7) 自宅療養者等の避難確保

ア 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

4 栄養指導等

(1) 町及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づく、県を通じ、公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

(1) 町及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 町は、地域の被災状況を把握し、避難所等における保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施する等、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、町に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやす

いたため、健康増進への支援、ストレス等心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはP T S D・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行う等、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子どもたちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、県のスクールカウンセラー等による学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

町及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

8 動物の保護

(1) 県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

(2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

9 記録等

薬品等使用簿（様式第19号）

10 災害時健康危機管理の全体調整

(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

(2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

11 応援協力関係

(1) 町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を求める。

(3) 県は、町の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。

(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。

- (5) 応援の求めを受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (6) 町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。
- (7) 県は、町からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。
- (8) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A Tの派遣を要請する。
- (9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してD H E A Tの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、D H E A Tの派遣を要請するものとする。

また、県は、D H E A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (10) 県は、必要に応じて、国等に対してJ D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣を要請するものとする。
- (11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

■基本方針

- 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 2 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 3 町、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。
- 4 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

第1節 道路交通規制等

- 1 実施担当
道路河川水路班
- 2 道路管理者及び県公安委員会における措置
 - (1) 交通規制の実施
 - ア 道路管理者及び県公安委員会（県警察）は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。
 なお、積雪や凍結等により著しく交通に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。
 - イ 道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限又はう回路の設定等の規制を行うに当たっては、相互に連絡協議する。また、交通規制を行う場合は、直ちに愛知警察署長及び尾三消防本部消防長に対し規制を実施した旨を通知する。
 - ウ 道路管理者又は県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。
 また、これら規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通ふくそうを避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等により一般交通にできる限り支障のないよう努める。
 - エ 道路管理者は、通行規制を解除する場合は、通行の安全を確認の上行い、愛知警察

署長及び尾三消防本部消防長に対し通知する。

オ 町は、町が管理する道路以外の道路の通行が危険な状態であり、その管理者に対し通知する余裕のないときは、直ちに愛知警察署へ通報し、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法に基づく規制等応急措置を講じる。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う

3 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 - なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 - なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

(4) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では、車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機

関が協力し、必要な対策を講じる。

5 自衛官及び消防吏員の措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

6 運転者がとるべき措置

災害が発生した場合は、次の「運転者がとるべき措置」について指導を徹底する。

(1) 大規模な地震災害が発生したとき。

ア 車両を運転中に大規模な地震災害が発生したとき。

- (ア) 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (ウ) 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- (オ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (カ) 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき。

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

- (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
- (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両の移動等をする。

第2節 道路施設対策

1 実施担当

本部事務局

2 町における措置

(1) 町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

(4) 道路等占用（使用）物件の緊急復旧

大規模災害等によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合は、可能な範囲で、復旧作業の実施に係る手続の簡素化を図るものとする。

3 中部地方整備局における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。

イ 道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握とともに、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握する。

ウ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。

エ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必

要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。

オ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

ウ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。

また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、う回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整

ア 検討会の設置

中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。

※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

イ 検討会の開催

名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。

※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

4 県（建設局）における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を

確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。

エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。

ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

(5) 道路占用物件の緊急復旧

大規模災害等によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、可能な範囲で、復旧作業の実施に係る手続の簡素化を図るものとする。

5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

6 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行

車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察本部）へ緊急通行車両の確認申出を行う。

- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第3編第7章第1節「交通対策」3(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

- (3) 緊急通行車両の範囲（災害対策基本法施行令第32条の2）

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するために使用する車両（但し、標章の掲示・証明書の備え付けが必要）

○ 災害応急対策に該当する事項

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ④ 被害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨ 前各号に掲げるものの他、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (4) 標章等（災害対策基本法施行規則第6条）

標章…「災害対策基本法施行規則 別記様式第三」に規定

緊急通行車両等確認証明書…「災害対策基本法施行規則 別記様式第四」に規定

第8章 水害防除対策

■基本方針

- 1 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。
- 2 洪水等による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。

第1節 水防

1 実施担当

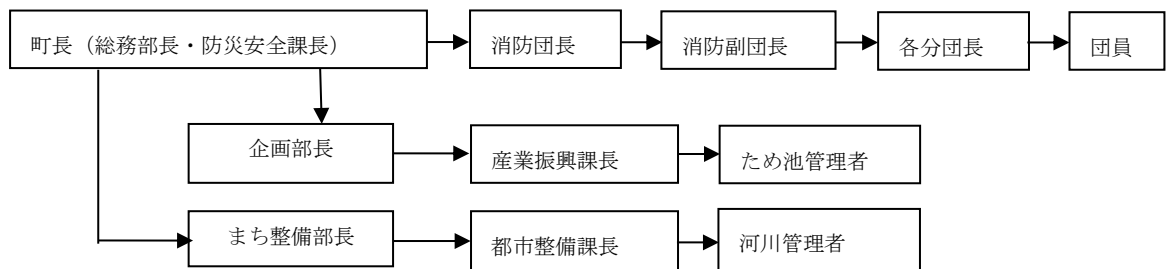
(1) 水防活動

道路河川水路班、農林商工班、本部連絡・警戒班

(2) たん水防除

農林商工班

(3) 指揮伝達系統図



（水防活動）

2 水防管理者、河川管理者及びため池管理者における措置

水防活動

(1) 消防団等の出動

水防管理者（町長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、消防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

(2) 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに河川管理者及びため池管理者へ連絡する。

ため池管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

(3) 水防作業

河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料

等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

(4) 水防情報

適切な水防活動を行い、避難体制を講じるに当たって重要となるのが河川の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期する。

(5) 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(6) 緊急通行

消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(7) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

（たん水排除）

3 町における措置

町は、河川の決壊等によりたん水した場合は、第3編第8章第2節2(1)「ポンプ排水による農地のたん水排除」によるたん水排除を実施する。

4 消防団の配備

(1) 町長は、気象情報等の受報その他により必要と認めたときは、消防団長に対し、消防団員の配備を指示する。

ア 警戒配備（各分団幹部団員配置）

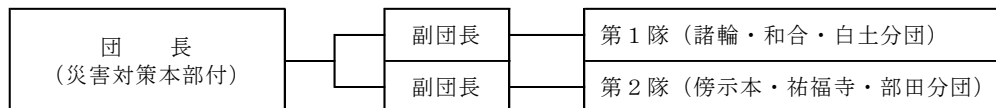
雨量水位その他の状況により河川、ため池等の警戒にあたる。

イ 非常配備体制

第1 非常配備…各分団1箇班配備

第2 非常配備…各分団全分団員配備

第3 非常配備…非常体制（各分団の町職員は、災害対策本部の各所属班の業務にあたる。）



ウ 各分団の受け持ち区域

分団名	人員	受け持ち区域	主な河川、ため池等
諸 輪	15	諸輪、御岳、白鳥 諸輪住宅、押草団地（北）、（南）	境川、前川、篠木川、小口川、米ヶ廻間池、泉下池、篠木池、押草下池、新切池、新切中池、新切下池、南木戸西下池、南木戸西上池、広坪池、上鉾池
和 合	13	和合、和合ヶ丘	春木川、大坂上池、大阪下池、濁池
傍示本	17	傍示本、北山台	春木川、境川、千子川、千子池、桝池、蟹池、蚊谷下池
祐福寺	11	祐福寺、春木台	境川、茶苦煎池、今池、真菰池
部 田	10	部田、部田山、清水	境川、小川、長池、又池
白 土	7	白土、西白土	ハス池

※各分団の人員は令和8年1月31日現在

(2) 水防資機材

災害時における水防資機材の現場への配分、輸送を的確に行い、水防作業を迅速に実施できるよう処置する。

(3) 情報連絡

第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達」に定めるところによるほか、次のとおり情報連絡を緊密に行う。

ア 町長（担当防災安全課長）と消防団長は、気象情報、雨量、水位の情報等を相互に通報する。

イ 消防団長は、出動した団員から現場の状況を収集し、逐次町長（担当防災安全課長）に通報する。

ウ 町長は、常に尾張県民事務所、愛知警察署と連絡を取り情報を提供し、収集する。

5 応援協力関係

(1) 町長は、町職員及び町消防団だけでは必要な措置が取れないときは、尾三消防組合又は隣接自治体に対し資機材及び要員の応援を要請する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請する。

- (2) 県は、水防管理者からの応援の求めに関する事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。
- (3) 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。
- (4) 応援の求めを受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2節 防災営農

1 実施担当

農林商工班

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

2 町、県、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うに当たっては、排水河川の状況を十分把握する。また、県は、一方の実施するたん水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

また、農地等が河川等の氾濫により重油等の油等により汚染された場合は、J A等関係機関と協力して支援に努める。

(2) ため池の堤防決壊防止

町及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急措置を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急措置の実施に当たっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(3) 用排水路の決壊防止

町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急措置を実施することにより水路の決壊防止に努める。

なお、愛知用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調節及び応急措置を行う。

(農作物に対する応急措置)

3 町、県及び農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

町は、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 種子粃の確保

町内の農業協同組合等において、稲の種子粃の供給が困難である場合は、県は、東海農政局に対し、種子粃を愛知県米麦振興協会等へあつせんするよう依頼し、種子粃を確保する。

(3) 病虫害の防除

ア 防除指導等

町は、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

町内の農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県は県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の確保

町は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、町内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、県に要請し、県が国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具を確保する。

(4) 凍霜害防除

県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を町へ伝達する。

町及び農業協同組合は、農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

(家畜に対する応急措置)

4 町、県及び畜産関係団体における措置

(1) 家畜の管理指導

町は、県の指導及び畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

町は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県の指導及び家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

町は、町内の農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、県へ連絡し、県は愛知県飼料工業会等に対し、町経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

(4) 家畜の死体処理

死亡した家畜の処理については、県に指導を仰ぎ実施する。

5 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 町及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。

イ 県は、町及び土地改良区からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ可搬式ポンプの貸与を依頼する。

ウ 町及び土地改良区は、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

エ 応援の要求をうけた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認めるときは、県は、農薬の空中撒布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

第9章 浸水対策

■基本方針

- 1 町、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高压又は高位部の水路等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 2 避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては消防団員を始め、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として行う。

第1節 浸水想定区域における対策

- 1 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 2 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。
- 3 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。
- 4 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置）

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	木曽川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5河川）

○水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23河川）
---------	---

5 雨水出水浸水想定区域の指定（町、県（建設局）における措置）

(1) 区域の指定

町又は県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

第2節 浸水対策

1 実施担当

道路河川水路班、農林商工班

2 町、県及び関係機関における措置

(1) 監視・警戒活動

大規模災害が発生した場合、直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。

(2) 浸水対策用資機材の整備

大規模災害が発生した場合に備え、町は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定める。

(3) 漏・溢水防止応急復旧活動

ア 大規模災害が発生した場合、堤防、ため池等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプを県より借り受け応急排水を実施する。

イ 被害が甚大な場合は、関係機関の応援協力を求め被害の拡大及び二次被害の防止に努める。

第10章 避難者・帰宅困難者対策

■基本方針

- 1 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。
- 2 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等を図る。

第1節 避難所の開設

1 実施担当

本部事務局、渉外班、本部連絡・避難所駐在班、本部連絡・学校班

2 町における措置

(1) 避難所の開設

町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設する。

なお、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 他市町村及び県への応援要求

町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を求める。

(4) 避難所の運営

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には町の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図る。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求

め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難者のニーズ把握と避難生活における良好な生活環境の確保

避難者のニーズを早急に把握するとともに内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、次の事項に留意し、良好な生活環境の確保に努めること。また、国の災害対応車両登録制度の活用も検討する。

(7) 生活空間の確保

避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(4) 食事の提供

避難者の食事の状況を把握し、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。そのため、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料確保に努める。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難生活支援マニュアル」を参考に配慮する。

(7) トイレ及び入浴設備の設置

快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

オ 避難所運営における女性や子育て家庭の参画等

避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に町災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、

「東郷町避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講じる。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行う。

ク 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

ケ 在宅避難者等の支援拠点

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

コ 車中泊避難を行うためのスペース

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースに滞在する避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

サ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

シ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。

また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ス 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施

など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (ア) プライバシーの確保状況
- (イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (ロ) 洗濯等の頻度
- (ハ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- (ニ) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (ホ) 食料の確保、配食等の状況
- (ヘ) し尿及びごみの処理状況
- (コ) 避難者の健康状態
- (ケ) 指定避難所の衛生状態

セ 町及び県は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進める。

ソ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する町所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努める。

タ 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2節 避難所の運営

1 実施担当

本部連絡・学校班、避難所駐在班、保健予防・医療助産救護班、給食班
衛生防疫班、救護班、渉外班

2 避難所駐在員の派遣

町長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所駐在員を派遣し、避難者の把握、各種救助業務にあたらせる。

避難所駐在員は、避難者の収容が終了次第、次の事項を町長へ報告するとともに、避難所の運営に当たっては、災害対策本部との連絡を密にし、努めて融和を図り、被災者の精神的負担をやわらげる。

なお、避難所駐在班長は人員不足等生じた場合は、災害対策本部へ応援を要請する。

ア 開設の日時、場所、施設名

イ 収容人員

ウ 給食の要否及び給食の必要量

3 地震災害初動要員の出動

震度5強以上の地震が発生した場合には、あらかじめ任命された地震災害初動要員は、避難所駐在員が避難所に配置されるまでの間、避難所における応急対策活動を遂行する。

4 広域一時滞在に係る協議等

(1) 町における措置

災害が発生し、被災した住民の、本町の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

また、県内避難先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。

県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、町に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

5 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、渉外班は直ちに知事及び愛知警察署に対し次の事項をとりあえず高度情報通信ネットワークシステム・電話等で、避難状況・救護所開設状況（様式第7号）により報告する。

ア 開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他参考となるべき事項

6 避難者の確認

ア 避難終了後速やかに警察官、誘導員、補助誘導員及び消防団員の協力を得て避難の指示等をした地域に対して巡視を行い、避難の遅れた者の有無を確認する。

イ 避難指示に従わない者に対しては極力説得し、なお、説得に応じない者がある場合で人命救助のため特に必要があるときは警察官に連絡し、必要な処置を取るよう要請する。

7 避難所運営の留意事項

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図る。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に町災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

(7) 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講じる。

なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行う。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努める。

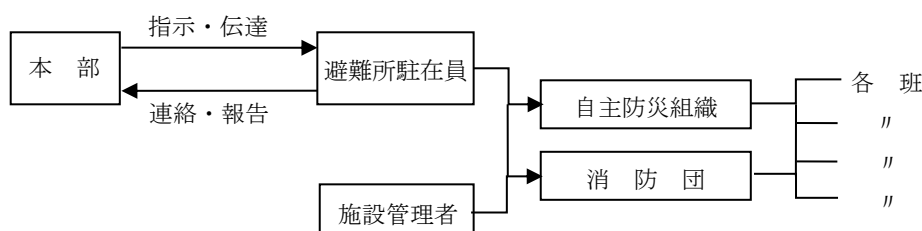
(11) ペットの取扱い

避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳（様式第24号）」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。

(12) 町及び県は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進める。

8 避難者の管理体制

(1) 避難所に配置された職員（避難所駐在員）は、施設管理者及び自主防災組織等と協力して管理にあたる。



(2) 避難所駐在員は自主防災組織と協力して住民を含めた管理班を構築する。

必要となる管理班は概ね下記のとおりとする。

- ア 人員確認班 … 避難者の移動をチェックし名簿を管理する。
- イ 介護支援班 … 避難所内の要配慮者に対する家族の介護を支援する。
- ウ 物資配分班 … 物資が供給される際に公平な配分を行う。
- エ 炊き出し班 … 避難所での炊き出し等を行う。
- オ 施設整備班 … 避難所施設等の整備や衛生管理を行う。

9 避難所駐在員の行動

- (1) 避難指示等が発せられたとき又は上司の命令があった場合、直ちに配置につく。
- (2) 自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密な連携のもとに避難所の運営にあたる。
- (3) 避難所への収容人員や氏名を一覧表として把握するとともに、傷病人が発生した場合は、速やかに本部に報告し、適切な措置を講じる。
- (4) 避難所の安全管理に必要な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、速やかに本部と連絡を取り適切な措置を講じる。
- (5) 常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安解消に努める。
- (6) 避難所内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに本部（保健予防・医療助産救護班）と連絡を取り適切な措置を講じる。
- (7) 避難所駐在員は、避難者が避難場所を移動（自宅へ帰宅、縁故避難、入院等）する場合は、移動先を明記した名簿を作成し、本部へ提出する。
- (8) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、本部と連絡を取

り、本部は、救護班に適切迅速な措置をとらせ、収容者の不平不満がないように努める。避難所用品等の調達、あつせんも救護班と連絡を取り、町商工会に要請するほか流通業者にも応援を依頼する。

- (9) その他避難所の安全管理において必要と認められる事項に関しては、災害対策本部と連絡を密に取り合い、措置をする。

10 警察官の配置要請

避難所の安全の確保と維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

11 避難者状況把握

(1) 避難者名簿の作成

避難所に配置された避難所駐在員は、施設管理者や自主防災組織と協力して避難所収容者名簿（様式第25号）を作成するとともに、作成した名簿は本部へ提出する。

(2) 避難所用物品受払簿の作成

避難所に配置された避難所駐在員は、施設管理者や自主防災組織と協力して避難所用物品受払簿（様式第26号）を作成するとともに、作成した名簿は本部へ提出する。

(3) 避難所状況表の作成

避難所に配置された避難所駐在員は、施設管理者や自主防災組織と協力して避難所設置及び収容状況（様式第27号）を作成するとともに、作成した状況表は本部へ提出する。また、この状況表は医療救護や物資の供給計画にも使用する。

(4) 避難者の2次的避難（町外・県外への縁故避難）情報の収集

避難所に配置された避難所駐在員は、避難者の内、町外・県外への縁故避難等により、2次的避難をする人については、2次的避難場所を確認し、名簿に記入する。

12 情報提供連絡体制

(1) 避難者に対する情報提供

各種情報は基本的に避難所の掲示板にて伝達する。また、チラシ等により紙面を通じて情報を提供し、情報提供の責任者は避難所駐在員とする。

(2) 本部に対する連絡

- ア 避難所開設・運営全般
- イ 避難者人数・名簿関連
- ウ 救護等を必要とする場合
- エ 物資等の必要数関連
- オ 炊き出し関連
- カ 防疫・し尿処理
- キ 飲料水等

13 避難所におけるスペースの配分

屋外避難が困難である場合、屋内でのスペースの概ねの配分を示す。

(1) 避難者収容場所

町で決められた避難地とする。

(2) 避難者のスペース

避難者は家族単位とし、概ね1人1畳程度のスペースとする。

14 要配慮者への対応

要配慮者は、乳幼児及びその親、障がい者、要介護者等毎に居室を分け、一貫した支援ができるよう、自主防災組織及び管理者と協議する。

15 施設等管理者の避難計画

学校、社会教育施設、保育園、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項に留意して避難計画を作成し、災害時における避難に万全を期する。

(1) 学校、保育園、児童館関係

児童生徒及び園児等の集団避難について、各関係機関において避難地の選定、収容施設の確保、輸送の方法及び父兄等への引渡し方法をあらかじめ定めておく。

(2) 社会福祉施設等関係

社会福祉施設等における入所者の集団避難について、収容施設の確保、移送の方法及び収容者に対する給食等の実施方策を検討しておく。

16 避難者の他地域への移送

(1) 避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、町有の車両又は借上げ車両により避難者を移送する。移送を行うに当たっては、愛知警察署と緊密な連携を図るとともに移送経路の整備警戒等の処置を要請する。

(2) 町長は、被災地域が広域にわたり、町の地域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ、自己の能力では処理できない場合には、知事に応援要請する。

17 避難所の閉鎖

(1) 町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは避難所の閉鎖を決定し、避難所駐在員に必要な指示を与える。

(2) 避難所駐在員は、町長の指示により避難者を帰宅させるほか必要な処置をとる。

(3) 町長は、避難者のうちにその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

18 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

避難所の供与等の事務については、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 要配慮者支援対策

1 実施担当

避難所駐在班、保健予防・医療助産救護班、給食班、衛生防疫班
救護班、渉外班

2 町における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導

1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導

2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 福祉避難所の設置等

被災した要配慮者について、福祉避難所（いこまい館）への移送や被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(8) 外国人への情報の提供と収集

町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。

3 県における措置

(1) 情報収集・支援体制の整備

町、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。

(2) 広域調整・市町村支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により町を支援する。

また、町からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースを編成し、派遣する。

(3) 多言語による情報発信等

県国際交流協会と共同で大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等を行う。

(4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障がい者が必要な情報を取得することができるよう、町その他関係機関と連携して、障がい者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

ただし、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4節 帰宅困難者対策

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班

2 町及び県における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

町及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

町及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

3 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、災害発生時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して対策をとる。

第11章 水・食料・生活必需品等の供給

■基本方針

被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。

関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PL0）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

1 実施担当

下水道班

2 町及び愛知中部水道企業団における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、速やかに断水状況を把握した上で、目標水量を目安にし、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、愛知中部水道企業団と協議し、被害を受けなかった水道施設（配水池等）から確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

3 応急給水

- (1) 町は、給水体制の組織、資機材、給水の方法について愛知中部水道企業団と協議し、その体制を確立しておくものとする。
- (2) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (3) 給水の方法は、応急給水場所における「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
- (4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定

め、確保するよう努める。

地震発生から の日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね3km以内	耐震性貯水槽、給水車等での 運搬給水
4日～10日	20	概ね1km以内	給水車等での運搬給水
11日～21日	100	概ね300m以内	給水車等での運搬給水 仮設配管からの各給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約250)	概ね100m以内	仮配管からの各給水栓

4 記録等

飲料水供給記録簿（様式第28号）

5 応援体制

- (1) 町及び愛知中部水道企業団は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村、県又は災害協定を締結する飲料水メーカーへ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を求める。
- (2) 水道事業者相互の応援体制については愛知中部水道企業団が締結した「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食料の供給

1 実施担当

救護班、給食班

2 町における措置

- (1) 炊き出しその他による食品の供給

町は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施する。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給

する。

(ア) 第1段階 乾燥米穀、ビスケット等

(イ) 第2段階 パン、おにぎり、弁当等

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の調達

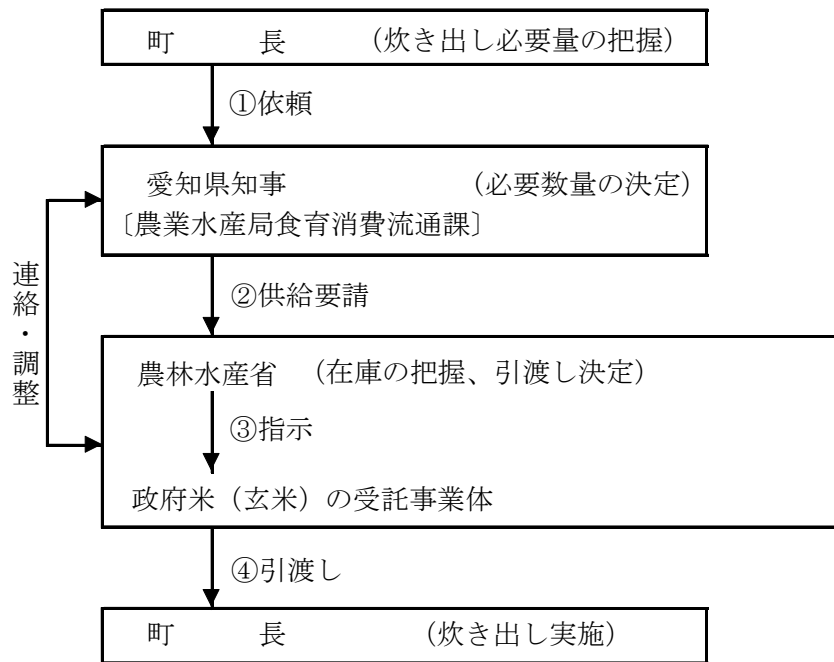
ア 町備蓄分食料を放出し、なお不足するときは町内の食料店等から調達する。また、米穀については事前にあいち尾東農業協同組合及び小売販売業者団体等に依頼し、災害時には米穀を確保する。

イ 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領（第4章1第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。

エ 町は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



3 県における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、被害状況の把握とともに、必要食料品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に米穀等主食の応急供給、副食品の調達あっせんの措置を講じる。

県は、被害状況の把握とともに、必要な食品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に食品（米穀等の主食、飲料水（ペットボトル）、副食品、調味料等）を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国等への応援要請、要求

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

1 実施担当

救護班

2 町における措置

(1) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 対象者

生活必需品の供給対象者は、住居の被害が全壊（焼）、半壊（焼）、床上浸水等であって、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことができない者とする。

(4) 供給

救護班は、被害状況及び世帯構成人員等に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品を供給する。

(5) 住民等の協力

物資配給の実施に当たっては、自主防災組織、区、自治会その他の協力を得て実施する。

(6) 記録等

ア 物資購入、配分計画表（様式第31号）

イ 物資受払簿（様式第32号）

3 県における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必

需品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん

イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

■基本方針

- 1 町及び県は、被災後、市町村等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 2 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。
- 3 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市町村等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 4 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。

第1節 環境汚染防止対策

- 1 実施担当
衛生防疫班
- 2 町における措置
町は、県が実施する事業者に対する指導及び環境汚染モニタリングに協力する。
- 3 県における措置
 - (1) 事業者に対する指導
被災状況を勘案し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条第3項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）第70条第2項等の規定に基づき事業者に、事故時の措置を命ずる等、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。
 - (2) 環境汚染モニタリングの実施
大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車によるデータ収集並びに県内市町村等の分析機関と連携して環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を的確に把握する。
 - (3) 環境調査
被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

第2節 地域安全対策

- 1 実施担当
本部事務局
- 2 県警察及び愛知警察署における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買い占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取締りを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問して行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行う。

3 町における措置

町は、県警察及び愛知警察署の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

■基本方針

- 1 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 2 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の搜索

1 実施担当

本部連絡・町民対策班

2 町における措置

(1) 遺体の搜索

遺体の搜索に当たっては、本部連絡・町民対策班により搜索班を編成し、愛知警察署、消防団と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で愛知警察署の検視（調査※）を得る。

現場での、検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

町は、自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を求める。

(4) 記録等

遺体搜索状況記録簿（様式第33号）

3 県における措置

県は、町の実施する遺体の搜索につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 実施担当

本部連絡・町民対策班

2 町における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

愛知警察署の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を求める。

(6) 記録等

遺体処理台帳（様式第34号）

3 県における措置

(1) 必要物資等の確保

ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に調達あつせんの措置を講じる。

(2) 応援指示

県は、町の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 検案の依頼

県警察と連携し、県医師会に検案の依頼を行う。

4 県警察における措置

- (1) 愛知警察署は、遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、町及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。
- (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 実施担当

本部連絡・町民対策班

2 町における措置

- (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可書を交付する。
- (2) 遺体の搬送
遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- (3) 埋火葬
火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。
- (4) 棺、骨つば等の支給
棺、骨つば等を現物で遺族に支給する。
- (5) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
- (6) 応援要求
自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の埋火葬の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を求める。
- (7) 記録等

埋火葬台帳（様式第35号）

3 県における措置

(1) 必要機材等の確保

棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や要員、遺体搬送のための車両等の確保に努め、町からの要請に応じて調達あっせん等の措置を講じる。

(2) 応援指示

「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、応援指示をする。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■基本方針

- 1 災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。
- 2 ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 3 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 4 下水管渠、ポンプ場等の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講じる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 5 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

電力事業者（中部電力株式会社、株式会社JERA）及び電源開発株式会社における措置

1 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、各電力会社は非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

2 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

3 危険防止措置の実施

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

4 応急復旧活動の実施

(1) 優先的に復旧する設備、施設

ア 電力会社側

(ア) 火力設備

(イ) 超高压系統に関連する送変電設備

イ 利用者側

- (ア) 人命にかかわる病院
- (イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関
- (ウ) 民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

(2) 復旧方法

ア 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

イ 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

(3) 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

5 要員、資機材等の確保

(1) 要員の確保

災害発生後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

災害発生後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

6 広報活動の実施

(1) 利用者に対する広報

ア 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

イ 臨時電気

相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

(2) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

ア 災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

イ 緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(4) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県L Pガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県L Pガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国L Pガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧作業の実施

愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動

地震発生後のL Pガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

水道事業者（町及び県（愛知中部水道企業団））における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

1 応急復旧活動の実施

(1) 配管設備破損の場合

ア 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

イ 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

ウ 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

(2) 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

2 応援の要請

(1) 愛知中部水道企業団は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

(2) 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

(3) さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

3 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

第4節 下水道施設対策

1 実施担当

下水道班

2 下水道管理者（町及び県）における応急復旧活動の実施

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 下水管渠

町は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、汚水処理場

町は、各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講じる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

(3) 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第5節 通信施設の応急措置

1 実施担当

本部事務局

2 町、県及び防災関係機関における措置

大規模災害の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が求められる。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

(1) 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

(2) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(3) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材等、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行う。

(4) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

3 通信事業者（NTT西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社）における措置

NTT西日本株式会社及びNTTドコモビジネス株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア NTT西日本株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ NTTドコモビジネス株式会社

(ア) 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合

は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

4 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、NTT西日本株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

第6節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

1 郵便物の送達の確保

- (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。
- (2) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

2 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

町、県及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

- (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開及び海路・空路の活用
合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第15章 航空災害対策

■基本方針

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 実施担当

本部事務局

2 町における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

空港事務所等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第3編第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、尾三消防組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 伝達系統

(1) 民間航空機の場合

愛知県地域防災計画 風水害等災害対策計画第3編「災害応急対策」第15章「航空災害対策」第3節「中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通」の5「伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）」(1)の定めによる。

(2) 自衛隊機の場合

愛知県地域防災計画 風水害等災害対策計画第3編「災害応急対策」第15章「航空災害対策」第3節「中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通」の5「伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）」(2)の定めによる。

4 応援協力関係

その他防災関係機関は、町、県、空港事務所等から応援の要請をうけたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

第16章 道路災害対策

■基本方針

橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施する。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第3編第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

1 実施担当

本部事務局、道路河川水路班

2 町における措置

(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の搜索、処理活動等は、第3編第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求める。

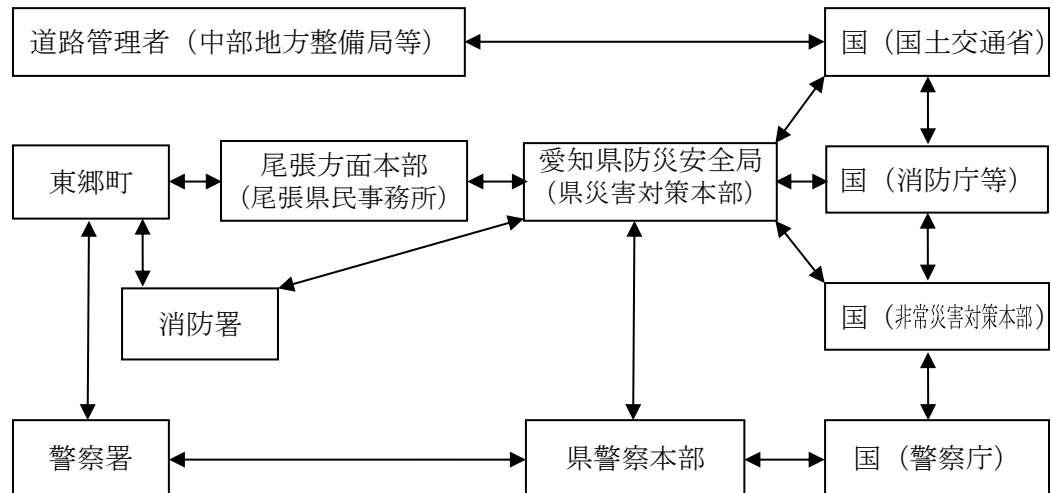
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、尾三消防組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(8) 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである



(9) 応援協力関係

ア 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

イ 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第17章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■基本方針

危険物等を取扱う施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

第1節 危険物等施設対策

1 実施担当

本部事務局

2 町における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに、消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

愛知警察署、町又は尾三消防組合へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

4 県警察における措置

(1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置の命令

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講じる。

(3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、情報収集を実施する。

(4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(6) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の搜索、検視等は、第3編第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 県における措置

(1) 町の実施する消火活動等の指示

尾三消防組合の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、尾三消防組合からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、町から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(3) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図る。

(4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等

町から指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して、そのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

6 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、地元市町村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 危険物等積載車両対策

危険物等輸送機関、県警察、町及び県における措置

危険物等輸送機関、県警察、町及び県は、それぞれ第3編第18章第1節「危険物等施設対策」に準じた措置を講じる。

第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策

■基本方針

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は、原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

第1節 放射性物質災害発生時の応急対策

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班、渉外班

2 事業者における措置

(1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報

事故等の発生について、東名古屋労働基準監督署、県警察、町、尾三消防組合等へ通報するものとする。

(2) 放射線障害の発生又は拡大防止措置

放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

3 町における措置

(1) 事故等の発生に係る県への通報

事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

(3) 消防活動及び救急救助

放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

4 県警察における措置

(1) 事故等の発生に係る警察庁等への通報

事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

(2) 警戒区域の設定及び交通規制

必要に応じて、交通規制を実施する。町長又はその職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、立入の制限等を行う。また、必要に応じて避難のための立退きを指示する。

(3) 広報活動

市町村と協同して広報活動を行うものとする。

5 県における措置

(1) 事故等の発生に係る消防庁等への通報

市町村又は県警察から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに国（消防庁）及び第四管区海上保安本部へ通報する。

(2) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

(3) 放射線防護資機材の貸出しのあっせん

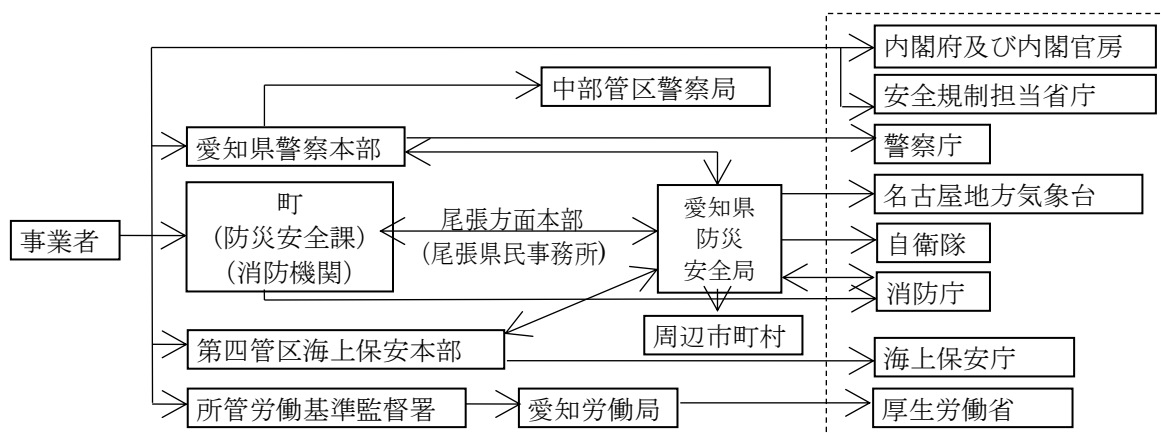
応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんする。

(4) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。

6 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。



第2節 特定事象発生時の応急対策

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班、渉外班

放射性物質の輸送中に原災法（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号））第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

2 事業者における対策

(1) 事故の概要等に係る町等への通報

特定事象が発生したときは、事故の概要等について町、県、県警察、消防機関に速

やかに通報する。

(2) 放射線の測定、汚染の防止

放射線の測定、汚染の防止等必要な活動を行う。

3 町における対策

(1) 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達

事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

(2) 専門家の派遣要請

特定事象発生の通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

4 県警察における対策

事業者等から特定事象発生等の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ直ちに通報する。

5 県における対策

(1) 事故の概要等の確認及び現場の状況把握

事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、現場の状況把握に努める。

(2) 防災関係機関との情報伝達

防災関係機関と情報伝達を行うとともに、周辺市町村に事故の概要等を連絡する。

(3) 専門家の派遣要請

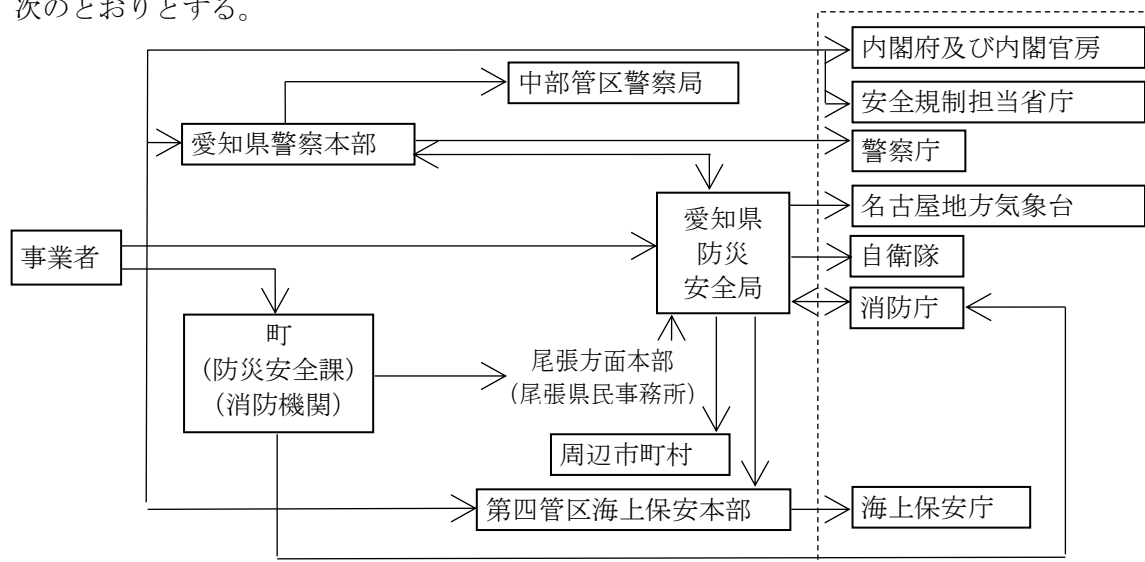
特定事象発生の通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

(4) 事業者、国及び消防機関の行うモニタリングへの協力

国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関の行うモニタリングに協力する。

6 情報の伝達系統

原災法第10条に規定する特定事象が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3節 緊急事態応急対策

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班、渉外班

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設から概ね半径10 km程度が目安とされている、原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

2 事業者における措置

事故周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市町村、県、県警察に連絡するものとする。

3 町における措置

(1) 東郷町災害対策本部の設置

原子力緊急事態宣言があったときは、東郷町災害対策本部を自動的に設置する。

(2) 住民に対する屋内退避、避難指示

原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

4 県における措置

(1) 県災害対策本部の設置

原子力緊急事態宣言があったときは、県災害対策本部を自動的に設置する。

(2) 広報活動等による住民避難等の支援

原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等が放射線の影響を受けないように、市町村の住民の屋内退避、避難指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

(4) 汚染された食糧等の流通防止

食料等が汚染された場合は、汚染された食糧等の流通防止を行う。

(5) 周辺市町村への状況連絡

周辺市町村に対策等の状況を連絡する。

(6) 自衛隊の災害派遣要請

受入体制を整え、自衛隊に災害派遣を要請する。

(7) 事業者、国及び消防機関の行うモニタリングへの協力

国等の専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関の行うモニタリングに協力する。

5 県警察における措置

(1) 警戒区域の設定及び避難誘導

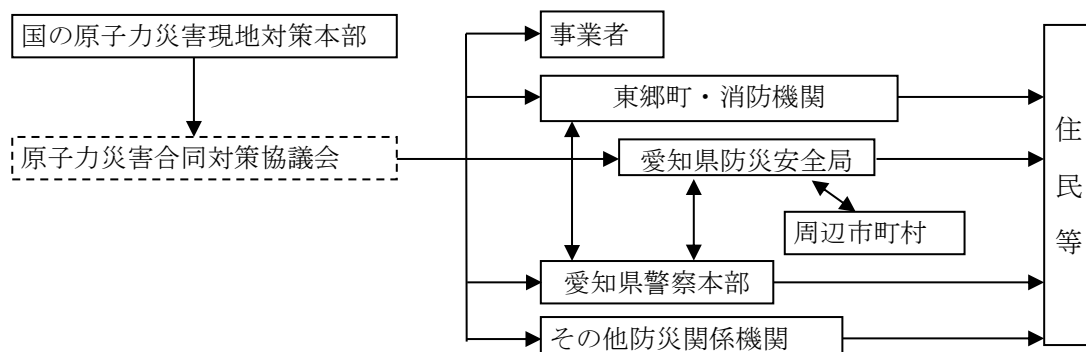
町長又はその職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、立入の制限等を行う。また、必要に応じて避難のための立退きを指示する。

(2) 交通規制

必要に応じて車両の通行禁止等交通規制を行うものとする。

6 情報の伝達系統

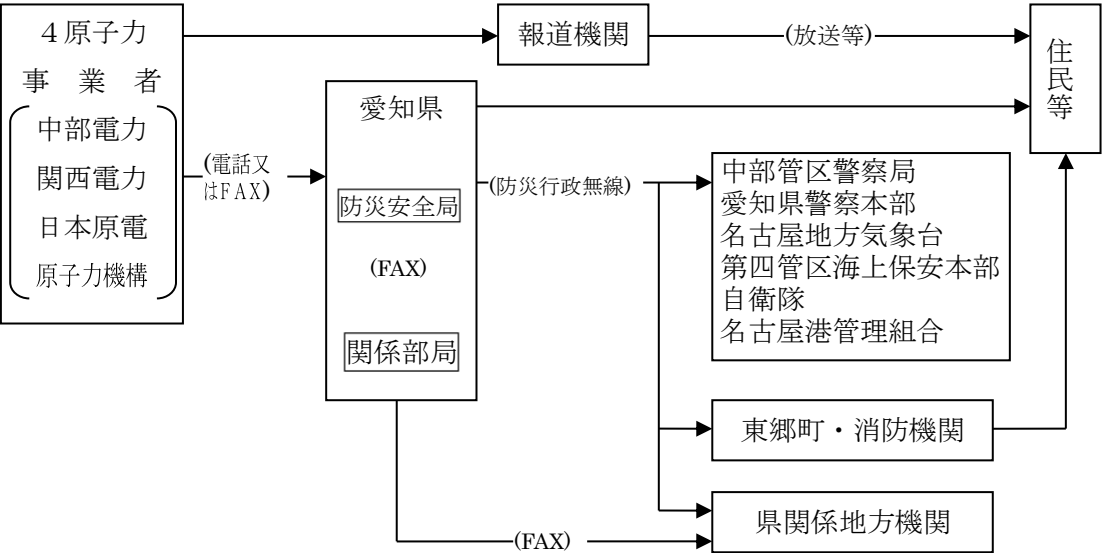
原災法第15条に規定する原子力緊急事態宣言がなされた時以降における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策

情報の伝達系統

4 原子力事業者の原子力発電所等において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第19章 大規模な火事災害及び林野火災対策

■基本方針

- 1 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。
- 2 火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

第1節 大規模な火事災害対策

1 実施担当

本部事務局、保健予防・医療助産救護班、渉外班

2 町及び尾三消防組合における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、第3編第10章「避難者・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺

体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の搜索、見分等は、第3編第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材確保要請

林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。

3 県における措置

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模な火事災害の発生を知ったときは、町等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。

(2) 町の実施する消防、救急活動の指示等

町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、町からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により、防災ヘリコプターを活用する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図る。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請

町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、町から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の求めを受けたときは、積極的に応援する。

(6) 他の県等に対する応援要請

大規模な火事災害が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(7) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請

大規模な火事災害の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し、人命救助活動

等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

(8) 医療救護班の派遣

大規模な火事災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する。

4 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の搜索、検視等は、第3編第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 交通規制

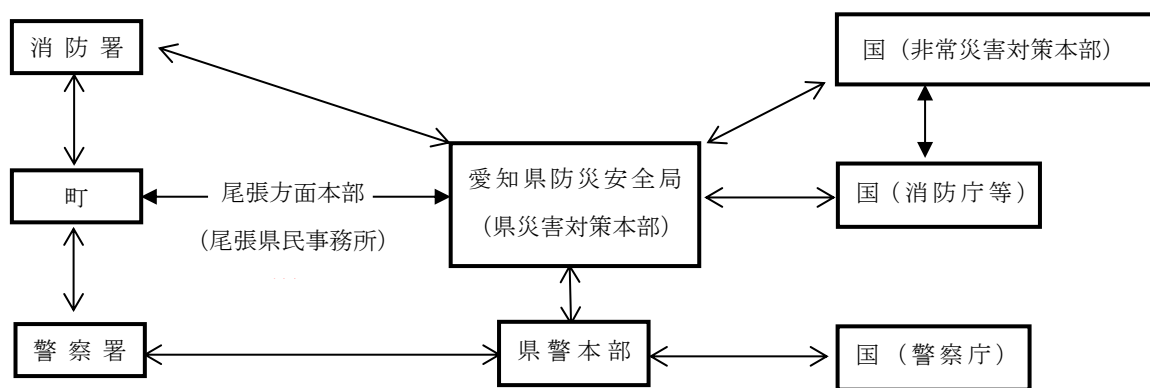
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



6 応援協力関係

(1) 町又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第2節 林野火災対策

1 実施担当

本部事務局、保健予防・医療助産救護班、渉外班

2 町及び尾三消防組合における措置

(1) 大規模な林野火災に係る県への連絡及び林野火災対応の指揮体制の確立

発見者等から大規模な林野火災の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、県に連絡する。また、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。

(2) 避難情報

地域住民等の避難指示等については、第3編第10章「避難者・帰宅困難者対策」により実施する。

なお、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、警戒区域を設定しようとする場合に必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消火活動等

次の点に留意し、消火活動を行う。

- ・火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。
- ・直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。
- ・滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。
- ・無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。
- ・速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等を活用する。
- ・急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報を共有する。
- ・地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。
- ・活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

(5) 県及び他市町村への応援要請

町で対処できない場合は、早期に県及び他の市町村に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援の要請を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第3編第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、町は県に対して早期に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。また、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 県に対する林野火災対策用資機材の確保要請

林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県へその確保の応援を求める。

(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請

空中消火活動の必要があると認められる場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。

3 県における措置

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模な林野火災の発生を知ったときは、町等から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁及び林野庁等関係機関に連絡する。

(2) 町の実施する消防、救急活動の指示等

町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、町からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により、防災ヘリコプターを活用する。

(4) 防災ヘリコプターによる空中消火

自衛隊と連携を図りつつ、防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火の早期実施に努める。また、迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに地上及び空中の消火活動の連携強化に

努める。

(5) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図る。

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請

林野火災の空中消火の実施又は空中消火資機材、薬剤等の輸送について必要があると認めるとき、又は町からの要請に基づき、自衛隊へ応援を要請する。また、町から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の求めを受けたときは、積極的に応援する。

(7) 他の県等に対する応援要請

大規模な林野火災が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害時等の応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請

大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

(9) 医療救護班の派遣

大規模な林野火災が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する。

4 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の搜索、見分等は、第3編第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 交通規制

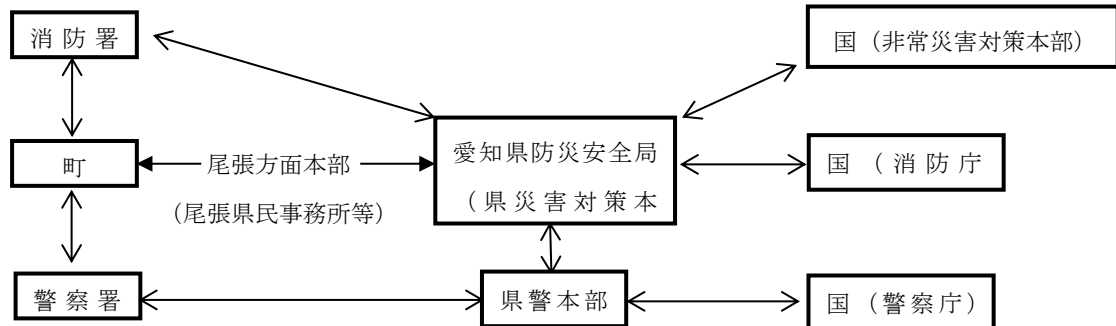
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



6 応援協力関係

- (1) 町又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。
- (3) 応援部隊（町以外の消防機関）による消火活動
 - ・ 水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。
 - ・ 人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。
 - ・ 地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。
 - ・ 「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく応援を行うこととなった場合には、県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、町の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行う。

第20章 住宅対策

■基本方針

- 1 あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。
- 2 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。
- 3 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 4 町は平常時から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散の恐れのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。
- 5 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置、被災家屋の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 6 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

- 1 実施担当
都市施設班
- 2 町における措置
 - (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置
本町の区域で判定を実施するに当たり、町災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）へ支援要請を行う。
 - (2) 判定活動の実施
実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。
判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等

について、被災者に明確に説明する。

3 県における措置

- (1) 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置
実施要綱等に基づき、市町村の応急危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、2(1)の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

- (2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請する等、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 実施担当

都市施設班

2 町における措置

町は災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の撤去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

3 県における措置

県は災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、市町村が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項
- (3) 住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 実施担当

都市施設班

2 県、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図る。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 実施担当

都市施設班

2 町、県及び救助実施市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県及び救助実施市は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

(2) 建設用地の確保

ア 町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として町が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

また、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県及び救助実施市は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。(救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする)。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工する。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長する。

ウ 応急仮設住宅の建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた町長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県及び救助実施市は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成24年12月国土交通省・厚生労働省)等を参考に賃貸住宅の借上げを行う(救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする)。

(5) 被災者の入居及び管理運営

被災者の応急仮設住宅への入居者の選定とその管理運営は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

自然災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、救助実施市にあっては、県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、町にあっては、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

応急仮設住宅の管理運営については、救助実施市にあっては県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村（救助実施市を除く。）にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市町村が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 実施担当

都市施設班

2 町における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 県における措置

救助実施町及び県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県及び救助実施市は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

4 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となる

が、県が実施機関となる当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、町が行う。

第6節 障害物の撤去

1 実施担当

都市施設班

2 町における措置

被災住宅の障害物の撤去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹林等の除去を行うものとする。

(1) 応急修理の実施

ア 障害物撤去の対象住家

土石、竹林等が居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援要求する。

3 県における措置

県は、市町村から応援要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となるが、

県が実施機関となる当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第21章 応急教育・応急保育

■基本方針

- 1 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 2 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、町教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。
- 3 災害時には、乳幼児をもつ住民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の精神的安定を確保するため応急保育を実施する。

第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置

- 1 実施担当
本部連絡・学校班、保育班
- 2 県、町及び私立幼稚園設置者（管理者）における措置
 - (1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達
学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。
 - ア 県立学校
県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。
 - イ 町立学校
災害等に関する情報は、第3編第3章「情報の収集・伝達・広報」に基づき町に対して伝達されるため、町教育委員会が、各学校等に対して伝達する。
 - ウ 私立幼稚園
幼稚園長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。
 - (2) 臨時休業等の措置
授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。
 - ア 県立学校
学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。
 - イ 町立学校
災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校長が行うものとする。
ただし、各学校長が決定し行う場合は、町教育委員会と協議し、町教育委員会があ

らかじめ定めた下記の基準によるものとする。

〔授業打ち切り休校等の措置〕

学校は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合の児童生徒の安全対策を次の基準により別に定めるものとする。なお、日ごろより台風、地震時等の対応について教育を図る。

ア 登校前の措置

登校前に休校等の措置を決定したときは、直ちに電話連絡等により伝達を図り、児童生徒に徹底させる。

イ 登校後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される状況となったときは、各学校長と協議の上、必要に応じて臨時休校の措置をとるものとする。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童には教職員が地区別に付き添うこととする。

ウ 私立学校（園）等

学校（園）の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校（園）の校長（園長）が行う。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

(4) 学校施設の緊急使用

町から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

なお、学校が避難所等災害の緊急使用施設に指定されている場合、学校長は町長から避難指示の通知を受けた場合は速やかに必要な措置を講じる。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 実施担当

本部連絡・学校班

2 県、町及び私立学校設置者（管理者）における措置

災害後、速やかに被災文教施設の応急復旧等を行い、授業に支障をきたさないよう処理しなければならない。

この場合、写真撮影等により被災の事実及びその状態を記録する。

(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講じる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

町内の公民館、コミュニティセンター等あるいは近隣の学校校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館、コミュニティセンター等あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、町と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用するなど、必要教職員の確保に万全を期する。

3 町における措置

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

4 県における措置

(1) 他県に対する応援要請

県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市町村教育委員会及び私立学校設置者（管理者）からの応援の求めに関する事項を実施することが困難な場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要請する。

(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示

県教育委員会は、市町村教育委員会の実施する教育につき、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するよう指示する。

5 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、町教育委員会

又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を求める。

第3節 応急な教育活動についての広報

1 実施担当

本部連絡・学校班

2 県、町及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 実施担当

本部連絡・学校班

2 町における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

町は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障をきたした町立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告する。

(2) 記録等

ア 学用品購入、配分計画表（様式第33号）

イ 学用品交付簿（様式第34号）

(3) 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

3 県における措置

(1) 文部科学省等に対する応援要請

県は、県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は町からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援の指示

県は、町の実施する教科書・学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第5節 学校給食対策

1 実施担当

給食班、本部連絡・学校班

2 町における措置

給食施設が被災した場合、給食センター所長は直ちに町教育委員会に連絡協議の上、次の諸点に留意し給食の可否を決定する。

(1) 給食施設の被災により実施困難な場合は、各家庭からの弁当又は民間給食業者等の給食を検討する。

なお、この場合においても、応急処置を実施し、衛生管理には十分注意をした上、速やかに給食を再開する。

(2) 各学校とも、避難所として使用され、り災者に対する炊き出しが行われている場合は、り災者に対する炊き出しを優先するため、各家庭からの弁当又は民間給食業者等の給食を検討する。

(3) 被災地においては、伝染病の発生のおそれが強いため衛生管理については特に注意する。

第6節 児童生徒の健康保持

1 実施担当

本部連絡・学校班

2 町における措置

被災地の児童生徒に対しては、瀬戸保健所の指示により健康診断、検便等を実施し、伝染病の予防、健康保持に努める。

第7節 応急保育対策

1 実施担当

保育班（こども保育課、各保育園）

2 町における措置

(1) 情報の収集

保育園は、災害が発生するおそれがある場合は、町、関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、情報の収集に努めるものとする。また、保育園にあっては家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

(2) 保育園児の安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、休園、中途帰宅等適切な措置をとる。

(3) 保育園の施設の応急復旧対策

災害を受けた場合は、被害状況が軽微な施設について、速やかに応急復旧を行い、応急保育体制を確保する。

(4) 給食対策

第3編第22章第5節「学校給食対策」に準ずる。

(5) 保育園児の健康保持

第3編第22章第6節「児童生徒の健康保持」に準ずる。

第8節 文化財の応急対策

文化財の管理者（又は所有者）は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講じるものとし、町は、管理若しくは復旧のため多額の費用を要する場合は、庁内で協議し、援助の範囲を決め、文化財の保全に努める。

第22章 災害救助法の適用

■基本方針

災害救助法の適用は、町区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であるとき、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じたときで、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が同法を適用する。

なお、災害救助法に基づく救助の実施については、県防災安全局、県民事務所、関係市町村等と緊密な連絡のもとに行う。

災害救助法の適用

1 実施担当

本部事務局、被害調査班、本部連絡・町民対策班、被害とりまとめ班

2 適用基準

災害の発生状況が、次のいずれかの基準に達したときは、災害救助法の適用を受けるものとする。

- (1) 町の全壊、全焼、流出等による住家の滅失した世帯数が60世帯以上に達したとき。
- (2) 滅失世帯が(1)の基準に達しないが、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上で、町の滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。
- (3) 滅失世帯が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の滅失世帯数が12,000世帯以上で、町の滅失世帯が多数あるとき。
- (4) 滅失世帯が(1)、(2)及び(3)の基準に達しないが、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合又は多数の者が生命及び身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じるとき。

3 被害世帯数の算定

住宅の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち、全壊、全焼、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については滅失世帯の2分の1、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能にあつては滅失世帯の3分の1とみなして適用基準上換算し、取り扱う。

4 救助の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び救助の期間は、以下のとおりである。

救助の種類		救助の期間
1	避難所の開設	避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
2	応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内（2年以内）とする。
3	炊き出し、その他による食品の給与	炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。
4	飲料水の供給	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
5	被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
6	医療及び助産	医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。
7	被災者の救出	災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
8	被災住宅の応急修理	災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
9	学用品の給与	学用品の給与は災害発生の日から、教科書については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内に完了するものとする。
10	埋火葬	埋火葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
11	遺体の搜索	遺体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
12	遺体の処理	遺体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
13	土砂、竹木等障害物の除去	土砂、竹木等の障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

5 町長への委任等

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は県が実施機関となるが、次に掲げるものを除く救助の実施は、同法第13条第1項及び同法施行令第17条第1項の規定に基づき知事から町長に委任されている。

したがって、災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、次に掲げるものを除き町で実施する。

- (1) 応急仮設住宅の供与
- (2) 医療及び助産
- (3) 住宅の応急修理

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■基本方針

- 1 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 2 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 3 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 4 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興本部の設置等

1 町における措置

(1) 町復興本部の設置

本町において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「東郷町災害対策本部」が設置され、かつ、本町の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（町長）が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 町復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

第2節 復興計画等の策定

1 町における措置

(1) 町復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復旧に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域をその区域とする町は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

1 町における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

町長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■基本方針

- 1 公共施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。
- 2 大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 3 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業
- コ 下水道災害復旧事業
- サ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法（昭和31年法律第101号）
- カ 感染症法
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ク 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町又は県からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 町における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 指定後の関係調書等の提出

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出する。

2 県における措置

(1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施する。

関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

(2) 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

(3) 指定後の手続き

県は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続その他を実施する。

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ たん水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

- カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

- 1 県警察における措置
 - (1) 暴力団等の動向把握

暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。
 - (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する。
- 2 町及び県における措置
 - (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。
 - (2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として町及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物等処理対策

■基本方針

- 1 町及び県は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講じるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する
- 2 町及び県は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。

災害廃棄物等処理対策

1 実施担当

衛生防疫班

2 町における措置

(1) 東郷町災害廃棄物処理計画の見直し

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で策定した東郷町災害廃棄物処理計画の見直しを適宜実施する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 町は、廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。

収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に従って行う。なお、フロン使用機器の廃棄処理にあつては、適切なフロン回収を行う。

(4) 企業

自社のがれき・残骸物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

また、町からがれき・残骸物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。

(5) 住民

ア がれき・残骸物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。

イ 河川及び道路等に投棄しない。

(6) 廃棄物収集委託業者との協力体制

廃棄物収集委託業者（し尿処理業者含む。）に対しては、平常時から協力体制を確立しておくとともに、保有車両等を把握しておき災害時に協力を求める。

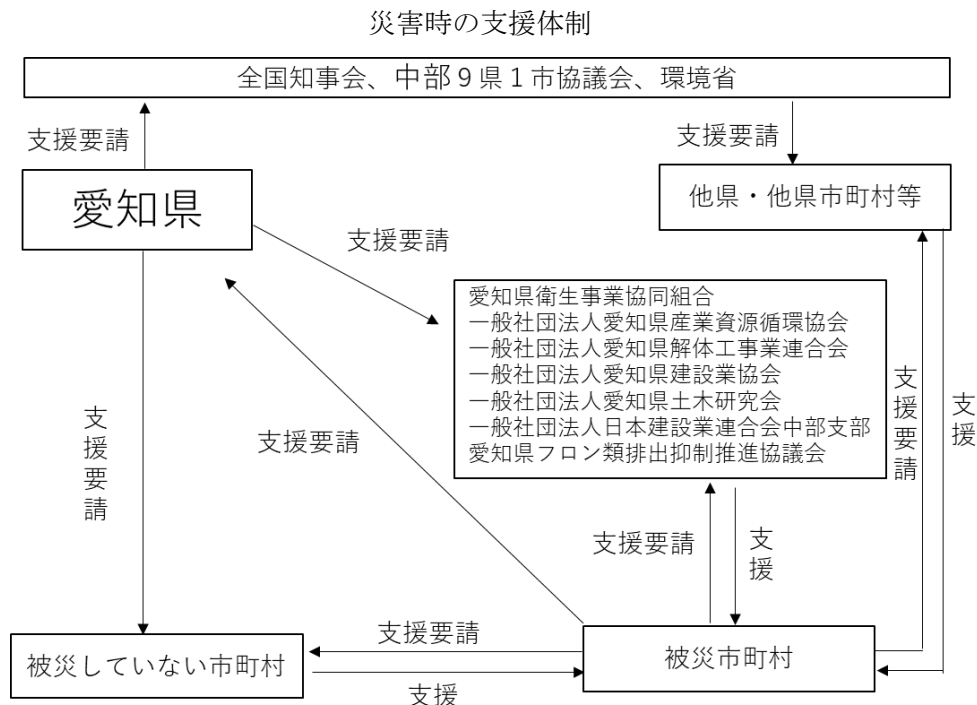
(7) 廃棄物処理業者への応援要請

町は、災害が発生した場合、必要に応じて、平成26年12月10日付けで締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、一般社団法人愛知県産業資源循環協会に対し、災害廃棄物処理について協力要請を行う。

3 周辺自治体及び県への応援要請

町及び県は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

町は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺自治体又は県に応援要請を行う。



第4章 震災復興都市計画の手続き

■基本方針

地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

第1節 第一次建築制限

1 町における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。
- (3) 発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 県（建設部）における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、関係市町村から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を目処に建築基準法第84条に基づく建築制限区域として指定し、市町村に通知する。
- (3) 県は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

3 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

町及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市町村都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市町村は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

町及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

町は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、立地的成果計画、h総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

町は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

■基本方針

- 1 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。
- 2 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 り災証明書の交付

1 町における措置

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2 県における措置

(1) 町の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(2) 町への情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 町における措置

(1) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

町は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

2 県における措置

(1) 町への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 町の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 町における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯に対する支援

「東郷町被災者生活再建支援金支給要綱」に基づく次の措置を行う。

ア 支援金の支給対象

(7) 全壊世帯（自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯）

(4) 半壊解体・敷地被害解体世帯（自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又は

居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊により危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯)

- (㊦) 大規模半壊世帯（自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上必要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前号に掲げる世帯を除く。））

(3) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく次の措置を行う。実施主体は、東郷町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和45年東郷町条例第21号）により町が実施する。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。

（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障がいを受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。

（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

（費用負担：国2/3、県1/3）

(4) 町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(5) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

(6) 特別行政相談活動の連絡・調整等

町は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。

2 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、町に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

(6) 特別行政相談活動の連絡・調整等

県は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。（費用負担：国 2／3、県 1／3）

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の 1／2 は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

7 中部管区行政評価局における措置

中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

第4節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(7) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、

貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(4) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書
の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払
戻の利便を図ること。
- b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中
途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(5) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営
業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であって
も、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金
の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(6) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払
機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示す
るとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(7) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置
を講ずる。

(8) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配
慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて
猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(9) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、
営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示す
るとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

(7) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(8) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(9) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった
場合の可能な限りの便宜措置。

(10) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポス
ターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに
掲載し、取引者に周知徹底すること。

(㌠) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

エ 電子債権記録機関への措置

(㌡) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(㌢) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 損傷銀行券等の引換

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

(4) 相談窓口の設置

国債を滅失した顧客に対する相談を受け付ける。また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。

(5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

3 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第5節 住宅等対策

1 町における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、町は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 県における措置

(1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で町において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が町に代わり災害公営住宅を建設する。

なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談業務の支援

町が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について町へ情報提供を行う。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行う。

3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

県と協議の上、必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。また、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講じる。

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講じる。

第6節 労働者対策

1 愛知労働局における措置

(1) 相談窓口の設置

通院していた病院が災害等に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主等からの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

(2) 事業主への監督指導等

ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障がい防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。

(3) 労災病院等への要請

被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講じるように要請する。

(4) 労災補償の給付

被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

(5) 職業のあっせん

ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

(6) 暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

(7) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給

激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

2 県における措置

(1) 相談窓口の設置

事業所の被災状況を把握するとともに、被災離職者からの相談に対して迅速に対応できる窓口を設置する。相談に当たっては、愛知労働局等が設置する相談窓口等との連携を図る。

(2) 就業促進

雇用を維持する事業主への支援策や、臨時的な雇用創出策等を検討し、必要に応じて実施する。

また、被災離職者に対する適切な職業訓練を実施して再就職に対する取組を支援する。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

■基本方針

被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

2 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口における相談対応

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、県機関・県内の商工会議所・商工会に設置している「愛知県中小・小規模企業総合相談窓口」において、被災中小企業等に対する相談対応を速やかに実施する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応

じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

2 県における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

■基本方針

- 1 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、町、県等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、町地域防災計画に定めるところにより町災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第3章「災害情報の収集・伝達・広報」を参照。）

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、町地域防災計画に定めるところにより町災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第3章「災害情報の収集・伝達・広報」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

町及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置をとること、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認すること、並びにすぐに逃げられる態勢の維

持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」を参照。)

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

町は、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」(令和7年8月内閣府改訂)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和7年12月県改訂)などにに基づき、事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示により事前の避難を促す。

町及び県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く。)及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、町において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。(第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」を参照。)

5 消防機関等の活動

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市町村が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 県警察の活動

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 上下水道

水道事業者及び下水道管理者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な措置を講ずる体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 町は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

10 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、町公共施設、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとお

りとする。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

① 診療所においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。

② 町立学校にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

㊦ 児童・生徒等に対する保護の方法

㊧ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

㊦ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

㊧ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めるものとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、町が南海トラフ地震防災対策推進計画で定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

11 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、町が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、東郷町地域防災計画に定めるところにより災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

町及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内

容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

4 町及び県が管理等を行う施設・設備等に関する対策

町及び県（防災安全局、関係局）は、施設・整備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内※¹でマグニチュード6.8以上※²の地震※³が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内※¹において、モーメントマグニチュード※⁴7.0以上の地震※³が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



※ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第 1 章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第 1 節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第 3 編災害応急に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第 6 条第 2 項に基づく地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第 2 編「災害予防」第 2 章「建築物等の安全化」第 5 節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第 2 編「災害予防」第 10 章「防災訓練及び防災意識の向上」第 1 節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第 2 編「災害予防」第 10 章「防災訓練及び防災意識の向上」第 2 節「防災のための意識啓発・広報」及び第 3 節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

県（防災安全局）における措置

第2編第10章第3節2で定める事項に加え、次の事項を教育する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識
- (2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容
- (3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

中部運輸局における措置

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

- (1) 講習会を媒体とした教育
運行管理者講習
- (2) 広報誌を媒体とした教育
交通関係団体の広報誌

〔広報に関する事項〕

県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

- (1) 防災意識の啓発

県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第2編第10章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第2編第10章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (2) 防災に関する知識の普及

町及び県は、第2編第10章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

- (3) 自動車運転者に対する広報

町、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等をおこなうこととする。

- (4) 家庭内備蓄等の推進

町及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第2編第10章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関する情報

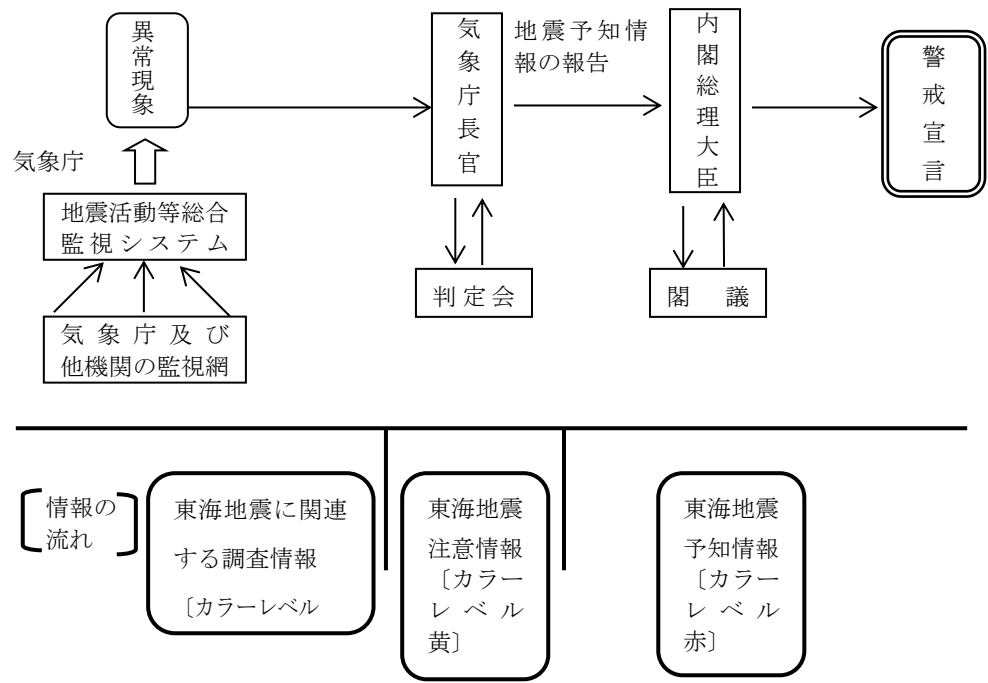
1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震 予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。		警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震 注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。 「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。		準備行動の実施 町民への広報
東海地震に 関連する調 査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



第2章 地震災害警戒本部の設置等

■基本方針

- 1 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じる。
- 2 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、地震災害警戒本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 3 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)の内容、その他これらに関連する情報(以下「地震予知情報等」という。)、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達する。
- 4 地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

第1節 地震災害警戒本部の設置

1 町における措置

(1) 地震災害警戒本部の設置、廃止

町長は、警戒宣言が発せられた場合は直ちに地震災害警戒本部を設置し、災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部が設置された場合は、地震災害警戒本部は自動的に廃止される。また、大規模地震対策特別措置法第9条第3項に基づく警戒解除宣言があったときは、地震災害警戒本部を廃止する。

なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき又はその報道に接した場合は地震災害警戒本部準備室(第1非常配備)を、東海地震注意情報が発表されたとき又はその報道に接した場合は地震災害警戒本部準備室(第2非常配備)を設置する。

ア 組織動員の参集基準

	区分	体制	配備・参集基準 (自主参集)	配備内容
地震災害警戒本部準備室	第1 非常配備	事務局会議	気象庁により東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき又はその報道に接したとき	1 総務部 2 企画部 3 まち整備部 (2)参照)
	第2 非常配備 (警戒体制)	2 箇班	気象庁により東海地震注意情報が発表されたとき又はその報道に接したとき	1 総務部 2 企画部 3 くらし健康部 4 福祉こども部 5 まち整備部 6 教育部 (3)参照)
地震災害警戒本部	第3 非常配備 (非常体制)	全職員	警戒宣言が発令されたとき 又はその報道に接したとき	全職員 (4)参照)

(2) 地震災害警戒本部準備室（第1 非常配備）の組織及び運営

ア 事務局会議の組織

事務局会議は、総務部長を始め次の委員により構成する。

令和7年4月1日現在

総務部長 企画部長 政策推進監 まち整備部長	防災安全課長	防災担当 課長補佐(又は係長)	防災安全係
	公共交通対策室長	巡回バス担当 課長補佐(又は係長)	
	産業振興課長	農政担当 課長補佐(又は係長)	
	下水道課長	工務担当 課長補佐(又は係長)	
	都市整備課長 道路管理・用地 担当課長	道路維持担当 課長補佐(又は係長)	道路建設担当 課長補佐(又は係長)

イ 事務局会議の処理事項

事務局会議は、次の事項を処理する。

- 1 地震災害警戒本部準備室設置に関すること。
- 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）の続報の収集に関すること。
- 3 県及び関係機関との連絡に関すること。

(3) 地震災害警戒本部準備室（第2非常配備）の組織及び運営

ア 地震災害警戒本部準備室（第2非常配備）の組織

令和7年4月1日現在

部	所 掌 事 務
企画部	1 県本部等関係機関、団体との連絡調整に関する事。 2 他の地方公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関する事。 3 広報車による住民への情報等の広報、伝達に関する事。 4 避難情報、避難先の指示に関する事。 5 災害情報の収集に関する事。 6 各種情報の整理、分析に関する事。 7 来庁者等による情報の受付に関する事。 8 巡回バス路線の被害調査、報告に関する事。
総務部 (議会議務局) (監査委員 事務局) (会計課)	1 本部会議に関する事。 2 本部の設置及び廃止に関する事。 3 職員の動員と配備調整に関する事。 4 消防団の配備に関する事。 5 各部の連絡調整に関する事。 6 その他防災上必要と認める事項
くらし健康部	1 人的被害調査、報告に関する事。 2 り災者の救出、安否問い合わせに関する事。 3 避難場所、避難所、福祉避難所の開設、運営に関する事。 4 避難所駐在員の派遣等避難所の運営に関する事。 5 所轄施設の管理に関する事。 6 身元不明の遺体の収容、埋火葬に関する事。
福祉こども部	1 保育園児、幼稚園児及び児童館利用者の安全確保に関する事。 2 応急救援物資(主食、食品類を含む)の調達、配分計画に関する事。 3 民間団体、ボランティア団体等への要請及び受入に関する事。 4 避難場所、避難所、福祉避難所の開設、運営に関する事。 5 避難所駐在員の派遣等避難所の運営に関する事。 6 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関する事。 7 医療関係機関との連絡調整に関する事。 8 所轄施設の管理に関する事。
まち整備部	1 町内の巡視及び危険区域の警戒に関する事。 2 防疫活動に関する事。 3 廃棄物処理に関する事。 4 農地、下水道、道路、橋梁、河川水路等の保全に関する事。 5 飲料水の確保に関する事。 6 交通規制等応急交通対策に関する事。 7 崖崩れ等の予防に関する事。 8 水防活動に関する事。
教育部	1 児童生徒、所管施設利用者の安全確保に関する事。 2 避難場所、避難所の開設への協力に関する事。 3 社会教育施設等を避難場所、避難所として開設する事。

イ 地震災害警戒本部準備室（第2非常配備）の処理事項

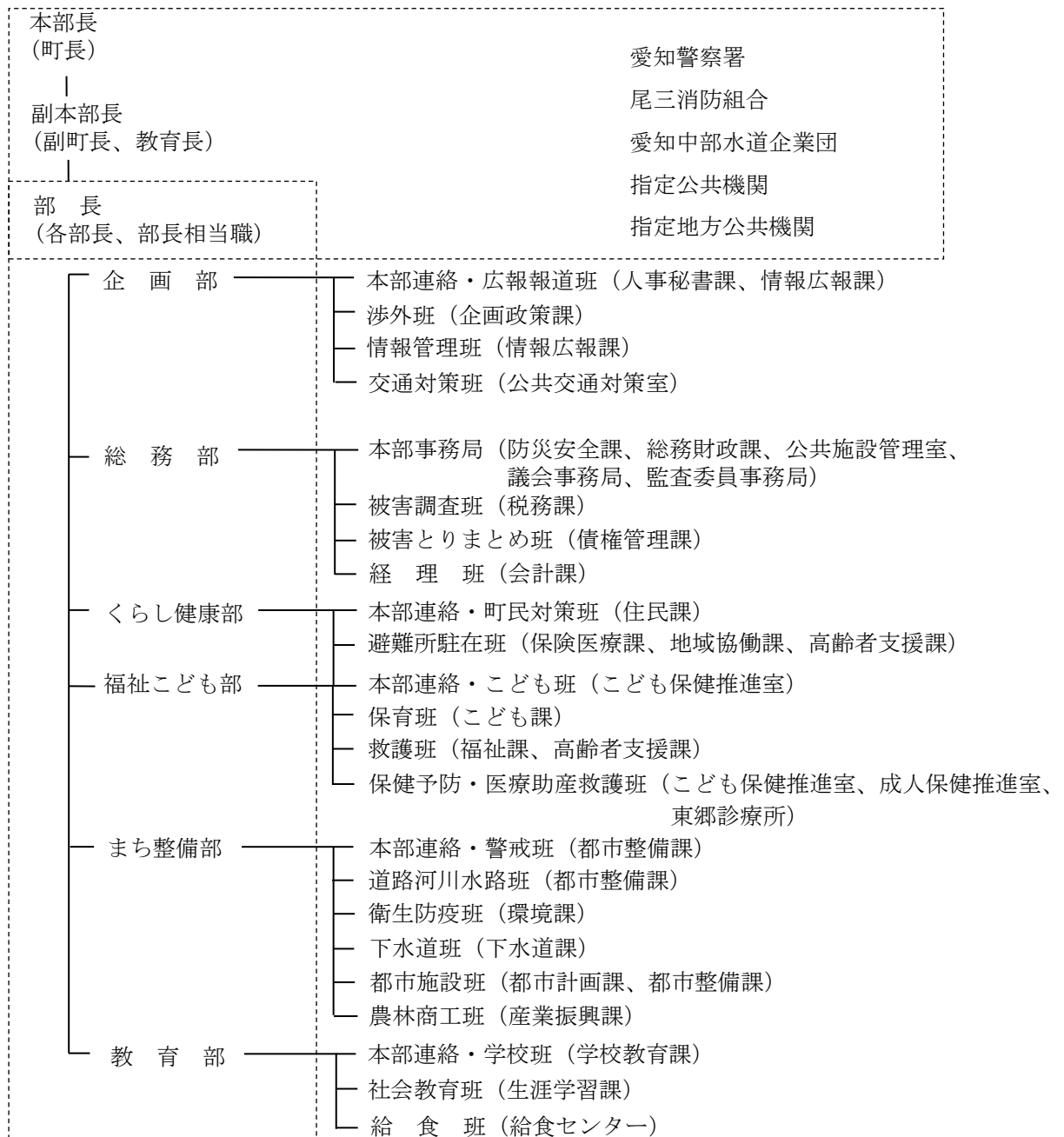
地震災害警戒本部準備室（第2非常配備）は次の事項を処理する。ただし、緊急性等災害の状況に応じ各部において調整ができることとする。

部	所 掌 事 務
企画部	1 県本部等関係機関、団体との連絡調整に関すること。 2 広報車による住民への情報等の広報、伝達に関すること。 3 来庁者等による情報の受付に関すること。 4 巡回バス利用者の安全確保に関すること。
総務部	1 地震災害警戒本部準備室に関すること。 2 職員の動員と配備調整に関すること。 3 東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集に関すること。 4 各部の連絡調整に関すること。 5 地震災害警戒本部の設置準備に関すること。 6 その他防災上必要と認める事項
くらし健康部	所管施設利用者の安全確保に関すること。
福祉こども部	1 保育園児、幼稚園児及び児童館利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。
まち整備部	町内の農地、下水道、道路、河川等の巡視に関すること。
教育部	1 児童生徒の安全確保に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。

(4) 地震災害警戒本部（第3非常配備）による活動体制

ア 地震災害警戒本部の組織及び運営

地震災害警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法、大震法施行令並びに東郷町地震災害警戒本部条例（平成14年東郷町条例第14号）に定めるところによる。



イ 地震災害警戒本部の処理事項

地震災害警戒本部は次の事項を処理する。ただし、緊急性等災害の状況に応じ各部、班間において調整ができることとする。

部	班	所 掌 事 務
企 画 部	本部連絡・ 広報報道班 (人事秘書課) (情報広報課)	1 本部との連絡、調整に関する事。 2 広報車による住民への情報等の広報、伝達に関する事。 3 報道機関に対する情報の提供に関する事。 4 被害状況等の県本部への伝達に関する事。 5 災害の記録に関する事。 6 避難情報、避難先の指示に関する事。
	渉 外 班 (企画政策課)	1 県本部等関係機関、団体との連絡調整に関する事。 2 他の地方公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関する事。 3 本部長の災害地等視察に関する事。 4 災害見舞の受付、接遇に関する事。
	情報管理班 (情報広報課)	1 災害情報の収集に関する事。 2 各種情報の整理、分析に関する事。 3 来庁者等による情報の受付に関する事。
	交通対策班 (公共交通対策室)	1 巡回バス利用者の安全確保に関する事。 2 公共交通の運行状況に関する事。
総 務 部	本部事務局 (防災安全課) (総務財政課) (公共施設管理室) (議会事務局) (監査委員事務局)	1 本部会議に関する事。 2 本部の設置及び廃止に関する事。 3 職員の非常招集、解除及び配備調整に関する事。 4 消防団の配備に関する事。 5 各部の連絡調整に関する事。 6 町議会との連絡調整に関する事。 7 所管施設利用者の安全確保に関する事。 8 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。 9 他の部に属さない町施設の災害対策に関する事。
	被害調査班 (税務課)	1 り災者の調査及び報告に関する事。 2 他の部、班に属さない一般住宅等の被害調査及び報告に関する事。 3 り災台帳に関する事。 4 り災証明に関する事。
	被害とりまとめ班 (債権管理課)	各部、班の被害状況のとりまとめに関する事。
	経 理 班 (会計課)	本部の庶務に関する事。

くらし健康部	本部連絡・町民対策班 (住民課)	1 本部との連絡、調整に関する事。 2 人的被害調査及び報告に関する事。 3 り災者の救出に関する事。 4 り災による身元不明の遺体の収容及び埋火葬に関する事。 5 り災者の安否問い合わせに関する事。 6 遺体収容所の開設に関する事。 7 災害、り災に関する住民の相談、照会に関する事。
	避難所駐在班 (保険医療課) (地域協働課) (高齢者支援課 (福祉こども部))	1 避難場所、避難所、福祉避難所の開設に関する事。 2 避難所駐在員の派遣等避難所の運営に関する事。 3 伝染病患者の移送、収容に関する事。
福祉こども部	本部連絡・こども班 (こども保健推進室)	1 本部との連絡、調整に関する事。 2 その他、災害時の児童福祉に関する事。
	保育班 (こども課)	1 保育園児及び幼稚園児の安全確保、応急保育に関する事。 2 所管施設利用者の安全確保に関する事。 3 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。
	救護班 (福祉課) (高齢者支援課)	1 応急救援物資(主食、食品類を含む)の調達、配分計画に関する事。 2 救助及び見舞物資に関する事。 3 民間団体、ボランティア団体等への要請及び受入に関する事。 4 所管施設利用者の安全確保に関する事。 5 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。
	保健予防・医療助産救護班 (こども保健推進室) (成人保健推進室、東郷診療所(くらし健康部))	1 医療救護及び助産救護に関する事。 2 救護班の編成及び救護所の設置、運営に関する事。 3 委託医療に関する事。 4 医療関係機関との連絡調整に関する事。 5 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関する事。 6 保健活動に関する事。 7 被災住民、避難住民の衛生指導に関する事。 8 所管施設利用者の安全確保に関する事。 9 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事。
	本部連絡・警戒班 (都市整備課)	1 本部との連絡、調整に関する事。 2 町内の巡視及び危険区域の警戒に関する事。 3 小規模災害の応急復旧に関する事。

まち整備部	道路河川水路班 (都市整備課)	1 道路、橋梁等の保全及び応急復旧に関すること。 2 仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策に関すること。 3 崖崩れ等の予防、応急対策に関すること。 4 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。 5 河川水路の保全及び応急対策に関すること。 6 水防活動及び工法指導に関すること。
	衛生防疫班 (環境課)	1 防疫活動に関すること。 2 廃棄物処理に関すること。 3 防疫薬剤の調達に関すること。 4 防疫及び衛生施設の被害調査に関すること。
	下水道班 (下水道課)	1 市街地下水路施設の排水対策に関すること。 2 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。 3 飲料水の確保に関すること。
	都市施設班 (都市計画課) (都市整備課)	1 電気、電話、水道等ライフラインの被害調査及び報告に関すること。 2 応急仮設住宅の建設、入居、維持管理に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保に関すること。 4 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。 5 被災宅地危険度判定及び応急危険度判定に関すること。
	農林商工班 (産業振興課)	1 農業施設、農産物、商工業施設等の災害対策、被害調査及び報告に関すること。 2 り災農業者、商工業者に対する融資に関すること。 3 災害時における病虫害の防除に関すること。 4 農地、農道の災害対策、被害調査及び報告に関すること。 5 農地の排水対策に関すること。 6 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。
教育部	本部連絡・学校班 (学校教育課)	1 本部との連絡、調整に関すること。 2 児童生徒、所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 り災児童生徒の応急教育に関すること。 4 り災児童生徒の保護管理に関すること。 5 避難場所、避難所の開設への協力に関すること。 6 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。
	社会教育班 (生涯学習課)	1 社会教育施設等を避難場所、避難所として開設すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 文化財の保護及び応急対策に関すること。 4 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。
	給食班 (給食センター)	1 応急炊き出しに関すること。 2 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること。

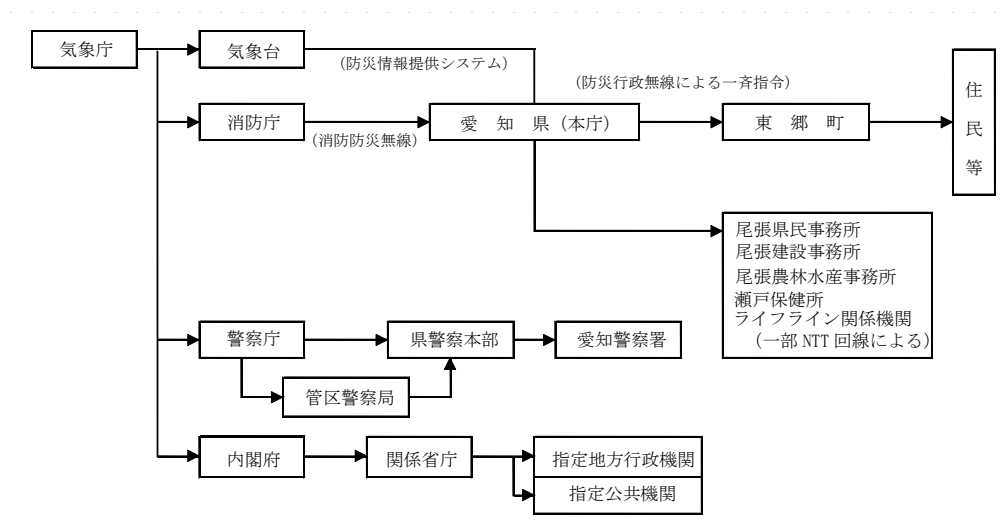
2 県における措置

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部を設置する。

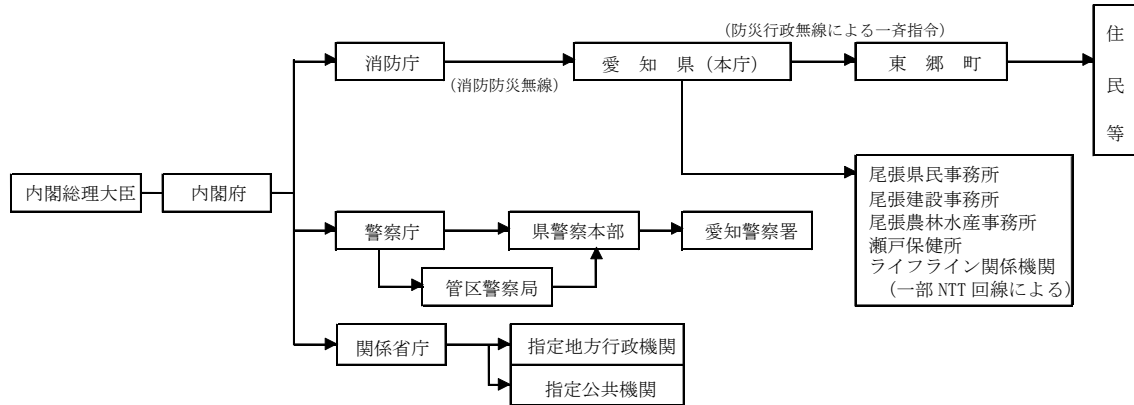
- (2) 知事は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）を設置する。
- (3) 県の地震防災応急対策要員の参集
知事は、次のとおり県職員に参集を命ずる。ただし、県警察については、警察本部長が別に定めるところによる。
 - ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された時
第2非常配備（警戒体制）
 - イ 東海地震注意情報が発表された時又は警戒宣言が発せられた時
第3非常配備
- 8 その他の防災関係機関における措置
 - (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。
 - (2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、県内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

- 1 実施担当
本部事務局
- 2 警戒宣言等の伝達系統
 - (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））の伝達



(2) 警戒宣言の伝達

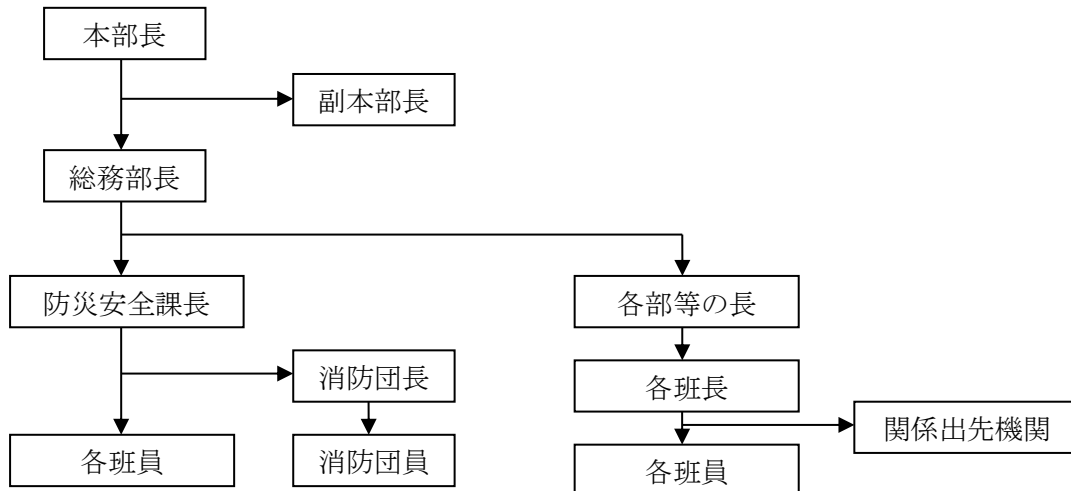


3 代替伝達系統

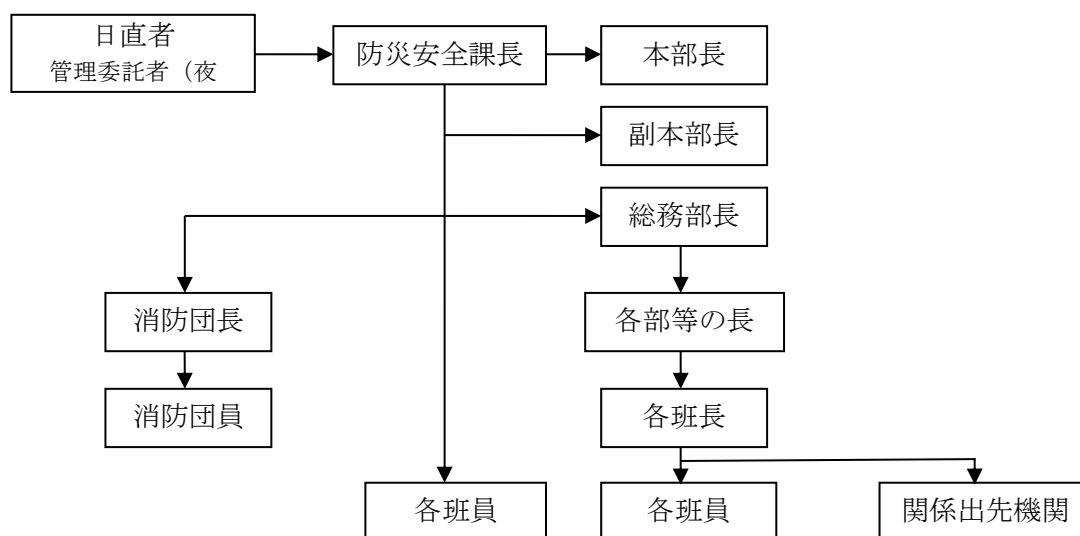
何らかの事情により通信が困難な場合、県から町への代替伝達系統は、第3編第2章「通信の運用」で定める非常通信による。

4 内部伝達

(1) 勤務時間内の伝達系統



(2) 勤務時間外の伝達系統



当直者（夜間は管理委託者）は、次に掲げる情報を覚知したときは、防災安全課長へ連絡し、防災安全課長は町長及び総務部長と協議し、防災担当者へ必要な指示をする。

ア 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急処理を実施する必要があると認められるとき。

イ 災害が発生し緊急に応急処置を実施する必要があると認めたとき。

ウ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

(3) 通信途絶時の動員

職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに登庁し、上司の命を受けるものとする。

(4) 町教育委員会

各町立学校等への伝達系統は教育委員会において別に定める。

なお、警戒宣言が発せられた場合、N T T電話の利用が増加し、異常ふくそうが生じ通話不能な事態の発生が予想されるため、平常時から警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼びかける。

したがって、通話の状況によっては、災害時優先加入者（防災関係機関、警察、病院等）の通話確保のため一般通話は、発信規制される場合もある。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

1 実施担当

本部連絡・広報報道班

2 町における措置

町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

3 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に震度の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 町長から住民及び事業者への呼びかけ
- (4) 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (5) ライフラインに関する情報
- (6) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (7) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (8) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
- (9) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

4 広報の重点事項

町は、住民への広報を実施するに当たっては、次の事項に留意するよう広報する。

- (1) 冷静な行動を取るべきこと。
- (2) 火気の始末をすること。
- (3) 家具等屋内重量物の倒壊防止措置をとること。
- (4) テレビ・ラジオ等の情報に注意すること。
- (5) 当面の飲料水、食料等の持出しの準備をすること。
- (6) 自動車による移動を自粛すること。
- (7) 特に必要のない限り外出は自粛すること。
- (8) 特に必要のない限り電話の使用は自粛すること。

(9) 広報文例

時間的区分	東海地震注意情報発表時	対 象 者	住 民
題 名	東海地震注意情報の伝達及び住民への呼びかけ		
東郷町役場からお知らせします。 気象庁から 時 分東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。 東海地震が起きるかどうかは現時点では不明ですが、東郷町役場では万一に備え、防災体制を整えています。 住民の皆さんは万一に備え、火の始末をし、ガスの元栓を閉め、倒れやすい家具等の整理をしてください。また、引き続きテレビ、ラジオの放送にご注意ください。			

時間的区分	警戒宣言発令時	対 象 者	住 民
題 名	警戒宣言発令の伝達及び住民への呼びかけ		
住民の皆さん、町長の〇〇〇〇です。 すでにご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前・午後 時 分、東海地震に関する警戒宣言を発令しました。 この地震が発生しますと、震度6弱以上のかかなり強い地震が予想されますので十分警戒してください。 既に町役場を始め防災関係機関では、職員が非常配備について防災対策に全力をあげておりますが、住民の皆さんも次の点に留意して、いざという時に備えていただきたいと思います。 まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。 次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。 それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や町の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、町、警察、消防などの職員の指示にしたがって秩序正しく行動していただきたいと思います。 住民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しております。 また、対策に従事しておられる防災関係の皆さんも大変ですが、いざという時にそなえて万全の対策をお願いいたします。			

5 広報手段等

第3編第3章「情報の収集・伝達・広報」に定めるところによる。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班、本部連絡・警戒班

2 収集・伝達系統

第3編第3章「情報の収集・伝達・広報」に定めるところによる。

3 報告事項・時期

- (1) 町は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式第36号）」により県に報告する。
- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式第37号）」により報告する。

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■基本方針

町、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食料や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行う。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保

1 実施担当

本部事務局、保健予防・医療助産救護班、衛生防疫班

2 町における措置

町は、食料・飲料水等の備蓄のほか、平常医療用と併せ、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄に努める。

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、町において調達を図る。

3 県における措置

(1) 主要食料の確保

ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局（生産部）と密接な連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行う。

通常、各地における米穀の在庫状況からみて、当面の必要量は各地域内で確保が可能であるが、状況によって周辺市町村及び県内各地域の備蓄をもとに、確保体制をとる。

イ パン、副食品等の確保

県は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係機関の協力を求め、その確保を行う。

ウ 応急的な食料品の確保

県は、災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとる。

(2) 医薬品等の確保

県は、町等から血液、医薬品、医療機器及び衛生材料の要請があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め3団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め13団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅

金融支援機構に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。

4 愛知県赤十字血液センターにおける措置

日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 実施担当

本部事務局、都市施設班、保健予防・医療助産救護班、道路河川水路班、下水道班、衛生防疫班

2 町及び尾三衛生組合における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講じる。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

町は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備等の体制を整える。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

尾三衛生組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図る。

イ ごみ処理

町及び尾三衛生組合は、倒壊家屋及び家具等可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

収集、運搬は車両等にて行い、処理は処分地において焼却し、埋立処分をする。町は、一時集積場を確保するとともに、処分地についても、町及び尾三衛生組合において、地震等災害時も含めて十分な確保を図る。

ウ し尿処理

町は、家屋の倒壊、上水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

町は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとる。

(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療助産救護活動の実施の

ため、次のような措置を行う。

ア 東郷診療所を拠点として医療助産救護活動の準備を進める。

イ 地震発生後の応急的な医療助産活動を実施するために必要な保健予防・医療助産救護班の編成・派遣の準備を行い災害発生に備える。

ウ 保健予防・医療助産救護班は、概ね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師を含む。）1～2名とする。

エ 地震発生後の応急的な医療助産救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、町は、県に対しその編成、派遣の準備を要請する。

3 県における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講じる。

(2) 給水確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、県有資機材の整備点検を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合には、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」により広域応援体制を整える。

(3) 通信確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ県庁及び地方機関に配備している防災行政無線の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。

(4) 浸水対策用の資機材・人員の配備

県は、町が備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し応援するため、これらの資機材を整備する。

また、県は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備等の体制を整える。

(5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

県は、地震発生後に健康状況調査が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整える。

(6) 医療救護用の資機材・人員の配備

県は、町からの応援要請に対応するため、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成・派遣の準備を行う。

4 水道事業者等における措置

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者

愛知中部水道企業団は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行う。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び

人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

(2) 下水道管理者

町及び県の下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

5 中部電力株式会社、株式会社 J E R A 及び電源開発株式会社における措置

中部電力株式会社、株式会社 J E R A 及び電源開発株式会社は、東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

6 ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講じる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

7 通信事業者及び移動通信事業者における措置

(1) N T T 西日本株式会社、K D D I 株式会社、株式会社 N T T ドコモ、N T T ドコモビジネス株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

(2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

■基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとる。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班、保育班、本部連絡・学校班、避難所駐在班

2 町における措置

(1) 避難対象地区の周知

町は、警戒宣言が発せられた場合において避難指示（緊急）等の対象となるべき、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難指示等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知する。

(2) 避難の指示

町長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

町は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知する。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外による。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(5) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩による。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地区ごとの実情に応じて車両の活用 of 適否を検討する等、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

町は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

なお、避難に当たり他人の介護を必要とする者を受け入れる施設のうち町が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講じる。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語、やさしい日本語による伝達ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

町は、外国人、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者等と十分調整しておく。

(8) 避難対象地区の広報等

ア 町は避難対象地区の居住者等に次の事項等の周知徹底を図る。

- (ア) 区域の範囲
- (イ) 想定される危険の種類
- (ウ) 避難場所
- (エ) 避難場所に至る避難路
- (オ) 避難の指示又は伝達方法
- (カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (キ) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

イ 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区への避難の勧告又は指示の手段は、第3編第3章「情報の収集・伝達・広報」に掲げる情報伝達手段に準じて行う。

(9) 避難所の運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、東郷町避難所運営マニュアルにより、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

3 学校における措置

(1) 児童生徒等の安全確保

ア 児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。

(ア) 児童生徒等が在校中の場合

授業、学校行事等は直ちに打ち切るものとし、以下の定める方法により児童生徒を保護者に引き渡す。

- a 教職員は児童生徒を運動場等に避難させる。
- b 教職員は学級人員を確認し、名簿により確認の上保護者に引き渡し、避難先を把握する。
- c なお、事情により引き渡しできない児童生徒にあっては、運動場等に待機させ教職員で保護する。

(イ) 児童生徒等が下校中の場合

あらかじめ各学校が地域の状況に応じ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

(ウ) 児童生徒等が登校中の場合

児童生徒等が登校後(ア)の措置をとる。

(エ) 児童生徒等が在宅中の場合

休校とし、児童生徒等は登校させない。

(オ) 校外学習及び部活動大会参加時等の場合

出発前もしくは解散後については校長との連絡を密にし、状況に応じて(ア)から(ウ)の措置を講じる。

なお、出発後については、情報を収集の上、適切な対応をする。

(2) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(3) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。

4 保育園、児童館等の措置

保育園、児童館利用者の幼児・児童等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合等において、原則として上記3「学校における措置」に準じて取り扱う。

5 県警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、町内で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は町長から求めがあったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を町長に通知する。

第2節 消防、浸水等対策

1 実施担当

本部事務局、道路河川水路班

2 町における措置

警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等に関して講じる措置として、町地域防災計画及び消防計画に基づき、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、地震災害発生後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、尾三消防組合における準備等必要な体制をとる。

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災、浸水等の防除のため現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 火災発生の防止、初期消火について住民等へ広報を行う。
- (4) 浸水対策用資機材の点検・整備を実施するとともに、監視、警戒を強め、それぞれの管理者への連絡通報を実施する。
- (5) 自主防災組織等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (6) 地震防災応急対策の実施の指導
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

第3節 社会秩序の維持対策

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班

2 町における措置

- (1) 警戒宣言が発令された場合は、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め民心の安定を図り、住民の的確な防災対策を促進する。

(2) 予想される混乱

- ア 東海地震予知情報に関する流言
- イ 帰宅者による道路の混乱
- ウ 電話のふくそう
- エ 避難による混乱
- オ 自動車による道路交通の混乱
- カ 買い出し、旅行者等による混乱

(3) 混乱の防止

地震災害警戒本部長は、警察等の情報により、各種の混乱の発生のおそれがあると認めたとき又は混乱が生じたときは、住民のとるべき措置について呼びかけを実施する。

(4) 物資、物価対策

状況に応じ町地震災害警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発する。

(5) 防災関係機関の行う活動

防災関係機関は秩序維持活動に協力し、必要な情報の収集伝達に努める。

第4節 道路交通対策

1 実施担当

道路河川水路班

2 県、県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたとき。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動する。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のために車両を使用しない。ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、車両を活用できる。

3 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図る。

(1) 交通規制の基本方針

ア 一般道については、町内での一般車両の走行は極力抑制する。

イ 強化地域外から町内への一般車両の流入は極力制限する。

ウ 町内から強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 高速道路については、一般車両の三好インターチェンジからの流入を制限すると

ともに、強化地域からの流出は制限しない。

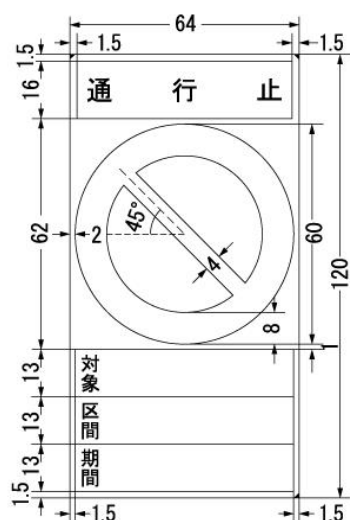
オ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大規模地震対策特別措置法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行う。



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講じる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合は、関係機関と協力して必要な対策を講じる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認申出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を県又は県公安委員会（県警察）の事務担当部局等に提出する。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は「緊急輸送車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請する。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できる。

1 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点は、平常通り運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合は、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 地震が発生した場合は、地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

2 名古屋市営地下鉄における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 運行に関する措置

平常通り運行する。なお、利用者の状況により、さらに輸送力の確保を図る。

イ 利用者への案内及び広報

- (ア) 地震に関する情報、運行に関する措置等を、車内放送、駅構内放送、掲示板、LED案内表示器等によって利用者に案内する。
- (イ) 警戒宣言発令時には地下鉄の運行を中止する旨を予告する。
- (ウ) 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。
- (エ) 地震に関する情報、地下鉄の運行状況、警戒宣言時には地下鉄の運行を中止すること等を、Web サイト等により広報する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 運行に関する措置

すべての列車は、最寄りの駅に停車し、運行を中止する。

イ 利用者への案内及び広報

- (ア) 地震に関する情報、運行に関する措置等を、車内放送、駅構内放送、掲示板、LED案内表示器等によって利用者に案内する。
- (イ) 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。
- (ウ) 駅構内において、利用者に最寄りの避難場所を案内する。
- (エ) 地震に関する情報、地下鉄の運行中止の状況等を、Web サイト等により広報する。

第6節 バス

町及び路線バス事業者における措置

町及び路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講じる。

- 1 運行路線にかかわる山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、

サイレン、標識等による情報収集に努める。

- 3 東海地震注意情報が発表された場合は、乗客に対して、警戒宣言発令時には、車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- 4 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行う。
- 5 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- 6 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 町及び水道事業者における措置

町及び愛知中部水道企業団は、警戒宣言が発せられた場合は、地震災害に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとる。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努める。
- (3) 県営水道受水団体は、自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県（企業庁）に緊急増量の要請を行う。

2 中部電力株式会社、株式会社 J E R A 及び電源開発株式会社における措置

中部電力株式会社、株式会社 J E R A は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講じる。この場合において、地震発生 of 危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWeb サイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 都市ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講じる。

また、他の都市ガス事業会社は、これに準じた措置をとる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

5 通信事業者における措置

N T T西日本株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとる。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ、支店前掲示板等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ NTT西日本株式会社の東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

災害等により各情報通信及び通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとる。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施する。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断する。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講じる。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮する。

第8節 生活必需品の確保

1 町、国及び県における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

町、国及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じる。

2 町及び県における措置

町及び県は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

(1) 各家庭においては、警戒宣言発令時には町から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること。

(2) 地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、1週間分

程度の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならないこと。

第9節 金融対策

東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行う等、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる民間金融機関等における措置を適切に講じるよう要請する。

1 預金取扱金融機関への措置

強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

(1) 窓口営業の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客のふくそう状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じる。

(2) 取引者に対する営業停止等の周知徹底

営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、店頭掲示等により告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載する。

(3) 休日等の警戒宣言発令時における窓口営業の再開停止

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、地震災害発生後の金融業務の円滑な遂行の確保を期するため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じる。

(4) 警戒宣言解除時における平常営業の再開

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

(5) 地震災害発生後の応急措置

地震災害発生後の預金取扱金融機関の応急措置については、愛知県地域防災計画地震災害対策計画第4編第1章第2節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講じる。

(6) 混乱の未然防止

その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

2 保険会社への措置

強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。
- (2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等を店頭掲示等により告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載する。
- (3) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、地震災害発生後の保険会社の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わない。
- (4) 警戒宣言が解除された場合は、可及的速やかに平常の営業を行う。
- (5) 地震災害発生後の保険会社の応急措置については、愛知県地域防災計画地震災害対策計画第4編第1章第2節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講じる。

3 証券会社への措置

強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所の窓口における営業を停止する。
- (2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載する。
- (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期するため、窓口業務の開始又は再開は行わない。
- (4) 警戒宣言が解除された場合は、可及的速やかに平常の業務を行う。
- (5) 発災後の証券会社等の応急措置については、愛知県地域防災計画地震・津波災害対策計画第4編第5章第3節1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講じる。

4 電子債権記録機関への措置

- (1) 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期するため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

オ 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、愛知県地域防災計画地震災害対策計画第4編第5章第3節1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

- (2) 強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応強化地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行う。

第10節 郵政事業対策

日本郵便株式会社における措置（強化地域内の郵便局の措置）

- 1 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- 2 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示する。
- 3 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻る。
- 4 警戒宣言が発生られて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合は、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮する。

第11節 病院、診療所

- 1 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- 2 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有する等安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができる。
- 3 災害拠点病院については、地震災害発生後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来を除き、外来診療を原則縮小する。

第12節 緊急輸送

- 1 実施担当
本部事務局、道路河川水路班
- 2 町、県及び関係機関における措置
 - (1) 町、県及び関係機関は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため、及び地震災害発生後の緊急輸送等に備えるため、緊急輸送用車両等の確保を図る。
 - (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。
 - (3) 町が運用又は調達する車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あつせんを要請する。
ア 輸送区間及び借上げ期間

- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

3 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、地震災害発生に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需品物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人材及び物資、機材

4 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、町、県及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備する。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町及び県の地震災害警戒本部において調整を行う。

5 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送路は、第2編第2章第3節2(2)「緊急輸送道路の指定」で定める道路とする。

6 緊急輸送車両の確認

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）へ緊急輸送車両の確認申出を行う
- (2) 大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第5編第4章第4節3(6)「緊急輸送車両の確認」に定めるところによる。

7 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

1 実施担当

本部連絡・広報報道班

2 町及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援の方策を検討し、対策を講じる。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供するとともに、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供し、事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策

■基本方針

町は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・広報報道班、本部連絡・警戒班、道路河川水路班

2 町における措置

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じた上で、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (6) 県警察、県、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講じる。

第2節 河川及び農業用ため池

1 実施担当

本部事務局、情報管理班、本部連絡・警戒班、道路河川水路班、農林商工班

2 町における措置

町は、警戒宣言が発令された場合、本部連絡・警戒班及び道路河川水路班は直ちに所管する河川の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握する。また、農林商工班は、農業用ため池の管理者に対して緊急点検巡視を指示しその状況を把握する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

1 実施担当

本部事務局、本部連絡・町民対策班、衛生防疫班、救護班、保育班、

保健予防・医療助産救護班、都市施設班、本部連絡・学校班、社会教育班

2 町における措置

町が管理する庁舎、学校、保育園、社会教育施設、社会福祉施設、巡回バス等における管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言発令時には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、庁舎への来訪者、施設等利用者に対して、的確、簡潔に伝達し、帰宅等を促す。

ウ 警戒宣言が発令された場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、警戒宣言が発令された旨を的確、簡潔に伝達するとともに、安全確保を図るため、施設等から退避するよう誘導する。

(2) その他の措置

警戒宣言が発令された場合、次の措置をとる等、地震災害発生に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

エ 消防用施設等の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータシステム等重要資機材の点検等の体制

カ 施設の特性に応じた主要な個別の事項

(ア) 小中学校

- a 児童生徒の保護者への引渡し方法
- b 地域住民の避難場所となる施設について受入方法
- c 救護所が設置される場合の受入方法

(イ) 保育園

- a 園児の保護者への引渡し方法
- b 救護所が設置される場合の受入方法

(ウ) 児童館

- a 児童の保護者への引渡し方法
- b 救護所が設置される場合の受入方法

(エ) 社会福祉施設

強化地域内外の社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定める。

(オ) 社会教育施設、公園施設

テニスコート、町民グラウンド、公園等無人施設への警戒宣言発令時の伝達方法

(カ) 尾三衛生組合（ごみ）・日東衛生組合（し尿）

警戒宣言時のごみ、し尿の処理方針

(キ) その他

地域住民の避難場所となる場合の受入方法

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

1 実施担当

本部事務局、情報管理班、本部連絡・学校班

2 町における措置

(1) 庁舎の応急措置

ア 庁舎

町地震災害警戒本部は、本部居室の安全点検及び障害物の除去等概ね次の事項を実施する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- (イ) 無線通信等通信手段の確保
- (ウ) 窓ガラス等の破損落下による危害防止措置
- (エ) 倒壊のおそれがあるロッカー、書庫、自動販売機等の転倒防止措置点検
- (オ) 可能な限り飲料水・生活用水の汲み置きの実施、及び本部員の食料の準備
- (カ) 火気使用の自粛措置、屋内消火栓、消火器の点検実施
- (キ) 発電機等非常用電源の準備及び燃料の確保

イ 庁用車両

- (ア) 全車両を庁舎前駐車場に搬出、整列駐車し燃料点検注入
- (イ) 緊急輸送車両の指定及び表示を実施

ウ 無線通信施設

点検実施するが緊急時であるので概ね次の事項を実施する。

(ア) 防災行政無線

- a 予備電源（発電機）を準備し作動を確認するとともに燃料を確保する。
- b F A Xの作動を確認し予備ロール、トナー等在庫点検を行う。

(2) 指定避難場所、救護所を設置する施設

指定避難場所を設置する予定の場所及び救護所を設置する予定の場所はそれぞれ応急措置として概ね次の事項を実施する。

ア 窓ガラスの破損落下及びその他の備品類の倒壊等による危害防止措置

イ ガス、石油等の火元点検等並びに、学校においては、理科教材用薬品等の保管状況を点検し混合発火、爆発のおそれがある薬品等については徹底した予防措置を講じる。

ウ 飲料水の緊急貯水、可能な限り汲み置きを実施するとともに、屋内消火栓、消火器等消防設備機器の点検

エ 投光機等非常照明、発電機の準備及び燃料の確保

(3) コンピュータ

コンピュータシステムについては、概ね次の措置を講じる。

ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータシステムを除いて、運用を停止する。

第5節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。

第6章 他機関に対する応援要請

■基本方針

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定める。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行う。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 実施担当

渉外班

2 町における措置

町長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大規模地震対策特別措置法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結する。

3 県における措置

(1) 知事の応援に関する指示

知事は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認められるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。

(2) 連絡・受入れ体制の確保

県は、地震災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努める。

4 費用の負担方法

他県又は他市町村から、町に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大規模地震対策特別措置法第31条の規定による。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 実施担当

渉外班

2 町における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

町地震災害警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県地震災害警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。

ア 派遣を要請する事由

- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

町地震災害警戒本部長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整する。

3 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節5「災害派遣部隊の受入」及び6「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずる。

第7章 住民のとりべき措置

■基本方針

警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭においてとりべき措置

- 1 テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報を把握するとともに、町役場や消防署、警察署等からの情報に注意する。
- 2 警戒宣言が発せられた場合には、がけ地崩壊危険地域等避難対象地区内の居住者等にあつては、町の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難する。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空地等での待機等安全な場所で行動する。また、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておく。なお、各家庭で食料（1週間分）、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備する。
- 3 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかる。
- 4 とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- 5 火の使用は自粛する。（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと。）
- 6 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとる。
- 7 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。
- 8 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える。（底の厚い靴も用意する。）
- 9 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。
- 10 万一のときの脱出口を確保する。また、地震災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認する。
- 11 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保する。
- 12 自動車や電話の使用は自粛する。

第2節 職場においてとりべき措置

- 1 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとる。
- 2 とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認する。
- 3 火の使用は自粛する。
- 4 消防計画、予防規程等に基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- 5 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- 6 重要書類等の非常持出品を確認する。
- 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。
- 8 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。
- 9 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。
- 10 近くの職場同士で協力し合う。
- 11 マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

参考資料 南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本町の対応等について

「気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始した。「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本町の対応については暫定的に以下（＜東郷町の対応＞）のとおりとしている。

また、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）に基づき内閣府及び消防庁から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）」（以下「ガイドライン」）が公表された（平成 31 年 3 月 29 日）。

国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」並びに「愛知県地域防災計画」の修正を踏まえ、ガイドラインを参考に東郷町地域防災計画を見直すこととする

＜東郷町の対応＞

項目	対応
情報の収集及び伝達	適宜必要な情報の収集に努め、関係機関へ必要な情報を伝達する。
町民への呼びかけ	町民に対して、日頃からの備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。
事務局会議の開催	必要に応じて、情報共有を目的とする事務局会議を開催する。
施設の点検	町の所管する施設のうち、防災上重要な施設や町民が利用する施設を必要に応じて点検し、地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
非常配備態勢	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執る。

＜参考 「南海トラフ地震に関連する情報」＞

1 経緯

○ 気象庁は、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）を踏まえて、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を、以下のとおり決定した（平成 31 年 3 月 29 日）。

2 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件（令和元年 5 月 31 日より提供開始）

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう防災対応等を示すキーワード（「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」）を付記して発表される

資料＜参考 ガイドライン概要＞

1 防災対応の基本的な考え方

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。

2 大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースの防災対応の考え方

	半割れ/被害甚大ケース (大規模地震 M8.0 以上)	一部割れ/被害限定ケース (前震可能性地震 M7.0 以上 M8.0 未満)	ゆっくりすべり/被害なしケース
特性	- 南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は 100～150 年程度に一度 - 南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近 2 事例は、それぞれ約 2 年、約 32 時間の時間差をもって連続して M8 以上の地震が発生 - 世界の事例では、M8.0 以上の地震発生後 1 週間以内に M8 クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に 1 回程度	- 南海トラフ沿いにおける発生頻度は 15 年程度に 1 度 - 南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近 7 事例では、その後大規模地震が発生した事例はない - 世界の事例では、M7.0 以上の地震発生後 1 週間以内に M8 クラスの地震が発生する頻度は数百回に 1 回程度	- 南海トラフでは前例のない事例 - 現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない
社会 の 状 況	- 被災地域では、応急対策活動を実施 - 被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難	- 震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない	南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
住民 の 対 応	沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 - 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 - 地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 - それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる	地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業 の 対 応	- 不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 - 大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 - それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる ※ トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	日頃からの地震への備えを再確認する等 ※ トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	日頃からの地震への備えを再確認する等 ※ トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り実施
最も 警戒 期間	1 週間を基本 - その後、「一部割れケース」の防災対応を 1 週間取ることを基本	1 週間を基本	すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで